

令和元年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和元年12月4日（水）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
会 期 自 令和元年12月 4日
至 令和元年12月13日
- 日程第 4 村長挨拶
- 日程第 5 報告第 5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
- 日程第 6 議案第56号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第57号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第58号 工事委託に関する変更協定の締結について
- 日程第 9 議案第59号 白馬村上下水道事業経営審議会条例の制定について
- 日程第10 議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の規定に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第11 議案第61号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の規定に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第12 議案第62号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第63号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第65号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第66号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第67号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第68号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

日程第19 議案第69号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第70号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）

令和元年第4回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和元年12月4日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・室長	田中哲
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井洋
税務課長	横川辰彦	住民課長	山岸茂幸
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第5号説明、質疑

6) 議案審議

議案第56号から議案第70号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 報告第 5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
 2. 議案第56号 工事変更請負契約の締結について
 3. 議案第57号 工事変更請負契約の締結について
 4. 議案第58号 工事委託に関する変更協定の締結について
 5. 議案第59号 白馬村上下水道事業経営審議会条例の制定について
 6. 議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の規定に伴う関係条例の整備に関する条例について
 7. 議案第61号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の規定に伴う関係条例の整備に関する条例について
 8. 議案第62号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 9. 議案第63号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 10. 議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 11. 議案第65号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
 12. 議案第66号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
 13. 議案第67号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第4号）
 14. 議案第68号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
 15. 議案第69号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
 16. 議案第70号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。これより、令和元年第4回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付しています資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。最初に、監査委員から令和元年8月分、9月分、10月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月出納検査報告書と令和元年度定期監査の経過報告が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会令和元年11月定例会が11月14日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました請願並びに陳情は、お手元に配付いたしました請願文書表並びに陳情文書表のとおりですが、これらの文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、請願文書表並びに陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第8番津滝俊幸議員、第9番横田孝穂議員、第10番田中榮一議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和元年第4回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から12月13日までの10日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月13日ま

での10日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 令和元年第4回村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先ほどは長きにわたり議員活動に貢献され、表彰を受けられた3名の議員の方々には、心よりお祝いを申し上げます。

さて、本年10月12日に発生をいたしました台風19号により亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

長野県内でも、北信・東信の千曲川水系の自治体が、復旧・復興に向けて応急仮設住宅建設などに全力で取り組んでいるところですが、被災された皆様が一刻も早くもとの穏やかな生活を取り戻すことができるよう、心より願っております。

9月定例会以降の観光客の入り込み状況についてご報告をさせていただきます。

9月は、昨年、天候不順が続いたことありますが、前年比145.6%となる18万人余りの入り込みがありました。2週連続で3連休があったことや、月の前半は天候が安定をしたこともあり、山麓部と山岳部ともに順調な入り込みであったようです。

対しまして10月ですが、県内を含め、各地で甚大な被害をもたらした台風19号の影響で、白馬村では、直接的な被害はなかったものの、やはり客不足に大きく響いたようであります。県観光部の推計によると、県内宿泊施設ではキャンセルが相次ぎ、その損失額は20数億円に上るとのことでありました。また、同時期に白馬村でもキャンセル状況の実態を把握すべく、各観光協会の協力を得て調査を実施いたしました。回答のあったものを集計しますと、10月末までのキャンセルとしては約2,800泊、金額にして約1,700万円という結果でありました。これは鉄道の運休や高速道路の通行止めが大きく響いたほか、旅行も自粛をするといった動きもあったようであります。このような状況でありましたので、10月の入り込み状況は、前年比63.6%となる約6万人余りで、これまでに例がないほどの落ち込みでありました。

長野県では、台風19号により落ち込んだ県内の観光需要を早期に回復するために、「がんばろう信州！観光キャンペーン」と題して、旅行や宿泊料金を割り引く長野県ふっこう割や、情報発信等の強化に取り組むための補正予算を組みました。村でも、これら事業を活用しながら、県とともに観光需要の喚起と回復に取り組んでまいります。

グリーンシーズンにおける観光客数で見ると、10月分までの状況では、10連休であったゴールデンウィークや、比較的天候が安定をした8月と9月の貢献もあり、前年比では111.5%という状況になっております。ウインターシーズンに向けて恒例の行事では、先月23日には、スキー場合同安全祈願祭、そして雪乞い祈願が行なわれ、議会、観光局、索道事業者の皆様とともに、一

日も早い降雪とスキー場を初め、村内各所のにぎわい、そして事故のない安全なシーズンになることを祈願をしてみました。

さて、事業執行状況について説明をさせていただきますが、総務課関係では、今年度の地区役員懇談会は10月28日から11月22日までを集中期間とし、この期間以外にも随時受け付ける方式で実施をいたしました。区の課題や将来像について懇談をいたしました。少子高齢化による担い手不足、不振等の負担軽減が共通課題として出されました。中には地区の人口予測を示してほしい旨の意見もあり、来年度において策定予定の白馬村第5次総合計画後期計画において、地区ごとの人口予測をしたいと考えております。

ふるさと納税の動向ですが、10月末の状況は、対前年比較120%で、返礼品目については141件です。特に多くの方に選んでいただいている返礼品としては、白馬産米、宿泊補助券、スキー場のリフト券を選んでいただく方が非常に多い状況となっています。また、返礼品目の中でもミルククイーンにつきましては、引き続き非常に人気な状態が続いており、今年度収穫の新米が既に品切れに近い状況となっています。

こういった状況を受け、村内認定農業者の皆様に向けて、来年度以降におけるミルククイーンを新たに作付をしていただける農家の募集を行っております。

景観行政団体への移行に関しましては、住民向けワークショップ、庁内関係各課、白馬建築業組合、大北建設労働組合との勉強会、長野県とは都市計画法における白地地域の見直しに関する打ち合わせを行なっている最中であります。県からは、スケジュール化も大事だが、今後の村を形成する指針となるので、住民との対話を重視するようアドバイスを受けております。

環境省クールチョイス宣言の一環として、CO₂削減を目的に、8月から11月まで取り組んだEV電気自動車シェアリング事業ですが、稼働率は約97%と多くの方々にご利用をいただくことができました。シェアリング期間中に開催した防災訓練では、トヨタユー・グループ様よりPHEVによる炊き出しを実施をいただき、この場をおかりし、改めて御礼を申し上げるとともに、自然災害の際に活用できる電気自動車の可能性について再認識をいたしましたところ です。

里山景観保全、通年観光、村有地有効利用のために取り組んでいる東山白沢村有林整備ですが、9月30日に村内関係団体や景観計画策定にご協力をいただいている芝浦工業大学学生による登山道整備、11月の9日から10日には、地域おこし協力隊企画による森林整備の移住体験ツアーを実施をいたしました。広報はくば11月号でこのコース紹介をしており、往復約5.2キロメートル、広葉樹林帯の歩きやすい道ですので、里山の魅力を体験していただければと思います。

令和元年当初予算編成に向けては、これまで以上に財政健全化を堅持し、財政悪化を回避するため、先月27日に全職員を対象に予算編成会議を行ない、村の財政状況を説明して、歳入の確保、歳出の徹底した圧縮を行なう方針を示しました。各種施策の優先順位については、厳しい取捨選択を行ない、個性豊かで将来性のある村づくりのため、全職員が一丸となって英知を集め、創意工夫

を凝らして予算編成に取り組んでいくよう指示したところです。

具体的な手法といたしましては、今年度は10年以上ぶりに課ごとに一般財源を配分する一般財源の枠配分方式による予算編成作業を行なうことといたしました。この方式により各課では、その範囲内で創意工夫のもと、予算を組み立てる自己責任、自己決定型予算編成となります。職員がどのような考えで、どのような予算要求を上げてくるか、私も楽しみにしているところです。

新防災情報配信システム事業の進捗については、請負業者と協議を行ない、今年度と来年度の事業費が固まりましたので、本定例会で来年度の債務負担行為を含め、事業費の補正をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

観光課関係では、白馬山案内人組合100周年記念事業として、10月の5日から6日にかけて、ウイング21を会場にH a k u b a山フェスタが開催をされました。著名人によるトークショーや山と案内人の歴史の紹介、写真展示など、魅力的な内容の盛りだくさんなこのイベントには、2日間で3,100人の来場があり、来場者にとっても、主催する側にとっても、大いに満足できるイベントとなりました。11月には記念式典も開催をされたところですが、これらを含め、100周年記念事業の実施に携わっていただきました実行委員会の皆様に、敬意と感謝を申し上げます。私は、次の100年に向けてよいスタートが切れたものと確信をしております。

地方創生推進交付金事業といたしまして実施をしているドローン事業についてですが、9月下旬にドローン物流の実用化に向けた実地試験を実施をいたしました。それまでに小型機を用いて構築をした航行ルートを実際にドローンが荷物を積んで飛行するといった試験で、猿倉と白馬尻、白馬尻と2号雪渓と区間を区切って、それぞれ約5キロの荷物を積載をしたドローンの飛行を行ないました。

今回の試験では、バッテリーの消耗を初めとする飛行データを取得することはできましたが、ドローンがヘリコプターにかわる物資の輸送手段として有用であるのかという点で見れば、手段としては間違っていないが、今回、試験に用いた機体とその輸送量では、物足りないと言わざるを得ない状況であります。そのため、ドローン物流実用化協議会では、来年度以降の実施の可否を含め、事業計画の見直しを行なっているところであります。

農林課関係では、ことしの米の作況指数であります。農林水産省の10月15日現在の発表では、長野県中心地区は100の平年並みとのことであります。7月の日照不足による生育のおくれや、8月の猛暑、9月は台風や前線の影響により、定まらない天候が続く中での刈り入れとなりましたが、気温が平年に比べて高く推移をした分、平年並みに落ち着いたということで安堵をしております。

鳥獣被害対策では、9月以降、熊の出没が絶えず、昨年の3倍程度の目撃情報がありました。特に西山では、ドングリ等が不作であったことから、餌を求めて一斉に里へおりてきたものと考えます。警察や猟友会、村の関係する課の連携をとりながら、朝夕の見回りの実施、広報やメールでの

注意喚起や出没情報の発信を行ってきたところであります。また、猿による農産物の被害がここ何年か続いておりますが、地域の農業を維持発展させる活動が基礎であってこそその獣害対策であり、また、猿被害の対策となりますことから、地域住民とともに、獣害に強い地域をつくる重要性を感じているところであります。

建設課関係では、本年度予定をしておりました工事関係は順調に進んでおりまして、特に村道の舗装修繕につきましては、本年度の計画路線について、11月中に全て完了をしたところであります。また、9月定例議会で予算をお認めをいただきました菅地区の災害復旧事業につきましては、鋭意設計を進めておりまして、年内には発注の見通しとなっております。

住民課関係では、ご心配をおかけしておりますリサイクルセンター等の整備事業の延期の件であります。裁判が終了し、現在は登記名義人の整理に関する登記事務の段階とのことであります。北アルプス広域連合とは、共有地の名義人整理が行なわれた上で、リサイクルセンター等の建設と清掃センターの解体撤去を行なうこととなっておりますので、登記事務の進捗状況を把握をし、広域連合を初め、地権者、地元関係者の皆様とも連絡を密にしながら、整備事業を進めてまいりたいと考えております。なお、北アルプス広域連合では、整備事業の再開に向けて、設計単価の見直し業務等の費用を11月の広域連合議会に提出し、可決されました。それに伴い、白馬村におきましても、本定例会に提出します一般会計補正予算に、事業再開に向けての費用の負担金分の増額を計上しましたので、よろしくお願いをいたします。

健康福祉課関係では、10月1日から白馬商工会において販売を開始をしましたプレミアム付き商品券ですが、低所得者向けの商品券については、全国的に低調で、内閣府は、10月の25日時点で購入申請があったのは約714万人と、対象者の約34%にとどまっていると公表いたしました。本村でも、申請は対象者の約4割程度にとどまっています。国では、低調な要因として、周知不足や申請手続の煩雑さ、購入費用の負担がネックになっていると分析をしており、今後、村といたしましては、未申請者に対し、広報等を通じ申請を呼びかけるとともに、申請期限を11月の29日としておりましたが、期限後の申請についても柔軟に対応をしてみたいと考えております。

次に、デマンド型乗り合いタクシーの関係ですが、5月から行なっておりました実証運行が10月末で終了をいたしました。土日・祝日の運行につきましては、1日当たりの利用者数が平均5.5人、1便当たりの平均は0.6人でした。また、追加便の9便、17時の便であります。平均乗車数が0.36人という結果で、土日・祝日9便の実証運行は、いずれも1便当たり1人に満たない低調な結果となりました。来年度以降のデマンド型乗り合いタクシーの運行については、現在、地域公共交通としての検討が進められておりますので、あわせて、この実証運行の結果をもとに、地域公共交通検討委員会の福祉部会においても、検討を進めてまいります。

上下水道課関係では、昨年度から実施をしてきました公共下水道白馬村浄化センターの長寿明化

更新工事である監視制御設備の工事については、無事完了の運びとなりました。技術の進歩により、監視制御モニター等は従前に比べコンパクト化されました。なお、工事費の精算において減額が生じたことから、日本下水道事業団との変更協定について、本定例会に議案を提出をいたします。また、今年度より下水道事業特別会計が公営企業会計となりましたが、引き続き経理内容の明確化や経営の持続性、安定性など、企業としての経済性を発揮できるよう取り組んでまいります。来年度に向けては、上下水道事業の経営に関する重要事項や、料金、使用料に関する事項等を審議をしていただくため、白馬村上下水道経営審議会を設置をする方針であり、この条例の制定につきましては、本定例会に提出をさせていただきますので、ご審議をお願いをいたします。

教育課関係ですが、教育課関係では、小中学校への空調設備設置工事については、年内の完成を目指して進めてまいりましたが、3校54教室への設置工事はほぼ工程どおり竣工の見込みとなりました。教育委員会では、空調設備の運用指針の策定をし、各学校に周知をしたところであります。指針では、設備稼働は教室内の室温が28度以上のときとしておりますが、28度以下でも各校の判断で稼働できるものと定めております。児童生徒の健康状態に十分配慮した上で、指針に基づきながらの柔軟な運用をするとともに、地球温暖化防止の取り組みを継続しながら、快適な学習環境を提供してまいります。

子育て支援課関係では、子供たちに生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に、10月から幼児教育・保育の無償化制度がスタートをいたしました。制度開始に伴う諸手続においては、特に大きなトラブルもなく、3歳から5歳までの児童の保育料無償化など、順調に制度移行ができたと聞いております。今後も、保育の質の確保とサービス向上に努め、子育て支援の充実を図ってまいります。

生涯学習スポーツ課関係では、11月の21日に、本村と小谷村、信州大学の連携による震災アーカイブの報告会が開催されました。村民や報道関係者90名ほどが集まり、白馬中学生が被災者の聞き取りを通じた防災教育への取り組み等の発表や、今後のアーカイブを活用する中で、5年前の神城断層地震を思い起こしながら、この震災が風化されないように伝え続け、学び、備え、災害に負けない村づくりへの思いや、防災・減災に対する意識が一層高まることを期待をしております。

東京2020オリンピック聖火リレーにつきましては、来年4月2日に白馬村に聖火が参ります。村全体でこの聖火リレーを盛り上げ、聖火リレーにおける沿道への参加の告知や、ミニセレブレーション等のステージイベントを実施することにより、一人でも多くの皆さんがこの貴重な経験を共有し、将来に語り継がれるような聖火リレーになるよう、一般会計補正予算に計上をいたしました。

ウイング21の高屋根改修工事におきましては、工事施工中に構造上から室内に雨水が浸入することが発覚したため、主要部材を変更し、施工するための一般会計補正予算についても計上をさせていただきます。

さて、ことし9月23日に開催をされました「世界気候サミット」に声を届けるために、9月の20日に世界中で「気候マーチ」が開催をされました。白馬村でも、白馬高校2年生の有志3人の呼びかけで、「グローバル気候マーチ in 白馬」という行動を起こし、このパレードには、村内外から約120名が参加をし、美しい自然環境を未来に残すためにアクションすることを訴えました。参加者は「来たときよりも美しく」「雪を守ろう」「Just take action (今行動しよう)」などのメッセージを書き込んだ手づくりのプラカードを手に、JR白馬駅から村役場までデモ行進をし、子供から大人、外国人など、さまざまな人々が参加をしてメッセージを呼びかけました。終点となる白馬村役場において、私に対して気候非常事態宣言を求められ、この宣言を日本、さらに世界に声を届けたいとの強い要請を受けました。そこで、この思いに応えるために、この議場において、白馬村における気候非常事態を宣言することとし、宣言文を朗読をさせていただきます。

2020年度以降の地球温暖化対策の枠組みとして、温室効果ガスの排出量が急増をしている中国、インドを含む196の国連気候変動枠組み条約加盟国が、気候変動の脅威とそれに対処する緊急の必要性を認識し、その対処の必要性を目標としたパリ協定の本格的な対策が始まります。

2030年までに地球温暖化の対策の行動を引き上げなければ、産業革命前の水準から地球の平均気温上昇を1.5℃に抑制をする道は閉ざされると言われており、人類が、1.5℃目標の実現のために、これから5年から10年が最後のチャンスと認識をするとともに、覚悟を持って行動を実施できるかが、生活や経済、ひいては地球の行く末をも決定づけることとなります。

世界の温室効果ガス排出量は、今もなお増加を続けております。今こそ、危機感を共通認識するとともに、地域社会における資源循環を高めながら、気候変動に対する取り組みを大きく加速させなければなりません。

日本でも、これまで感じたことのない酷暑、台風の強力化、短時間における集中豪雨など、全国各地で気候変動に起因すると考えられる異常気象が多発をし、これにより多くの被害が発生しております。

本村は、雄大な北アルプス白馬連峰のもと、国内外の人々を魅了するパウダースノーを含め、四季を通じて類まれな山岳自然環境と、里山をはじめ姫川源流など、豊かで美しい自然と景観に恵まれています。

これまで、将来の村づくりの姿を、北アルプス山麓の自然に恵まれた村であるからこそできる「むらごと自然公園」と位置づけ、現在は「魅力ある自然を守る村」を村づくりの基本目標として、本村の発展を目指してまいりました。

地球温暖化に起因する気候変動は、本村にとっても極めて深刻な脅威であり、雄大な自然の恵みを受けてきた本村だからこそ、今こそ、村民とともに気候変動に対して行動をしなければなりません。ここに気候非常事態を宣言することにより、この危機的状況を正面から向き合い、再生可能エ

エネルギーにシフトするなど、将来の村民に持続可能な社会を引き継いでいけるよう、次の活動に取り組めます。

- 1、「気候非常事態宣言」により、村民とともに白馬村から積極的に気候変動の危機に向き合い、他自治体の取り組む模範となります。
 - 2、2050年における再生可能エネルギー自給率100%を目指します。
 - 3、森林の適正な管理による温室効果ガスの排出抑制に取り組むこと等により、良質な自然環境を守ります。
 - 4、四季を肌で感じるができるライフサイクルや、四季を通じたアクティビティの価値観を、村民一人一人が大切にします。
 - 5、世界水準のスノーリゾートを目指すために、白馬の良質なパウダースノーを守ります。
- 以上が宣言文です。よろしくお願いいたします。

本定例会に提出をいたします案件は、報告1件、議案15件であります。議案等につきましては、担当課長より説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） これより報告事項に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第5 報告第5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 報告第5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について、報告を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 報告第5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明をいたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

1枚おめくりをください。専決第13号の内容ですが、令和元年7月28日の午後3時ごろ、白馬村大字北城16276番地1付近の村道0208号線において、損害賠償請求者が所有し、妻が運転する乗用車が走行中、本村が管理する道路側溝のグレーチング上を走行した際に、グレーチングがはね上がり燃料タンクを損傷させたものです。

村は、損害賠償請求者に対して、車両の修理代金9万2,937円の全額を賠償したものです。説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は、報告事項ですので、以上で日程第5は終了いたします。

これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第6 議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第6 議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第56号の委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第6 議案第56号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 議案第56号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。

工事変更請負契約の締結について、次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付するべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的ですが、令和元年度白馬村ウイング21高屋根改修工事でございます。

契約金額は、1億1,000万円で、変更増加額を68万2,000円とし、変更後契約額を1億1,068万2,000円としたいものであります。

契約の相手方は、長野県北安曇郡の白馬村大字北城262番地、株式会社相模組白馬営業所所長宮澤宏明であります。

工事の変更内容でございますが、本件は白馬村ウイング21の雨漏りを抜本的に改修繕するため、高屋根部に屋根を取りつけるカバー工法を採用しておりましたが、施工中に構造上、外壁より浸入水があることが判明したため、外壁材等の変更をしたいものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第56号 工事変更請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第57号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 議案第57号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） 議案第57号 工事変更請負契約の締結についてご説明をいたします。

次のとおり、工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

契約の目的は、平成30年度白馬村立小中学校空調設備設置工事でございます。

変更前の契約金額は1億4,850万円で、変更増加額を113万3,000円とし、変更後、契約額を1億4,963万3,000円としたいものであります。

契約の相手方は、松本市大手3丁目4番5号、北野建設株式会社松本支店支店長、岩波智成であります。

主な変更内容としましては、増額として、白馬北小学校でエアコン台数の増、白馬中学校で室外機架台の仕様変更、3校の共通として、室外機転倒防止措置の仕様変更でございます。

また、減額として、白馬北小学校のキュービクルの仕様変更でございます。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第58号 工事委託に関する変更協定の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議案第58号 工事委託に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第58号 工事委託に関する変更協定の締結についてご説明申し上げ

げます。

次のとおり工事委託に関する協定の一部を変更する協定を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

協定の目的でございますが、白馬村公共下水道、白馬村浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更するものであります。

平成30年度から行ってまいりました白馬村浄化センターの長寿命化更新工事ではありますが、このたび監視制御施設の入れかえ工事が完了し、無事完了の運びとなりました。

工事の精算に伴い協定金額を変更するものでありまして、変更前の協定額が「1億3,000万円」であったものを248万円減額いたしまして、変更後の協定を「1億2,752万円」とするものであります。

協定の相手側ですが、東京都文京区湯島2丁目31番27号、地方共同法人日本下水道事業団理事長、辻原俊博であります。

減額の主なものは、入れかえ工事に伴う仮設工事、また、管理事務費等を縮減したものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第59号 白馬村上下水道事業経営審議会条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 議案第59号 白馬村上下水道事業経営審議会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第59号 白馬村上下水道事業経営審議会条例の制定についてご説明申し上げます。

上下水道事業の円滑な経営を目的に、村長の諮問に応じ、経営的視点で必要な調査、審議を行なうため設置をしたいものでございます。

1枚おめくりください。

1条の設置につきましては、地方公営企業法第14条の規定に基づき設置いたします。

第2条の任務でございますが、村長の諮問に応じて、上下水道事業の経営に関する事項について調査、審議するものでございます。

3条の組織は、使用者及び受益者の代表者や識見を有する者、また、村長が必要とする者、公募

による者から組織いたします。

4条の任期につきましては、2年間といたしまして、5条から8条にかけまして、会長の選任、会議、庶務等に関することを述べてございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第10 議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の規定に伴う
関係条例の整備に関する条例について**

議長（北澤禎二郎君） 日程第10 議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の規定に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の規定に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布をされ、令和2年4月1日からの施行に伴い、これに係る条例の改正、廃止を行なうものです。

新旧対照表でご説明をさせていただきますので11ページをごらんください。

第1条は、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正になります。

これは、特別職、非常勤職員の要件が厳格化され、本来、村長から諮問されている委員会が要綱となっているものについては、附属機関として条例にこれらを位置づけるものなどになります。

14ページをごらんください。

第2条は、白馬村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正になります。

これは、人事行政の運営状況の報告をする職員のうち、除かれる非常勤職員からフルタイム会計年度任用職員を除く規定を加えるものになります。

第3条は、職務の専念する義務の特例に関する条例の一部改正になります。

これは、本条例の職員のうち、パートタイム会計年度任用職員及び短時間勤務職員を除く規定を加えるものです。

15ページをごらんください。

第4条は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正になります。

これは、非常勤職員の勤務時間及び休暇について、別に村長が定める規定に改正をするものでございます。

第5条は、白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部改正になります。

これは、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に関し、その職員の規定から、会計年度任用職員を除く規定などを加えるものであります。

17ページをごらんください。

第6条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正になります。

これは、引用している地方公務員法の項が削除されたことによるものでございます。

18ページをごらんください。

第7条は、職員の分限に関する条例の一部改正になります。

これは、会計年度任用職員の休職期間の規定を加えるものであります。

19ページ、第8条は、職員の懲戒に関する条例の一部改正になります。

これは、パートタイム会計年度任用職員の減額となる報酬額の規定を加えるものです。

第9条は、白馬村特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部改正になります。

これは、特別職、非常勤職員の要件が厳格化されたことにより、報酬を支給できる吏員を整理するものでございます。

飛びまして、27ページをごらんください。

第10条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正になります。

これは、非常勤職員の給与等については、別に条例を定める改正となります。

第11条は、白馬村公民館条例の一部改正になります。これは、館長及び副館長の任期の項を削除するものです。

第12条は、白馬村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正になります。

これは、企業職員の給与の基準について、給与条例を準用する規定に改正し、非常勤職員の給与の規定を加えるものです。

10ページの改め文にお戻りください。

第13条は、白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例を廃止するものです。

これは、会計年度任用職員への移行に伴い、本村の嘱託職員制度を廃止するものです。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第61号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の規定に伴う関係条例の整備に関する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第11 議案第61号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の規定に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第61号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の規定に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、これに係る条例の改正を行なうもので、各法律の成年被後見人及び被補佐人の項が削除され、号ずれが生じることとなり、その号を引用している条例を改正するものです。

新旧対照表でご説明をさせていただきますので、2枚おめくりをいただきたいと思います。

第1条は、職員の分限に関する条例の一部改正になります。これは、号ずれに伴う改正でございます。

第2条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正になります。これは、引用している条文を削除するものです。

おめくりをいただき、第3条、白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正になります。これは、号ずれに伴う改正です。

改め文の2ページをごらんください。

この条例は、令和元年12月14日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの日程第11 議案第61号の説明の中で、「成年後見人」と言いましたが、「成年被後見人」ですので訂正をいたします。

失礼しました。

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第62号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第12 議案第62号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第62号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、令和元年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、議員の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行なうものです。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、2枚おめくりをいただき、第1条関係の新旧対照表をごらんください。

改正の概要ですが、第4条は期末手当の支給率を、これまで年間「3.35月分」であったものを0.05月分引き上げ「3.4月分」とするもので、改め文附則第1項で、条例の施行日を公布の日とし、附則第2項の規定により、令和元年12月1日に遡及して適用することとしております。

最終ページ、第2条関係新旧対照表をごらんください。

同じく、第4条で、令和2年度以降についての期末手当を6月支給分と12月支給分の支給率を1.7月と同じにすることとし、改め文附則第1項後段で、条例の施行日を令和2年4月1日とし一部改正したいものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第63号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第13 議案第63号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第63号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、議案第62号と同様で、令和元年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、常勤特別職の期末手当の支給月数を改定するため所要の改正を行なうものです。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、2枚おめくりをいただき第1条関係の新旧対照表をごらんください。

改正の概要ですが、第2条は期末手当の支給率をこれまで年間3.35月分であったものを0.05月分引き上げ3.4月分にするもので、改め文附則第1項で条例の施行日を公布の日とし、第2項の規定により令和元年12月1日に遡及して適用することとしております。

最終ページ、第2条関係新旧対照表をごらんください。

同じく第2条で、令和2年度以降についての期末手当を6月支給分と12月支給分の支給率を1.7月と同じすることとし、改め文附則第1項後段で条例の施行日を令和2年4月1日として、一部改正をしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第14 議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、令和元年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠した給与改定をするため、所要の改定を行なうものでございます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、7ページをごらんください。

第24条は、宿日直手当の上限額を5,900円から6,100円へ増額改定としております。

第30条は、勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げることとしております。

8ページから14ページまでの別表第1第5条関係の給料表は、民間との初任給との間に差があることを踏まえ、若年層の月例給を平均改定率0.1%引き上げとしております。

6ページの改め文にお戻りをいただきたいと思います。

この条例の施行日につきましては、公布の日から施行するものです。附則第2項は、別表第1の給料表は平成31年4月1日、0.05月分引き上げの勤勉手当の額に関する規定は令和元年12月1日に、それぞれ遡及適用するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第65号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第15 議案第65号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第65号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

3枚おめくりをいただき、新旧対照表をごらんください。

別表第1の第5条関係では、本年の人事院勧告により本村の職員の給料表を改正することに伴い、会計年度任用職員の給料表の改正を併せて行なうものです。

もう1枚おめくりをいただきたいと思います。

給料表の61号俸から75号俸については、新たに公営塾講師等の適用する号俸を加えたものです。

この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第66号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第16 議案第66号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第66号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

2枚おめくりをいただき、3分の2の新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布をされ、これに伴い準則が通知されたことによるものです。目次といたしまして、第5章雑則を加えております。

第15条償還等では、第3項災害援護資金の貸し付けを受けた者が、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難と認められる時は、償還金の支払いを猶予することができるといった規定とするものです。

第16条は、村における災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する調査、審議する合議制機関として支給審査委員会の設置に関する規定になります。

この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第67号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第4号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第17 議案第67号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第67号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,136万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億7,786万4,000円とするものであります。

8ページ、歳入明細をごらんください。

主なものについてご説明をさせていただきます。

9款1項1目地方交付税は、普通交付税を6,001万7,000円増額するものです。

12款1項5目観光使用料35万円は、ナイトシャトルバスの延長運行による使用料の増額です。

13款1項3目災害費国庫負担金100万3,000円の増額は、災害査定の結果、事業費の増額によるものです。

9ページをごらんください。

13款2項2目衛生費国庫補助金256万7,000円の減額は、国庫金の要綱改正による減額です。

14款1項1目民生費県負担金280万9,000円の増額は、主に国民健康保険保険基盤安定負担金の額の確定によるものです。

14款2項3目衛生費県補助金33万2,000円の減額は、県補助内示額の減額によるものです。

10ページをごらんください。

15款1項2目利子及び配当金4万円の増額は、財政調整基金利子の増額によるものです。

16款1項1目一般寄附金1億1,040万円の増額は、寄附金額の増加に合わせて、ふるさと白馬村を応援する寄附金を1億1,000万円、ふるさと白馬ひとづくり寄附金を40万円増額したことによるものです。

17款1項2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金620万円の増額は、主に東京2020聖火リレー運営事業にスポーツ振興基金500万円と、ナイトシャトルバスの延長運行に伴う国際観光地づくり基金90万円を繰り入れるものです。

11ページをごらんください。

19款4項1目雑入121万1,000円の増額は、落雷による南小体育館煙感知器損害保険料59万8,000円と、平成30年度障害児入所給付費等国庫負担金と医療費等国庫負担金61万3,000円によりものです。

20款1項村債では、6目消防債1億2,960万円の減額は、防災情報伝達システムの初年度工

事費の額の確定によるもの。10目災害復旧債90万円の増額は、災害査定による事業費の増額と起債対象事業費の増額によるものです。

12ページ、歳出明細をごらんください。

全般的に一般職給料、職員手当、共済組合の負担金は、人事院勧告を受けた給与法等の改正により、国に準拠し一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴いまして、増額補正をさせていただくものが主な内容でございます。

2款1項1目一般管理事業160万9,000円の増額は、非正規職員の人数増加による社会保険料の増額が主なものでございます。6目ふるさと納税事業5,520万円の増額は、寄附金額の増額に合わせましてプロモーション委託料と返礼品業務委託料の増額が主なものです。

13ページから14ページにかけて、2款7項3目スポーツ振興事業500万円の増額は、東京2020オリンピック聖火リレー運営事業に係る経費です。これにつきましては、特定財源として先ほどもご説明させていただきましたふるさと白馬村を応援する基金繰入金を計上しております。

3款1項3目心身障害者福祉事業497万4,000円の増額は、児童福祉給付対象者数や件数の増加による児童福祉給付費の増額が主なものです。

15ページ、3款1項6目住民国保事業212万4,000円の増額は、先ほども説明をいたしました保険基盤安定負担金の額の確定による繰出金の増額となります。

少し飛びまして17ページをごらんください。

4款1項1目合併処理浄化槽整備事業323万3,000円の減額は、国庫金の要綱改正と県補助の内示額減額に合わせて、事業費も減額したものです。同じく2目母子保健衛生事業73万3,000円の増額は、平成30年度未熟児養育医療費国庫負担金及び母子保健医療対策事業国庫補助金の額確定による返還金となります。

18ページ、4款2項1目塵芥処理事業94万2,000円の増額は、北アルプス広域連合11月定例会にて議決をされましたごみ処理広域化推進負担金の増額によるものです。

5款1項4目多面的機能支払交付金事業66万6,000円の増額は、対象農地の増加によるものです。

少し飛びまして、20ページをごらんください。

6款1項3目海外観光客受皿整備事業129万4,000円の増額は、ナイトシャトルバスの延長運行による業務委託料です。これにつきましては、特定財源として先ほど説明いたしましたふるさと白馬村を応援する基金繰入金を計上してございます。

21ページ、8款1項4目防災事業1億3,022万7,000円の減額は、防災情報伝達システムの初年度工事費の額確定によるものです。

22ページ、9款2項1目南小学校管理事業59万9,000円の増額は、落雷による南小体育館

煙感知器修繕費によるものです。

23ページ、9款5項2目ウィング21維持管理事業93万2,000円の増額は、ウィング21高屋根改修工事の増工によるものが主なものです。

10款2項2目現年発生公共土木施設災害復旧事業153万8,000円の増額は、災害査定実施結果による工事費の増額が主なものです。

24ページ、11款1項公債費45万4,000円の減額は、10年リース見直しにより、利率が下がったことによるものです。

12款1項3目ふるさと納税基金事業1億1,000万円の増額は、寄附金の増額により積立金も増額をしたものです。

25ページ、6目ふるさと白馬ひとづくり基金事業80万円の増額は、これも寄附金の増額により積立金も増額をしたものです。

お戻りをいただき、5ページをごらんください。

第2表債務負担行為補正につきましては、防災情報配信システムの事業の今年度と翌年度の費用が確定をしたため、債務負担行為の限度額を変更するものです。

第3表地方債補正につきましては、防災情報配信システムによる防災事業と公共土木施設災害復旧事業の補正に伴い、限度額をそれぞれ変更してございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第68号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第18 議案第68号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第68号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億1,037万4,000円とするものでございます。

5ページの歳入明細をごらんください。

5款1項一般会計繰入金212万4,000円の増額は、1節保険基盤安定繰入金321万9,000円は、本年度の繰入額が確定したことによるもので、5節事務費繰入金114万5,000円は、歳出の電算委託料の減額により繰入額を減額するものであります。

2項基金繰入金321万9,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の増額により財政調整基金か

らの繰入額を同額減額するものであります。

裏面の歳出明細をごらんください。

1 款 1 項 1 目一般管理費一般管理経費 1 0 9 万 5, 0 0 0 円の減額は、国民健康保険の制度改正に伴う電算委託料のうち、次年度において県下一斉にシステム改修することとなった費用の減額が主なものであります。

3 款 1 項医療給付費分、次のページになりますが、3 項介護給付金分 4 款 1 項特定健康診査等事業費は、財源の組み替えを行なうものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 1 9 議案第 6 9 号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第 2 号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第 1 9 議案第 6 9 号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第 6 9 号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

第 2 条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいものであります。

第 1 款収入の水道事業収益では、1, 6 7 0 万円を増額いたしまして、3 億 3, 1 9 9 万 9, 0 0 0 円といたします。内訳でございますが、営業収益の関係で使用料と加入分担金がふえておりまして 1, 5 5 1 万円、また営業外収益といたしまして消火栓の移転補償費等でございますが 1 1 9 万円の増額でございます。

支出の水道事業費用の関係では、5 8 万 6, 0 0 0 円増額いたしまして、2 億 7, 4 4 1 万 6, 0 0 0 円といたします。内訳は、企業会計支援委託費等でございます。

第 3 条の資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおりに補正するものでございます。

第 1 款資本的収入を 3, 5 6 1 万 1, 0 0 0 円減額いたしまして、1, 3 9 9 万 7, 0 0 0 円といたします。内訳でございますが、分担金及び負担金収入が 1, 1 2 1 万 1, 0 0 0 円の減額、また企業債が 2, 4 4 0 万円の減額。

資本的支出の関係につきましては、3, 2 3 2 万 4, 0 0 0 円の減額といたしまして、9, 6 2 1 万 1, 0 0 0 円といたします。内訳でございますが、建設改良費 3, 2 3 2 万 4, 0 0 0 円の減額となっております。

この資本的収入と支出の減額の大きな理由でございますが、当年度予定しておりました長野県大

町建設事務所発注の県道白馬美麻線の改良工事、これは反田橋のかけかえを含みますので非常に大規模な改良工事でございますが、この工事に合わせまして、現在添架されております水道施設の仮設工事また布設替工事を実施する予定でございましたが、県側のほうで発注に至るまでに不測の日数を要したようでございまして、つい最近の発注となったものでございます。その結果、私どもの実施する工事の予定が来年度4月以降にずれ込むということが判明いたしました。そのため今年度予算といたしまして、収入のもの、県からの補償負担金また建設改良費を減額いたします。またそれに伴いまして、借りる予定でございました企業債等も減額ということでございます。

次のページ、第4条の関係でございますが、起債を借りる予定がなくなりましたので廃止といたします。

また第5条は、人事院勧告等に伴います職員の給与費の増額ということで、3万6,000円でございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第70号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第20 議案第70号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第70号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

第2条の収益的支出予定額のうち、第1款の下水道事業費用の内容を組み替えるものでございまして、第3項の特別損失の関係でございます。漏水減免還付金が不足となる見込みのため、45万2,000円を増額いたしまして、1,385万円といたします。そのため、またその分を営業費用と同額で減額ということで、既決予算額5億6,996万7,000円は変わりはありません。

第3条資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

資本的収入3,044万7,000円を減額いたしまして、資本的収入総額4億4,358万7,000円といたしまして、資本的支出は3,958万7,000円を減額いたしまして、資本的支出総額5億7,161万6,000円とするものでございます。

この資本的収入と支出の減額の大きな理由でございますが、先ほどの水道事業会計でもご説明いたしましたとおり、長野県大町建設事務所発注の県道白馬美麻線の改良工事に合わせまして添架されております下水道施設の仮設工事と布設替工事を実施する予定でございましたが、工事の実施が

来年度にずれ込むということになったため、それぞれ減額をするものでございます。

また、収入のうち第3項の負担金につきましては増額となっておりますが、今年度、開発等が多くございまして、区域外流入負担金がふえておりますので、952万円の増額とさせていただきますのでございます。

次のページ、第4条起債の限度額の関係ですが、それも建設改良工事に合わせました形で補正をさせていただきますのでございます。

第5条の関係に、職員給与費の関係につきましても、人事院勧告に基づく職員給与費の増額ということでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第57号から議案第70号までは、お手元に配付いたしました令和元年第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第70号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会の第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月5日、午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日12月5日、午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時33分

令和元年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和元年12月5日(木) 午前10時開議

(第2日目)

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和元年第4回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和元年12月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・室長	田中哲
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井洋
税務課長	横川辰彦	住民課長	山岸茂幸
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和元年第4回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は10名です。本日は、通告された方のうち5名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第3番田中麻乃議員の一般質問を許します。第3番田中麻乃議員。

第3番（田中麻乃君） 3番田中麻乃でございます。

まず、初めに、10月に発生した台風19号の被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災された皆様が早く日常を取り戻すことができますようお祈り申し上げます。

昨日、白馬村は、気候非常事態を宣言されました。村長が、この宣言をする際に思いに答えたと言われるグローバル気候マーチを起こした白馬高校生は、気候危機を自分事に、一人一人の意識から村全体の大きな意識につなげたい。私たちの未来や白馬村、日本のために気候変動に対する対策を優先的にとってほしいなど、住民一人一人が気候変動に主体的になること。行政も具体的な対策を優先して取り組むことを訴えました。

宣言後の村の具体的な行動が求められています。

本日は、この気候非常事態宣言にも関連した気候変動問題について、神城断層地震から5年経過した今、災害に強い村になるための地域防災や危機管理について、通告に従い2問お伺いいたします。

まず、初めに、気候変動問題についてです。

台風19号では、交通網、住宅、工場、農業などビジネスにも破滅的な被害がありました。また、台風19号の極めてひどい強風は、地球温暖化によって世界的に嵐がその強さを増すという傾向に

合致するもので、科学者は、地球温暖化がさらに進めば海面水温の上昇によってスーパー台風がより一層ひどくなると予測しています。

国連気候行動サミットでスピーチを行なったグレタ・トゥーンベリさんが話題になっていますが、科学に学び、気候危機に向き合うよう呼びかけている将来世代にとって、気候災害は大きな懸念の一つです。気候災害をこれ以上激化させないための温暖化対策、省エネ、脱石炭、再生可能エネルギーへの転換など、地域、自治体、企業体、市民レベルで意識改革が必要です。そこで、以下について伺います。

1、白馬村のエネルギー自給率の目標と進捗について伺います。

2、平成19年には地域新エネルギービジョン、平成21年には白馬村地球温暖化対策地域推進計画が策定されています。それぞれの現在の位置づけと進捗について伺います。

3、第5次総合計画では、クリーンエネルギー、自然エネルギーの利活用が掲げられています。村の今後の考えと方向性について伺います。

4、自然エネルギー導入を検討している行政区や地域企業がありますが、村の支援体制について伺います。

5、白馬村は、ことし5月にスノーコミュニティーの団体が、気候変動地域経済シンポジウムを開催、白馬高校生が9月にグローバル気候マーチ、11月にはチャリティーバザーを開催し、収益の一部を気候変動の難民のための国連高等難民弁務官事務所を通して寄附する活動など、市民が気候危機を自分事として立ち上がっています。村の気候危機に対する姿勢について伺います。

6につきましては、昨日非常事態宣言をされましたので、改めてご答弁いただけることがありましたらお答えいただきたいと思えます。

6、白馬でも、毎年雪不足に悩まされるなど、気候変動の影響を肌で感じ、地域の自然環境や社会経済に与える影響が危惧されています。世界水準の環境配慮型の山岳リゾートとして、地球温暖化対策をリードしていく姿勢を村内外に示すためにも、気候非常事態宣言を発動してはいかがでしょうか。

以上になります。お願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中麻乃議員から、気候変動問題について6つの項目のご質問をいただいておりますので、順次ご答弁をさせていただきます。

1点目の、本村のエネルギー自給率の目標と進捗についてのご質問ですが、村独自の指標はございませんが、認定NPO法人、環境エネルギー政策研究所発表の永続地帯2018年度版の報告書によりますと、本村の電力の自給率は101.75%で、全国の151位であります。食糧自給や再生可能エネルギーを含めたエネルギー自給率は100%に満たず、全国のランキングに入っておりません。

白馬村もかつてそうであったように、農耕民族である日本では米や畑、山でとれた農産物、特用の林産物を食べ、山でとれたまき、枝等で暖をとってきました。

これが、農山村の本来の姿であると思っております。村としては、やはり協定の中期目標年度とリンクするような数値目標はございませんが、文明豊かな時代になり、どのご家庭でも多かれ少なかれ、化石エネルギーの恩恵にあずかっており、家庭のレベルでエネルギー転換も考える時期にきているのではというふうに思っております。

その一方で、環境政策として、公共施設に再生可能エネルギー設備の導入も理想であります、現実問題として導入費用をどうするかということが大きな課題であります。

2点目の、地域新エネルギービジョン、地球温暖化対策地域推進計画の現在の位置づけの進捗についてであります、再生可能エネルギー施策のスタートであると認識をしており、少しずつではありますが、官民で取り組みを進めています。

過去には、民間団体で取り組んだ雪氷エネルギーの研究や、現在では各ご家庭での太陽光発電補助、PHEVに使用する充電装置の補助、ペレットストーブの補助、EVシェアリング事業、公用車の低公害車への転換、木質バイオマス調査研究、また小水力発電事業等を進めております。

また、本村は、平成29年6月に地球温暖化防止対策のための国民運動、「COOL CHOICE（賢い選択）」を宣言をいたしました。これは、世界に誇る山岳環境や豊かな里山環境を有し、美しい自然や景観に恵まれており、この豊かな自然環境の保全に努めてまいります。

3点目と4点目は関連がありますので、まとめてお答えをさせていただきますが、第5次総合計画に掲げられているクリーンエネルギー、自然エネルギーの利活用の考えと方向性ですが、先ほど来申し上げているとおりですが、行政でも少しずつではありますが取り組みをしており、今後も継続をする方針であります。

自然エネルギー導入を検討している行政区や、地域企業への村の支援体制についてであります、過去に小水力発電事業に取り組んだ職員もおりますので、相談に乗ることはもちろんですし、初歩的な地域を流れている河川や農業用水路、砂防ダムの水を利用して小水力発電所をつくれなかとといった第一歩から相談に乗ってまいりますし、可能な限り支援をさせていただく方針であります。

水力発電建設計画においては、最も重要な資料である流量資料等の収集や測定方法、関連する河川法や砂防法、農地法等で憂慮する点など、また協議をする際の国や県の窓口に同行するなどの支援も考えられます。長野県環境部では、自然エネルギーの事業化を支援するため、地域のNPO、中小企業等が地域金融機関等との連携をして行なう自然エネルギー発電事業に対して、経費の一部を補助しており、申請に向けた際には村の意見も添えて、県環境部へつなげさせていただきます。

また、庁内では、昨年より小水力勉強会を開催しております。多くの職員が小水力発電事業全般の知見を持ち、事業計画や資金調達などのプロジェクトの実現や支援ができるよう、庁内体制も進めていきたいと考えております。

5点目と最後の質問も関連がありますので、まとめて答弁をさせていただきます。

昨日の12月の定例会開会時の冒頭あいさつで気候非常事態宣言をさせていただきました。宣言文の一部を引用をさせていただきますが、2020年度以降の地球温暖化防止対策の枠組みとして、温室効果ガスの排出量が急増をしている中国、インドを含む196の国連気候変動枠組み条約加盟国が、気候変動の脅威とそれに対処する緊急の必要性を認識をし、その対処の必要性を目標としたパリ協定の本格的な対策が始まります。

2030年までに、地球温暖化防止対策の行動は引き上げなければ、産業革命前の水準から地球の気温上昇を1.5℃に制御する道は閉ざされると言われており、人類が1.5℃目標の実現のために、これから5年から10年が最後のチャンスと認識するとともに、覚悟を持って行動を実施できるかが生活や経済、ひいては地球の行く末をも決定づけることとなります。

日本でも、これまで感じたことのない酷暑、台風の強力化、短時間における集中豪雨など、全国各地で気候変動に起因すると考えられる異常気象が多発をし、これにより多くの被害が発生しております。

本村は、雄大な北アルプス、白馬連峰のもと、国内外の人々を魅了するパウダースノーを含め、四季を通じて類いまれな山岳自然環境と、里山を初め、姫川源流など、豊かで美しい自然と景観に恵まれています。

これまで、将来の村づくりの姿を、北アルプス山麓の自然に恵まれた村であるからこそできる村ごと自然公園と位置づけ、現在は、魅力ある自然を守る村を村づくりの基本目標として本村の発展を目指してまいりました。地球温暖化に起因する気候変動は、本村にとっても極めて深刻な脅威であり、雄大な自然の恵みを受けてきた本村だからこそ、今こそ村民とともに気候変動に対する行動を起こさなければなりません。

ここに、気候非常事態を宣言することにより、この危機的状況に正面から向き合い、再生可能エネルギーにシフトするなど、将来の村民に、持続可能な社会への実現に向けた活動に取り組む姿勢を表すため、昨日気候非常事態宣言を行なったものであります。

1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中麻乃議員、質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 冒頭でも申し上げましたけれども、気候非常事態宣言を宣言された後、やっぱり住民を巻き込んでどのように具体的に施策を進めていくかということが求められていると思います。

質問もさせていただきましたけれども、10年以上前に策定された地域新エネルギービジョン、白馬村地球温暖化防止対策地域推進計画というものが、一番スタートとしての計画として策定されたと思うんですけども、それが果たして今続いている、どういう形で村はその再エネルギーであったり温暖化対策をやっていくのかという、まとまったものがわからない状態であると思っています。

す。

その地球温暖化対策地域推進計画のもととなっている、地球温暖化対策推進法というのは、温室効果ガスの排出削減対策緩和策ですよね、それは進めてまいりましたけれども、今問題となっている気候変動の影響による被害を防止、軽減する適応策というのは法的には位置づけられておりません。

現在、生じており、また将来予測される被害の防止、軽減等を図る気候変動への対応に、多様な関係者の連携、協働のもと、一丸となって取り組むことが一層重要となっています。よって、新たに平成30年11月に気候変動適応法が制定されているわけですが、その中では、地域での適用の強化として、都道府県及び市町村は、地域気候変動適応計画の策定に努めることとするとあります。10年以上まえに制定された計画を見直して、地域気候変動適応計画の策定をしてはいかがでしょうか。

また、計画を具体的に実行するための環境施策に特化した組織をつくるお考えはないかを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの再質問の関係。まず、法律に伴う努力規定の計画の関係ですけれども、その前段で地域新エネルギービジョンそれと地球温暖化対策地域推進計画、これにつきましては、過去をさかのぼりますと京都議定書の発効以降、各自自治体の化石燃料、いわゆる地球温暖化の問題というのが非常に大きくなりまして、当時はチームマイナス6%とそれぞれの行動を定めよということで村が取り組んだ計画となります。

新エネルギービジョンは、中期計画の10年間が終わっておりますので、この計画は平成28年まで、温暖化対策推進計画は24年までということで、この2計画につきましては、いずれも計画期間が終わっているという形にはなってございます。

ご指摘のところの計画の策定についてであります。具体的な計画を策定するかどうかという部分につきましては、来年度、第5次総合計画の後期計画の策定の年に当たります。また、それに合わせて総合戦略と合わせる計画というふうに予定をしておりますので、その中で具体化な項目をつくるのか、それとも、新たな計画として策定するのか。その部分につきましては、ご意見として伺いたいと思います。現時点での、それを策定するというような方向性までは、まだ持ち合わせておりませんので、いずれにしても、先ほどの2つの計画については期間が終了いたしましても、先ほどの村長の答弁にもありました行動というのは継続しているという部分がありますので、やはりこれに伴いどういふことをやっていくのかということころは、計画に上げるものと、住民の皆さんとの意見交換についてはちょっと別建てで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

組織の関係につきましては、ちょっと私のほうからは、

議長（北澤禎二郎君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） 後半のほうの組織化の部分であります。

今、田中議員のご提案というふうに受け止めさせていただきました。確かに、今この時代が気候変動に関して非常に、全世界的な課題となっているということは、重々認識しておりますし、村も、きのうの宣言ということで、しっかりした受け皿というか、そこを推進していく体制というのは必要だろうというふうに考えています。

ただ、直ちにその特化した課をつくるとか、そういったことはちょっと今のところ考えてはおりませんが、しっかりした取り組む姿勢を出せるような形はとりたいと思っております。

いわゆるきのうの宣言は、いろいろ最近、私もネットとかで拝見すると、1人が100歩進むより100人が1歩進むような取り組みをしたほうが非常に広がるというようなことも、なるほどなと思っておりますので、そういったような意味を行政を担うのがいいのかなというふうには個人的に考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） もちろん、これからの時代、1人の100歩よりも100人の1歩ということで、住民であったり企業を巻き込んで、村もともに進んでいくという姿勢が大事だと思うんです。そういった中で、やっぱり気候変動への適応の推進のためには村がやれること、事業者がやれること、あと住民が担うべき役割というのをある程度明確にしながら啓発していかないと、なかなか行動に移していけないと思います。

ほかの自治体も、例えば宝塚市におきましては、エネルギービジョン2050という形で指標を掲げて、その中でしっかり行政がやること、住民がやること、企業も一緒に取り組むことということで明確にして、全体でやっていきたいと思いますという形の細かな計画と、あと大まかな皆様の、住民向けにやるものを定めているんです。

なので、今までの答弁にもありましたように、第5次総合計画とかいろんなもので進めていくというのはわかるんですけど、その中でしっかり住民とか企業を巻き込んで、そこにしっかり定義づけていくということが必要だと思うんですけども、その点についてはどうお考えか、お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの再質問でございますけども、まず総合計画の関係は、進め方についてはご意見等も参考にしていきたいと思っております。

その前段で、指標等につきましては、それぞれ出しているところの考え方というのが多少差異があるというふうに私も感じてはおります。

昨日の宣言文で行きますと、再生可能エネルギーの自給率につきましては、いわゆる食料自給率

も含めているというような考えであります。どれを指標にするのかという部分については、逆に住民の皆さんとの勉強会で、例えば一つとすれば電力の普及率を、どれを考えてやっていくべきなのか。こういうところについては、やはり行政での決めというよりも、新たな指標を設けるのであれば、どういう考えに基づいて指標を立てるのかというところは、少し皆さんとの意見交換をしたほうがいいかなというふうには私自身も思っておりますので、その辺については、私自身も勉強しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ぜひ、住民の方々を巻き込んで進めていっていただきたいと思います。

昨日の気候非常事態宣言が、本当に住民の方がすごく活気づいていまして、本当に素晴らしい宣言をしていただいたと思っています。逆に、その宣言をしたから、今後やっぱりどうやって進んでいくのかということをお皆さんすごく注目していますので、ぜひともしっかり進んでいただきたいと思います。

この気候非常事態宣言ですけれども、その中には村民とともに白馬村から積極的に気候変動の危機に向き合い、ほか自治体の取り組む模範となりますとありますけれども、HAKUBA VALLEYである小谷村、大町市との連携はどのようにお考えかお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） HAKUBA VALLEYという、どうしても観光面で一番連携が進んでいるかと思っておりますので、その観点から言いますと、非常に密接に今、一緒に行動しているので、一つの言い方、適切じゃないかもしれないですけど、こういったことに取り組むということは観光地としても売りというか、受け入れ環境として非常に好印象を与えるという側面もあります。

あと、HAKUBA VALLEY全体で事業展開をしている企業もありますので、そういった方々等に呼びかけながら、ぜひ連携はとっていきたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） きょうの報道なんか見てみますと、一番今、台風15号、19号、21号、世界で一番影響のある国はどこかと、そんな報道がけさありました。その中で、一番影響を被っているのは日本だという、そんな発表がございましたし、昨日の気候変動の宣言で、私のところにメールが来ましたので、ちょっとご紹介をさせていただきますが、エアコンの効いたオフィスで一日中こもって仕事をしていると余り実感がありませんが、外に出ると自分が子供のころと比べて確実に温暖化が進行していると肌で感じる。そんな中で、毎年猛暑、そしてまた短くなる冬、頻発する災害、数十年前から言われながらもいまいち世の中の反応が薄く、気づいたら取り返しがつかない状況になっていたというのは、人口の減少問題と同じ構造な気がする。こっちのほうが地球レベルでより深刻ですが、数十年スパンで見ると排出を大きくふやしているのは産業部門よりも家計部門、もち

ろん大きなエネルギー構造の転換は必須であります、経済界や行政の取り組みと同時に、我々一人一人の意識や行動を変えていく必要があるというふうに思っております。それがまた、経済界や行政を動かしていくのではないかとこのように思っておりますということ。

それから、若者が起こしたムーブメント、次にぜひつなげたい。そんなわけで、きょうも職場で暖房を片っ端から消して、地味な活動を展開をしているという、そんなメッセージが私のところへ届きましたけれども、先ほどHAKUBA VALLEYのお話もありましたけれども、事あるごとに行政それから村民が、みんなでこのメッセージを送っていく、こういったことが大事ではないかというふうに思っておりますので、議員の皆様もぜひ、いろんな部分でこの環境問題についてメッセージを発していくということは大事だと思いますので、ぜひ官民挙げて進めてまいりたいというふうにおもっております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 今、メールのご紹介にもありましたように、やっぱり住民一人一人何かできることがあるということ、いろんな事例であったりとか、ごみの減量もそうだと思うんです。自分たちができることをしっかり伝え、自分たち一人一人でもこの大きな気候変動に立ち向かえるということ、村と一緒に啓発していくということが大事だと思っています。

話をもとに戻しますと、HAKUBA VALLEYとしては観光の面でやはり連携している部分が強いというふうにおっしゃいましたけれども、やはり世界水準の環境配慮型のリゾート地という形で発信していくことによって、HAKUBA VALLEY全体の観光地としての価値も高めていけるものだと思います。そうなれば、HAKUBA VALLEYで働く人たちも、観光を目的にして外から来る人たちも引きつけることができるんじゃないかと考えています。

今、3市村DMOという形で、観光の面では連携されていますけれども、やはり3市村で行政も一緒になってこの気候変動適応広域協議会などというものを相談してしっかりつくっていく中で、観光と連携していくということを考えられたらどうかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） ご提案、受け止めさせていただきたいと思います。

確かに行政面でも、私ども北アルプス広域はかなり頻繁に協議を持つ機会、あります。ご承知のとおり、北アルプスの連携事業という中もありますので、例えばそういう中でそのような取り組みができないかとかいうことは検討させていただければいいかと思っておりますので、広域連合等にもつないでいければなと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、3市村のDMOという、観光という話もございましたけれども、当地域は

確かに山岳観光、すばらしい景観があるわけでありますけれども、それを担っているのは田園風景。農業が観光に寄与している力は非常に大きいというふうに思っております。農業がもたらす多面的機能、あるときには気候の温度の減少にもなったり、あるときにはダム役割をしたり、そういったことが非常に貢献しているというふうに思っております。

最近、田んぼも非常に耕作の放棄地が多くなってきている。こういったことも、この気候変動の役割に大きく寄与するのではないかというふうに思っておりますので、そういったことも、観光、農業も含めた中で、いろいろな部分で行政として発進をしてみたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 今、村長の答弁にもございましたように、その田園を潤す豊かな水というのも、雪がなければ、豊富な雪解け水がなければやっぱり成り立たないものなんです。

なぜ、3市村でやったほうがいいんじゃないか申し上げましたのは、大町も今、水のブランドという形で確立して、サントリーも来られますし、やっぱり3市村って自然の中、自然の恵みで産業が成り立っているような同じような構造だと思うんです。

観光に当たっては、やっぱりスキー場が連立している。数にもよりますけれども、そういった面で3市村が環境を守るということで、対等な立場でしっかり連携していけるものだと思いますので、しっかり進めていっていただければと思います。

質問させていただいた、小水力に関してなんですけれども、白馬村のエネルギー自給率は、ご答弁では101.75%というふうにおっしゃっていましたが、楠川や二股の水力発電所の大まかな数字というのは、この村の変電所に入っているのかどうなのかということについてお伺いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 答弁させていただきます。

先ほどの数値の中には、家庭用、商業電力含めてという数値でありますので、それでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 楠川や二股というのは、大手電力会社が持っているものでして、村内循環をされていないんじゃないかなということを想像しています。

例えば、黒四ダムでしたり、高瀬ダムの大町市でしたら、恐らくそういう考え方をすると、1,000%を超えてくるとか、そういう形になるので、自分たちの地域で発電したものが、外に流れていくような構造をつくっているんじゃないかなというふうに思います。

村でみずからやっているのは、平川の小水力発電だけだというふうに認識はしておりますけれど

も、やっぱり今後、持続可能な地域をつくるというのは、自分たちの村でつくった電力を村の中でしっかりと消費していく。循環型の地域をつくるということが大事だと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 先ほどの指数の関係でも答弁させていただいたように、何をとりのかという部分については、先ほどの商業用、家庭用含めてやるべきものなのか。農業用とか、その地域だけでやるのか。分母となりますのは、この白馬のエリアで使う電力に対して何を指数化するのかというところは、先ほど答弁したとおり、何をどういう形をとるのがいいのかという部分について、私もいろんな方法があるということでお答えをさせていただきましたので、その辺については意見交換をする中で、どういう指標の立て方がいいのかというところを研究したいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） やはり、循環型の地域をつくるということで、やはり白馬村でつくったエネルギーはしっかりその地域の中で循環させていくということを念頭に置いて、指標の考え方もお考えになられたほうがいいと思います。あくまで、白馬村の自然で発電したものを外に流しては意味ないと思いますので、ぜひそこをよろしく願いいたします。

この小水力発電に関してですが、一部上場の大手企業が続々と小水力発電を含めた再エネルギー事業に参入しております。白馬でも、大手企業による小水力発電調査が行なわれと聞いておりますが、村は把握されているでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 答弁させていただきます。

大手というところについては、私ども聞いてはおりません。先ほど、村長の答弁にもありましたように、地域が主体となってやっていきたいというところに関しては存じておりますが、ご質問の大手というところではちょっと存じてはいないということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 地域の企業というのは、自分たちの地域活性化のために、先ほど循環型の地域をつくるために自分たちでつくったエネルギーを自分たちの地域のために使うという目的だと思うんです。

ただ、本当に一部上場企業の大手の企業というのは、自然を使って売電するという売電目的で行なわれている。もちろん、株式会社ですからそういう形で進めています。そうなってしまいますと、幾ら地域の企業さんが地域活性化のために小水力発電事業を進めていても、売電目的の大手の企業

に算入されては地域の企業を圧迫しかねないんじゃないかと、その地域の企業も危惧されています。

水利権や漁業権も含めて、地域外の企業に搾取されないために、村はどのような形で今後対応していく予定というのか、考えなのかというのを伺いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 多分、きのうの宣言等も、どっちかっていうと自分たちでつくった再生可能エネルギーを自分たちで消費するというのが、本来宣言の趣旨に合った行動かなというふうには考えています。

そういった意味で、具体的にその大手企業というのが想定できなかったもので、頭にはなかったんですけども、ただ恐らくいろいろそういったもの、開発するには水利権の問題を初め、いろいろクリアしなければいけないことがありますので、そこら辺については自治体としてもしっかり監視というか、余り営利目的だけを優先させてもいかなものかなというふうな気はしています。

きょうのところは、そこら辺の答弁でお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） やはり、インバウンドの関係でもそうなんですけれども、外国人の方々の土地の売買で、村の対応がおくれをとっているように、エネルギー資源にまで着手されないように、ぜひともアンテナを張っていただいて危機感を持って対応していただきたいと思います。

恐らくは今、村が事業主体となって小水力を進めるという姿勢ではないという形で感じてはいるんですけども、そのかわり民間企業が自分たちの力で小水力、自分たちの自立するためのエネルギーをつくっていくという体制なのであれば、村がやれる仕組みづくり、例えば条例整備を含めた早急な対応をぜひともとっていただきたいと思っています。ぜひ、アンテナを張っていただいて、対応していただきたいと思います。

答弁にもありましたけれども、災害に遭ったときを想定して、防災拠点である公共施設への再エネルギー設備の導入について、なかなか予算の関係上難しいとはおっしゃっていましたが、やはりその防災拠点施設で自分たちで発電できるような設備というのは必要だと思うんですが、今後の防災に関する計画も含めて、どのようにお考えかをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 防災に関するご質問でございますけれども、防災の観点からすると、2つ考えられるのかなという部分はあります。

まず、避難所に関係する部分というのと、それぞれ組織が行動するためや備蓄をするための施設というような考え方ができると思いますけれども、それを、今回の質問にあります再生可能エネルギーでどういうふうにやっていくのかということについては、ちょっと現在、具体的な計画というのは立ててはおりませんが、それぞれこれから公共施設等の個別計画もありますので、そういう中である程度防災面でも活用できる場所については、そういうものも導入、また、避難所

として民間施設等を指定している場合にあっては、どのようなやり方ができるのかという部分については研究していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） その再エネルギーの設備投資が、予算がなかなかつけづらいというところはわかりますので、そういった国が出している地域の防災・減災と低炭素化を同時に実現する自律分散型エネルギー設備等導入推進事業というのが、2019年度34億円予算がついている補助金もあります。なので、再エネルギーと防災を掛け合わせるとそういった発展的な補助金もありますので、上手に活用して再エネルギー設備の導入をぜひとも村でも進めていただきたいと思います。

時間もないので次に移りたいと思います。

2、地域防災・危機管理についてです。

神城断層地震から5年を経て、神城断層地震の震災アーカイブ報告会が11月に開催されました。地震の記憶を風化させることなく後世に伝え残し、地域防災や防災教育に生かすことが重要です。一人一人の住民が防災を我が事と考え、みずからを守る意識を高めること、自分の力だけでは避難や対策が難しい人に対しては、地域で自主防災組織や福祉関係者が連携して共助力を高めること、それを後押しする自治体の支援が不可欠です。

特に、近年の災害においては、避難に時間を要する災害時要配慮者の被害が目立ちます。災害時要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための災害情報伝達、避難支援体制を整備することが重要です。そこで、以下に伺います。

1、白馬村で計画されている新防災情報配信システム整備事業について、プロポーザルの審査はどのように行なわれたか伺います。

提案されたシステム構成が適切と判断した理由について伺います。

3、システム導入に当たり、重視した点や村の考えについて伺います。

4、平成21年に白馬村避難支援プランが策定されていますが、神城断層地震の際の災害時要配慮者への対応について伺います。

5、災害時要配慮者の把握と、避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の進捗状況について伺います。

6、災害時要配慮者の避難誘導、避難所における支援体制について伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の地域防災・危機管理について、6つの項目の質問をいただいておりますので答弁をさせていただきます。

1点目の新防災情報配信システム整備事業のプロポーザル審査について、お答えをいたします。

まず、初めに、この事業は公募型プロポーザル方式の中でも、技術提案、交渉方式というより専門的な知識を有する必要があるため、その道の専門である信州大学の教授と、多くの防災無線等の設計管理等を行なっている一般財団法人高度映像情報センターに支援業務をお願いをし、村の業者選定委員会の委員で審査をしております。

具体的には、各社から提案をいただいた提案書を。審査委員及び専門家に事前に見ていただき、専門家からは一次審査を行なう前に審査委員に対し、各社からの提案内容等を説明していただき、一次審査を行なっております。ここで、提案書に対する質疑についても、各社共通事項やそれぞれの提案に対してとりまとめ、二次審査での回答を義務づけました。

二次審査における各社のプレゼンテーションでは、再度専門家に同席をいただき、専門や質疑等で助言等をいただいた上で、最終審査を行ない、決定をしております。

なお、一次審査では企業の実績等、技術提案及び整備費、運用費といったコストについて、二次審査ではヒアリングにおける審査を行ない選定に至っております。

2点目と3点目の質問では、まとめて答弁をさせていただきます。

まず、3点目の質問であります。システム導入に当たり重視をした点や村の考え方については、いかに災害時において全村民に情報を伝達するかという点で、伝達方式が2系統あることです。これは、国で公表をしている防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会の報告では、大雨等や建物の構造等により、屋内にいる住民に聞こえない。避難状況に関して実施されたアンケートの結果によれば、避難指示等の入手手段として、屋外スピーカーと回答した住民が一番多かったものの、避難指示等はわかりやすかったかという問いには、約6割の住民が聞こえづらくわかりにくいという回答でありました。

また、平成28年の糸魚川大規模の火災の際の避難等の伝達に戸別受信機が有効であったとのことであり、国でも戸別受信機の普及に力を入れております。

そのことを踏まえ、限られた財源の中で、村としては全戸、全屋外子局を整備することにより、戸別受信機を各家庭に配付をしたほうがより多くの住民に情報がわかりやすく伝達できると判断をし、さらに防災アプリとメール配信のシステムと合わせて、今回のシステムを採用することといたしました。

これらにより、2つ目の質問にありますシステム構造が適正と判断をした理由という点になりますが、各社から提案書に基づいた一次審査における内容審査や、二次審査でのプレゼンテーションの実施により、専門家の助言をいただいた中で審査員が各自配点をし、各審査員の持ち点200点から平均を算出した点を得点として、最高位の得点者に決定をしております。

ちなみに、ほとんどの審査員が信頼性や機能性など、技術提案が他社に比べ高い評価として配点をしたことも、審査結果から見受けられました。

4点目の、神城断層地震の際の災害時要配慮者への対応についてお答えいたします。

白馬村避難支援プランは、国が示した災害時要支援者、要援護者の避難支援ガイドラインを踏まえ、本村の災害時における災害時要援護者の避難支援については、地域の共助を基本とし、情報伝達体制や避難支援体制の整備を通じて、より安心安全な地域を実現することを目的とし、平成21年10月に策定をしたものであります。

神城断層地震の際の要配慮者への対応については、これまで過去の大規模災害が発生をした際の救助については、消防・警察がすぐに救助を行なうには限界があり、ほとんどの被災者がギリギリで避難、または近隣住民に助けられたと言われています。まさに5年前の神城断層地震においては、近隣住民の助け合いが大きな力を発揮をし、その迅速な初動体制に、対応によって1人の犠牲者も出すこともなく後に白馬の奇跡と称され、最も有効であることが証明をされたところであります。

村の対応としましては、在宅要支援者の安否確認を行なうとともに、在宅や避難所での生活が困難な高齢者等については、医療機関や介護施設へ確認を行ない、入院・入所調整を行なうなど、それぞれの置かれている状況に応じ、必要な支援をさせていただきました。

5点目の、要配慮者の把握と避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の進捗状況についてのご質問であります。まず要配慮者の把握と避難行動要支援者名簿の作成につきましては、村の保有する各種の情報、具体的に申し上げますと住民課の住基情報、健康福祉課の障がい者情報、地域包括支援センターの介護認定情報等をもとに、高齢者、障がい者などを災害時、特に配慮を要する要配慮者としてリストアップし、その要配慮の中からさらに一人暮らしの高齢者、または高齢者のみ世帯、要介護認定3以上の方、身体障害者手帳3級以上の方、療育手帳Aに該当する方などを、災害発生時または発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難であるため、円滑かつ迅速な避難の確保などの支援を有する人を避難行動要支援者とし、名簿登録を行なっているところであります。

個別計画につきましては、災害発生時において要支援者の安否確認、避難誘導、避難所での生活支援を的確に行なうための個別避難計画で、避難行動要支援者登録台帳がこれに当たります。

台帳の登録につきましては、現在は災害時住民支え合いマップづくりに合わせて、地区役員、民生児童委員の皆さんにご協力をいただき取り組んでおります。

引き続き、関係する方との連携により、災害時に支援を必要とする方に必要な避難支援等がなされるよう、災害時要支援者名簿の整備とともに要支援台帳への登録を進めてまいりたいと考えております。

最後に、災害時の要配慮者の避難誘導、避難所における支援体制についてお答えをいたします。

まず、避難誘導につきましては、それぞれの個別計画や災害時住民支え合いマップを活用し、村と地域支援者、地域住民等が連携をし、安全な場所まで避難誘導を行なうこととしております。避難所において、それぞれの要配慮者の避難状況により、必要に応じ、障がい者用トイレの設置や車椅子用スロープの設置等の環境整備のほかに、心身の健康管理や要配慮者のニーズを把握するため

の相談体制の整備などを行ないます。

また、避難所での生活が困難な要配慮者については、介護施設への入所や医療機関への入院調整、状況により福祉避難所の開設を行ないます。いずれにいたしましても、災害時に要配慮者等に対して円滑かつ迅速な避難支援等を実施するためには、地域住民、自主防災組織などの共助の力が重要で、災害時住民支え合いマップづくりなど地域の防災力を向上するための取り組みについて、引き続き支援をしてみたいと思っております。

2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁を含めあと6分です。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 支え合いマップの達成率というのか、白馬村で全てつくられているのかどうかをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 支え合いマップづくりの進捗状況についてお答えいたします。

平成22年度から社協のほうで取り組みをしているところでございますけれども、ことしの6月にマップづくりの研修会を開催しまして、新たに2地区作成をいただき、現在30地区中23地区で作成が終わっているところでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 残りの7地区が作成できていない理由をお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） いまだに作成されていない地区につきましては、それぞれの事情があるというふうに考えております。

例えば、立の間地区とかああいう人の少ないといいますか、住民の少ないところで、普段から近所の様子がわかっているようなところは特に作成する必要がないということで聞いておりますし、また、大きな地区、例えば八方とかになりますけれども、そこはまたちょっと作成にするに当たって、いろいろ調整することが多くてなかなか難しいのではないかと考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） いただいた答弁の内容ですと、恐らく神城断層地震の際、すごく被災された地域というのは、要配慮者という方々が余りいらっしやらなかった地域だというふうに聞いているんです。東日本大震災関連の調査でも、要配慮者が避難所を利用する困難さというのが判明しておりまして、設備や環境面から生活できないと感じた。ほかの避難者もいるためいづらいつつと思ったなどの理由から、6割が避難所に行かず、避難が必要と判断する情報が入らなかった、市の支援がなかったなどから避難したくても行けなかった要配慮者が2割ほどいたそうです。

村の障がい児の保護者からも、災害時に避難所に連れていけないという声も聞いています。避難支援プランでは——災害時要援護者になっていますけれども、法改正になりまして要援護者ではなく要配慮者になっておりますので、文言の改訂もお願いしたいと思っているんですけれども、平時より要配慮者への情報共有や支援について、日ごろから防災に向けてどのようなかわり方をしているのかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 平時からどのようなかわり方をしているかというお尋ねでございますが、先ほど申し上げました、災害時避難行動要支援者名簿に基づきまして、個別計画を作成を進めているということでございます。

また、個別計画につきましては手上げ制ということで申請をいただいた方につきまして登録を行っているわけですが、それ以外に今後は避難行動要支援者名簿の中からそれぞれの緊急性に応じて、順次各地区の役員さん、民生委員さんを通じて取り組みを進めていきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。あと1分。田中議員。

第3番（田中麻乃君） あと1分なので、最後になりますけれども、最後の質問で、やはり計画も必要なんですけれども、実際起こったときにどう対応していくかという、平時から災害時への対応が必要だと思っています。災害時要配慮者参加型の防災訓練、避難訓練の実施と、その訓練に対する参加率について伺います。また、その参加率が低ければ、向上するためにどのような取り組みを今後されるのかを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） そういった要配慮者の方につきまして、避難誘導から言いますと、普段から要配慮者の方を安全に避難させるためには周りの支援だけではなくて、平時からの日ごろの備えというのが不可欠になるのかなと思っております。

そのためには、隣近所の日ごろのコミュニケーションを密にしておくとか、あと支援者と避難経路の確認を普段行なうとか、そういった取り組みについて災害時住民支え合いマップづくり等を通じて、村として支援をしていきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第3番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第4番太田正治議員の一般質問を許します。第4番太田正治議員。

第4番（太田正治君） 4番太田正治です。台風19号より亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

ことしは早くも雪が降り始め、観光のまち白馬には大変うれしいことではありますが、このままゲレンデに積雪されますことをお祈りいたします。

今回、議長のお許しをいただきましたので、一言お話をさせていただきます。平成25年6月の私自身初めての一般質問で、荒廃農地の解消、いわゆる圃場整備についてお尋ねしたところ、検討していただける回答があり、平成26年1月、圃場整備導入についての検討会開催に始まり、動き出したわけではありますが、同年発生した神城断層地震により一時中断し、その後再開され、平成28年11月24日に北城南部地区推進協議会設立総会を行ない、以後、数多くの委員会、地権者説明会などを開きながら、県、村の職員の方のお力をおかりし、地権者110名の最終的な同意をいただき、事業実現にこぎつけました。

この11月には、第1工区の入札が行なわれ、工事業者が決定し、いよいよ5年間をかけて41ヘクタールの工事が始まります。これにより、農業と観光のまち白馬にふさわしい姿をお客様を迎えることができる、すばらしい圃場と景観ができると期待しています。また、北城北部地区においても、圃場整備導入の検討がされているようであります。村には今後ともさらなるご支援をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回、2点についての質問をさせていただきます。

初めに、東山遊歩道トレッキングコースについて、2点目に、松本・糸魚川連絡道路（地域高規格道路）について質問をさせていただきます。

初めに、東山遊歩道トレッキングコースについてであります。

村長の定例会招集挨拶の中でもお話がありましたが、9月30日に、多くのボランティア、猟友会、山案内人、林業関係、トレラン関係、景観計画受託業者、芝浦工大等の皆様のご協力をいただきながら、村では二酸化炭素削減を目的に、まきストーブを活用した木質バイオマス設備の公共施設への導入を図るため、村有林有効活用、里山景観、森林景観保全を図ることを目的に昭和50年代に整備された白沢トレッキングコース再整備を行なうとのことで、この整備に私も参加をしました。私自身勉強不足もあり、このコースがあることを初めて知ったわけであります。

今回は2.5キロメートルの整備でありましたが、今までにどのような形で整備されていたのか、さらに今後、黒豆、花園方面へのコースを、いつまでに整備する予定であるのか、また、距離はどのくらいあるのかを伺います。

もう一点、以前の一般質問で、きこりの道の整備がされているのかお尋ねしました。そのときは、「整備されている」とのことでありました。10月半ばに、みねかたスキー場の尾根まで行ってきましたが、やぶ、または草が伸びており、歩けるような状態ではなかったです。

今回、白馬中学校の生徒有志でつくる実行委員会は、11月8日、トレイルランイベント「白馬国際ミニオリピックトレイルラン」を、ウイング21を主会場で開き、中学生を初め多くの方がきこりの道からハイランドホテルを回るコースを利用して、秋の白馬を満喫したようであります。この草刈り等は10月後半に整備を行なっているのを、何回か見ております。東山の観光目的あるいはトレッキングコース（遊歩道）として整備していただくのが必要ではないかと思いますが、今後どのような形で整備していくのかを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田正治議員から東山遊歩道トレッキングコースについて質問が出されておりますので、答弁をさせていただきます。

白沢トレッキングコースであります。再整備の経緯を申し上げますと、平成30年度、公共施設における木質バイオマス設備導入計画策定の事業がきっかけであります。村有林の木質バイオマス資源の有効活用の可能性を探るために、昨年度は11月と12月に2回、大北森林組合、白馬猟友会、総務課、農政課で調査いたしました。白沢村有林の公簿面積は95ヘクタールですが、縄伸びがありますので、実際にはさらに大きな面積になること、針葉樹の植林と広葉樹林が広がっていることを確認をいたしました。

今年度は5月から月1回程度整備をしており、9月30日には白馬村林業経営者協会、白馬猟友会、白馬国際トレイルラン実行委員会、NPO法人Mt. on trail club、山田建築設計事務所、芝浦工業大学等多くの団体からご協力をいただき、整備をすることができました。この場をおかりし、御礼を申し上げます。

また、11月9日、10日には、地域おこし協力隊員企画による森林整備・移住体験ツアーを、地元林業技士を講師に招き実施をしたところ、2日間で、林業を志す17名の方にご参加をいただきました。コースは国道406号白沢トンネル付近から植林地帯までの往復約5.2キロとなりますが、広報はくば11月号にも掲載しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。私も一度コース整備に参加をいたしました。歴史ある東山の広葉樹林帯から眺める白馬連峰の景観はすばらしく、議員各位にもぜひとも現地に訪れていただければと思います。

今後、黒豆、花園方面への整備については、地区の住民の居住環境のこともございますので、すぐにとすることは考えておりませんが、距離については、白沢トンネル付近から黒豆までの5.2キロといった状況であります。

次に、きこりの道についてでありますけれども、昭和53年度に、地域の要望により白馬グリーンスポーツ整備事業にあわせて、赤線や作業道などの昔から利用されていた道を、きこりの道として整備を行ないました。しかしながら整備からしばらくすると、維持管理が行き届かずに荒廃してしまっただけという過去があります。

平成22年度の地区懇談会において、地域資源としてきこりの道を活用してほしい、そのための

整備に関する要望があり、約2年がかりで再整備を行ないました。以後の整備につきましては、白馬国際トレイルラン実行委員会や、NPO法人Mt. on trail clubなどの団体、トレイルラン、マウンテンバイク等の利用者が主体となり、整備の実施をしていただいております。

また今年度は、白馬国際トレイルラン実行委員会による常設コースの設定と、そのための整備が行なわれ、常設コースにはきこりの道の一部が含まれております。これにより、きこりの道の利用頻度が高くなるものと思われまますので、コースの整備については、これまで主に取り組んでいただいている団体や利用者等とともに村も協力してまいりたいと考えています。

一方、ご指摘のとおり、利用頻度が低い道では草木が生い茂り、整備が行き届いていない箇所も出ているのが現状であります。村では、木こりの道としてコースマップを公開しておりますので、現場状況を再度確認し、整備状況が悪く危険度が高い箇所につきましては、再整備やコースからの削除等を検討し、あわせてコースマップの更新をしていきたいと思っております。

以上、1点目の質問に対するの答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田正治議員、質問はありませんか。太田議員。

第4番（太田正治君） 今、お答えいただきましたけれども、今の話の中で、白沢トレッキングコースの今後の計画っていうものは、具体的には出ていないというお話のようですが、先般、私が参加したときには、今回の村の森林整備を行なった地帯の5.2キロあるゴールというところまで行っていないのでわかりませんが、そこまでは、この前自分たちが行ったときも大分きれいにはなっていました。

今後、整備計画がまだ計画されていないということでもありますけれども、将来的に考えて、黒豆から花園地域へ抜けられるような形で考えた場合に、距離は最終的にどのくらいあるでしょうか。

白沢トンネルから花園、黒豆の部落のところまで。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 先ほどの村長答弁にもありましたとおり、約5.2キロになります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第4番（太田正治君） ありがとうございます。じゃあ、先般整備をされたところの往復で、私どもが行ったときの総務課の担当者からは約5キロというお話がありましたので、あのときは、村のゴールから折り返して5キロという話でございましたので。白沢トンネルの入り口から黒豆の部落まで抜けるところまで5キロという形であるなら、あと2.5キロ。できれば早く整備をしていただいて、通り抜けをできるような形にさせていただくのが理想ではないかと思うんですが、そのゴールから黒豆、花園までの道の状態は、今現在どんな状態なんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田議員は地元だから当然、私はわかっているんじゃないかと思っているんで

すが。私も歩きました。非常にいい道であります。昔の植林をした道路があるわけでありましてけれども。非常に歩きやすい、石は若干落ちておりましたけれども、軽トラの通るような広い道になっているわけでありましてけれども。

先ほど答弁でも申し上げましたけれども、やっぱり地元の方の方がおりますので、そこら辺の環境をしっかりと整えていかないと、いきなりやるというわけにはいきませんので。特に、林道の関係も黒豆まで開通はしておりません。黒豆の地区のちょっと上でとまっているわけでありましてけれども。過去に、余り人が来ればちょっとというような話があったかのように聞いておりますけれども、それは定かではありませんが。ちょうど黒豆の林道につながるところに、県外の方が持っている土地があるようであります。

太田議員が言われるように、遊歩道が、歩いてからずっと北のほう、黒豆のほうへ下っていく道は相当ないい道がついておりますけれども。ただ、今、整備をしておりますので、石が落ちていたりそういう部分がありますけれども、歩くには非常にいい道であります。

そんなことで、黒豆も整備するには地元の理解が得られなければいけないというふうに感じているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第4番（太田正治君） 今、地元というふうに指摘をされましたけれども、先ほど私、初めのところでもお話ししましたが、嶺方、いわゆる白沢のトンネルから、今回の「白沢トレッキングコースのルートがあるというのは初めて知った」というふうに、私は申しました。私は黒豆の部落まではわかっていますけれども、それから奥っていうものははっきり言って知りません。ですから、軽トラが通るというお話のようでございますが、できれば白沢から、先般コース整備をしたところは、人間が歩いて通る道でございますので、それをうまく利用してというふうに思っていたんですが。逆の方向、いわゆる黒豆から入るという方向もあるかなというふうに思っています。

ですから、5キロという部分であれば、景観も確かにいいところでございますので、ぜひ地域の人たち、幾らでも自分も中に入ってお話ししますけれども、地域の森林については幾らでも話ができます。それから村長が言いましたように、県外の方というお話もありましたけれども、白沢から尾根伝いにずっと、私の自分のふるさとのほうから行く鬼無里方面までのところに、大きい、県外の方の土地があることは私も知っています。だけど、そこはルートが通っているか通っていないかっていうのはわかりませんので、できれば、いいトレッキングコースになるという話になっていきますので、少しでも、一日でも早いコースを上げていただいて、多くの方に利用していただければというふうに思っておりますが。当面、村では計画がないというようなお話ですので、ぜひ一日も早いルートを上げていただきたいなあというふうに思っております。

それで今回、整備に行ったんですけれども、行ったところに案内看板っていうものがないんです

よね。今回のコース整備に行ったときに。奥のほうへつけたかどうかというのは私もわかりませんけれども、村長がこの間行ったということであれば、案内看板が奥のほうにあるのかなのか。それからできれば、白沢トンネルの入り口のところが車を置くのにちゃんとした場所じゃないんですけど、その辺の整備計画をして誘客できるような状態にしていくのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど、黒豆の入り口というところに県外の人土地があるというようなそういったお話もしたわけでありまして。私としては、あそこを歩いてみて、非常にすばらしい、東山から見る北アルプスの絶景は本当に、行ってみてすばらしいところだなと改めて感じているわけでありまして。ここにおいで、ある程度の年配者の議員の皆さんは、昔あそこにガラス工場があった。我々遠足に、当時は歩いたわけでありまして。ああいったところに、今はガスが出ているかどうかわかりませんが、ああいった資源もあるというようなことで。

そんなことも含めて、これから東山の観光の一つの拠点になればというふうに思っておりますけれども、まだそれぞれ整備もしている最中でありまして、今、言った花園、黒豆の地域の皆さんとも協議をしなければいけないし、それからまた、今、「406号のところに駐車場を」というようなそんな話もございましたけれども、あそこには堀之内の土地もあるのではないかとこのように思っておりますので、そこら辺も含めて。確かにあそこは東山の一つの観光資源になるということは、私も行って初めて認識をしたところでありまして。いずれそんなこともクリアしながら、できることから進めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、案内板というようなそんなお話がございましたけれども、まだまだ認知をした遊歩道ではありませんので、逐次そんなことに努めてまいりたいというふうに思っておりますので。時間はかかると思いますが、有望な観光資源であるということは議員と同感でありますので、そんなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第4番（太田正治君） ありがとうございます。今後これからコースをつくっていくというような意気込みでございます。やはり確かに、この間私も行ったところは景観がすばらしい。そういうものをもっとみなさんに知ってもらうためには、大きい駐車場でなくても結構です。この前に行ったときには大勢で行ったものですから、車は結構、道路際のぎりぎりまでとまっていたけれども。やはり、四、五台とまれるだけのスペースをつくっていただいて、安心して中に皆さんが入って歩いて行けるというようなものをつくっていただくことも、一つは大事じゃないかなというふうに思いますし。それから今後、白沢トレッキングコースの看板を、大きい看板じゃなくても結構ですので、目印をつけていただくということも大事かなあというふうに思っています。

後のほうでもお話ししようと思っているんですが、やはり最近、鳥獣被害が多いものですから、

嶺方のほうでは鳥獣騒ぎは余り聞いていませんけれども、やはりそういうものに対する注意喚起も必要かなあというふうに思っていますが、今後その辺、努力をしていただいて、ぜひこのトレッキングコースを利用できるような形にさせていただきたいなあというふうに思っています。

先ほど村長のほうから、村の山ですのでバイオマス利用というようなお話もありましたが、この中には入れてありませんけれども、その辺の木材の利用をどのように考えているのか、その辺お聞きできれば、聞きたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 木質バイオマスの利用の関係につきましては、昨年、調査事業という事で調査をいたしまして、その事業の中でも、体制をどういうふうにしていくのかと。いわゆる白馬の中での賦存量、利用の可採量っていうのは非常に量的なものがありますので、それをどういうふうにしていくのかというところを、調査事業の中でもいろいろと関係する方、施業される方ともお話をさせていただきました。

今後に向けてはそれを具体化していくというところで、調査事業もとまっておりますので、今後、農政課等が主体になりますが、そこら辺の木質バイオマスの利用に向けて、村としては取り組んでいくという方針については決定しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第4番（太田正治君） ありがとうございます。じゃあ、今までお話聞いた中で、今後、白沢トレッキングコースについては、できれば早い時期に多くのボランティアの皆さんにお願いをしてコースをつくっていただきたいというふうに思っております。

それでは今度は、きこりの道の関係についてお聞きをしたいと思います。

先ほどから、地域の方とかボランティアというふうなお話もありますけれども、グリーンスポーツから入って蕨平を経由し、みねかたスキー場を経由し、飯森を下りるとか堀之内に出るとかいうコースがあるわけがございますけれども、その辺の整備について把握できているのか、できていないのか。その辺をお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 今のご質問にお答えします。

4コース、きこりの道ありまして、ことし私たちが歩いたのは、白馬国際トレイルランが設定した常設コース約15キロ、その部分は歩いて確認をしております。

ただ、今年度トレイルランの大会が一時中止になりました。というのも、コースの整備、それから、運営体制をちょっと見直そう、考えましょうということから、一旦今年度中止していることから、他のコースにつきましては、私ども今年度は歩いておりませんので、しっかりと把握していないというのが現状でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第4番（太田正治君） ありがとうございます。私は、みねかたスキー場の頭で草ぼうぼうだったり、木があっという部分をお話ししましたがけれども、やはり地域の人とか、いろいろな人たちにお願いをしていかないと、これからはコース整備はできないと思います。ボランティアでも何でもいいと思うんですけども、何らかの形で企画を立てていただいて、大勢の力をかりないと、トレッキングコースなり遊歩道なりができないというふうに考えます。そういう計画をする予定があるのかなのか。その辺はいかがでしょうかね。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） きこりの道自体が、先ほど村長答弁にありましたとおり、昭和53年にできて以降ちょっと管理不足で、平成22年に地区からの要望を受けて整備したというような経緯がございます。その整備についても、地域の方々、それと利用者と村が一緒になって整備をしてまいりました。それ以降も毎年春、それから秋には一緒に整備をしてまいりました。ちょっと今年度は、春の部分はやらなかったんですけども、来年度以降、しっかりと利用者、団体の方、地域の方々にも声をかけて、年に一度は、利用者の集まるグリーンシーズン前には、皆さんで歩いて整備が必要なところを確認しつつ、分担しながら協働して整えていきたいというふうに考えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第4番（太田正治君） ありがとうございます。やはり、コースをしっかりと整備しないと、歩く人も歩けないというような形になります。今回、白沢のほうのボランティアもそうですけれども、何らかの形で企画をしていただいてお声をかけていただければ、みんなで観光のためという形で作業に出してくれるというふうに思っております。ぜひ春に計画を立てていただいて、グリーンシーズンのお客さんの1人でも多く入っていただけるような形を考えていただきたいというふうに思っております。

それと、先ほど観光課長のほうから中学生の関係の話が出ました。今回はコースの距離が3キロメートルを5周したというふうに聞いています。これを新聞紙上でも見たし、ある人からも話は聞いてはいるんですけども、やはりコースが長いという部分も一つありますので。今回、中学生が利用したのは、ウイングから蕨平の山へ上がって、ハイランドの横を通って来るコースを周回で飛んでいましたけれども、やはりコース整備をする人が、見ていたら同じ人が整備しているんですよね。これは多分、保護者なのか先生なのかよくわかりませんが、その辺の把握はしているのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 中学生のトレイルランに向けた整備っていうのは、ちょっと私、存じてい

ないんですけども、その後に行なわれた国際トレイルランの常設コースの試走会に向けては、トレイルラン実行委員会の皆さんが中心になって、道の整備、それから看板の設置などに取り組んでいただきました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） このたびの中学校のほうのイベントの関係の整備ですけども、この中学校のほうの大会の主催については白馬中オリパラDAY実行委員会ってことで、中学校の生徒と職員で実行委員会をつくってやっております。その協力機関といたしまして、白馬国際トレイルラン実行委員会、蕨平区、白馬中学校PTA、白馬村ということになっております。

コースの整備につきましては、主に白馬国際トレイルラン実行委員会の方々に刈り払いですとかそういった整備を行なっていたいただき、その手伝いとして白馬中学校の教職員あるいはスキー部、アルペン部の生徒が加わったというふう聞いております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第4番（太田正治君） ありがとうございます。こういうコースは、私が見ただけでは1人であったというふうに感じているんですけども、やはり大勢の人たちの力をかりないと、コース整備ができないというふうに思っております。ぜひこういう関係も皆さんで声をかけていただいて、少しずつ毎年毎年やっていれば、きれいなコースができてくるというふうに思っていますので。ぜひ地域の力をかりるといような形が必要かなというふうに思っていますので。これからはもっと地域の力を利用していただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移っていきたいと思います。

松本・糸魚川連絡道路についてであります。2年ほど前にも質問をさせていただきました。今年度の地区懇談会の席上でも話題に上がっております。村長の答弁では前回は、「安曇野北インターチェンジ周辺の位置が確定していないので、村として決められない」というような内容であります。

地域高規格道路の話が出始めて40年近く経過しているのではないかと思います。最近道路拡幅をして、大町への通行時間も以前よりは短縮されておりますが、命をつなぐ道路として、国道148号線は重要な道であります。大きな事故でもあったと、渋滞だけでなく、通行止めになっております。最近でも通行止めになりました。最近は大車が多く、地域住民の方が安心安全な生活を脅かされております。以前、白馬商工会で要望されております、「大糸線より東側のルートを」と言われております。できたら、村も決めて要望していただきたいというふうに思っております。

安曇野市には、県で何件かのルートを提案するというお話もありましたし、大町でも3案くらいの検討をしているようでというふうに、私がこの要望書を書いたときにはそういうお話でありまし

たけれども、先月の下旬28日より、松本・糸魚川連絡道路については、新聞紙上をにぎわせております。大町建設事務所は28日、東中央西の3ルート帯案の中から絞り込むとしております。大町市街ルート帯案については、比較評価した検討結果を市議会全員協議会に示したともあり、市街地ルートの結論につながる検討結果が注目されます。

くどいようでありますけれども、村としてどのような考えでいるのか村長の考えを伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の、松本・糸魚川連絡道路について答弁をさせていただきます。

太田議員ご指摘のとおり、村民の安心安全の確保や観光振興の面からも、この道路の早期の整備は私たちの悲願であります。現在、安曇野市の起点側ルートがなかなか決定を見ないことから、事業全体が進まない現状についてはご承知のとおりであります。去る11月27日に、大町市街地のルート案について県から評価結果が示されたことは、一步前進と捉えております。

村内では、通地区の白馬北工区において、地域高規格道路の基準に沿った改良工事が始まりましたが、いわゆる白馬市街地区間については、ルート案の検討作業はいまだ着手されておられません。その点に関しましては、大町市のルート帯絞り込みの作業経過も踏まえながら、村内区間のルート検討について早期に着手をするよう、県に対して要望をしているところであります。

太田議員からは具体的に、「大糸線より東側のルートで」とのご意見もいただいておりますが、今後の対応にしましては、県の検討結果を踏まえ、白馬村にとっても最適なルート案の選択をしていくこととなります。さらにその前提となるのが、沿線地域の皆様の同意であることは申すまでもありませんので、そういった点も踏まえ、ある程度幅広い帯域におけるルート案も念頭に置きながら、比較評価を行なっていくことになろうかと思っております。

村といたしましては、引き続き県と協調しながら進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第4番（太田正治君） ありがとうございます。毎回同じような質問をし、同じような回答という形にはなっておりますけれども。最近、村内でこんなよううわさが出ているんですけれども、1つは、オリンピック道路とは別に、南より八方口に建設されております、スノーピーク周辺を通るとのお話です。このうわさ話を村長は耳にしたことがありますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） そういううわさ話というか、うわさの話はいろんな話があると思いますけど、そこまでは把握もしていませんし、今初めてそんな話を聞くわけでもありますけども。うわさの段階になるといろいろなうわさが出てくるわけでもありますけれども、それをいちいち取り上げていて

もいけませんので。大所高所から、先ほど答弁をしたとおり、県のほうには、ぜひルート帯を早期に調査をしていただきたいということは事あるごとにお願いをしているところでもありますので、そんなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

重複しますけれども、うわさの話は、今こういうところで言われても答弁に困りますので、お願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第4番（太田正治君） うわさ話ですので、多分、耳の片隅には聞いてはいるかと思うんですけども。その辺はこの辺にしておいて。

1つは、私は圃場整備の地域の確認のために、県の方や農政課担当、それから宮澤県議とオリンピック道路の周辺でお話をしたときに、私から県議に「地域高規格道路を、このオリンピック道路とあわせるわけにはいかないか」とお聞きをしました。そしたら県議は、「その話が出るなら、圃場整備のお話はご破算になるぞ」ということでありました。

このような話をされておりますが、村長はいろんな要望活動をしていただいているんですが、この話を聞いてどのように考えますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） そういったことも含めて、県のほうにお願いをしているという段階でありますので、私のほうからどうかと言われても答弁には困りますけれども。

当時、白馬村では東側ルート、それから真ん中の今の県道、そして西側ルート。3案が当時の区長会のほうで検討していただいた経過があります。その中では、東側のルートが一番いいのではありませんかといったそんなお話がございましたけれども。細部についてはまだ詰めてはおりませんけれども、いろいろ地域の皆さんの合意がなければ、まえどへは進んではいきませんが。ただ、早く県のほうでルート案を示していただきたいというそういったお願いは、先ほどの答弁のとおりであります。

大町も今、ルート案を示されたようでもありますけれども、東西非常に幅の広い、このルート案が示されているようでもありますけれども、まだまだこれから細部については、時間がある程度かかるのではないかとこのように思っておりますけれども。

今ようやく大町市がそんなことになったというようなこと、そしてご案内のとおり、安曇野市が今度また新たに新しいルートを提案したというようなことで、まだまだ時間がかかるふうに言われておりますけれども。とりあえず白馬村の中でも、ぜひルート案を調査していただきたいということをお願いをしているところでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第4番（太田正治君） 松本・糸魚川連絡道路については、先ほども言いましたように長い年月が過ぎております。国が松糸道路の起点である、いわゆる前の波田町、現在の松本市ですけれどもここ

を候補路線に、平成6年12月に指定をしました。それから考えると、25年を経過した現在、安曇野市ではルート帯決定に向けて4案を説明、提示をしたと。このような大きな報道がある中で、前に進めようとしているのは、これは県で一生懸命やっているということはよくわかります。

ここ白馬においても国道148号においては、先ほども言いましたように、大型車両、重量車両が多く走り、大きな事故が多く発生しておりまして、通行止めになったり、地域住民の安心安全な生活が危ぶまれておるといってございまして。この大北でも北部は、高速交通網から置いてきぼりをされております。

これを一日も早い形で、命をつなぐ道路、高規格道路になるように、村長にさらなる要望をお願いして、これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第4番太田正治議員の一般質問を終了いたします。ただいまから午後1時まで休憩させていただきます。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第6番松本喜美人議員の一般質問を許します。第6番松本喜美人議員。

第6番（松本喜美人君） 6番松本喜美人です。先月の下旬ごろより、朝に夕に、空と白馬連山を眺め、一喜一憂の日々が続きました。これは、毎年ここ10年くらいこのような状況でございまして。しかしながら、今回の冬型の気圧配置で白馬の里にもようやく衣がえのときを迎えました。昨日、下川村長より、白馬村気候非常事態宣言が行なわれました。宣言により、村民一人一人が気候変動を認識し、意識変革の動機づけを願うものであります。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

今回は、通告書に基づきまして、1、白馬村浄化センターの安全基準と災害時対応について、2、棚田地域振興法について、3、本村の経済循環分析についての3項目について、村長の見解をお伺いいたします。

まず、1項目めについて質問をさせていただきます。

本年10月に発生いたしました台風19号は、東日本を横断し、平成以降最大級の被害をもたらし、本県におきましても、河川の氾濫等により、特に東信・北信地域が大きく被災しました。このような惨状において、6市町村の下水処理施設が停止し、完全復旧に2年間くらい必要とのこと、また、修繕には膨大な資金が必要という報道がありました。

平成5年に建設されました白馬村浄化センターは、施設の特徴から姫川に隣接しており、また、平成30年度実績では、村民の約65%が利用し、汚水流入量は約88万立米で、多くの村有施設の中で、特に生活に密着した施設の一つであり、安心して暮らせる村づくりの観点から、次の4点についてお伺いいたします。

1点目、本村浄化センターの豪雨時における、安全であると判断する基準は何か。

2点目、村の防災マップには、姫川の氾濫危険水域3メートルと示されており、本村における直近の大きな豪雨災害では、平成7年の7月11日から12日にかけての県北部豪雨災害です——では、この2日間の雨量は299ミリであり、このときの大出地区の天神宮橋推移観測所での水位は。ただし、これはもう20年以上前でございますので、もし当時の記録が残ってございましたらご答弁をいただきたいと思います。

3点目、本村浄化センターの豪雨災害時対応について。

4点目、上下水道施設の災害時における、応急復旧工事の災害協定の有無と締結内容と内訳につきまして、以上4点、お伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本喜美人議員の質問に対して答弁をさせていただきますが、まず最初に、白馬村浄化センターの安全基準と災害時の対応についてであります。

白馬村浄化センターの安全基準と災害時対応についてでありますけれども、今回の台風19号は、長野県内に初めて大雨特別警報が発表されるほどの記録的な大雨をもたらしました。特に長野市千曲川流域下水道の基準基幹施設である終末処理場クリーンピア千曲では、下水道処理場が冠水し、施設設備の被災により下水の受け入れが一時的に停止をし、国土交通省のポンプ車により排水能力を確保し受け入れを開始したものの、下水排水が集中する時間帯や雨水の流入等により、マンホールからあふれ水が確認をされたりしましたが、現在は、処理場内の仮設ポンプの稼働により、排水で解消をされているようであります。

仮設ポンプの稼働により、これまで応急的に行なってきた消毒のみによる簡易処理放流から沈殿過程を経ることによって、一定の下水処理能力の向上が図られております。それでも、災害前の処理能力を満たしておらず、水処理の完全復旧は令和3年3月を目標として、市民の皆様には、排水量の削減につながる節水の協力をお願いをしているというふうに聞いておるところであります。

それでは、4つの項目について順次答弁をさせていただきますが、1点目の本村の終末処理場である白馬村浄化センターの浸水被害の可能性と安全性であります。大町建設事務所が公表をしている姫川、松川の浸水想定区域図には、終末、その処理場のエリアは入っておりません。

この浸水の想定区域図は、過去、ダムを整備状況を考慮して、おおむね100年に1度程度に発生する大雨を想定をしたシミュレーションを行ない、その結果から、姫川、松川が氾濫をした場合に浸水すると予想される区域を示しているものであります。

施設の浸水被害の可能性についてであります。管理棟、水処理施設の床の高さは大町建設事務所が示している処理場付近における姫川のハイウォーターレベルより高い位置となっております。

具体的な標高で言いますと、放流環境のハイウォーターレベルが667メートルであるのに対し、水処理施設の床レベルは672.75メートルであり、約6メートル高く設定をされております。さ

らに、管理棟の床レベルは675メートルであり、8メートル高いということになります。浸水被害に対して、床レベルにおいては安全性があると考えられております。

また、処理場付近の姫川は、一般的にいうところの掘り込み稼働となっており、処理場の基礎部分の地質はほぼ岩盤で構成をされていることが建設工事の際にも確認をされているところであります。処理場手前で蛇行している水衝部のコンクリートブロックで護岸工が施されていることから、護岸が崩壊する可能性は低いものというふうに予想しております。

2点目の平成7年の県北部の豪雨災害時の天神宮橋観測所の水位についてのご質問ですが、大町の建設事務所に問い合わせましたところ、当時の正確な記録が確認できませんでした。恐らく氾濫危険水位に迫っていたものと推測をされますが、浄化センターに被害はありませんでした。

ちなみに、一昨年(平成29年)7月に豪雨があり、このときの総雨量は7日間で1,000ミリ近い大雨が降りました。これは、平成7年豪雨の1.7倍の雨量であったものの、浄化センターを含め村内の家屋に被害はありませんでした。これは、関係各位の努力の結果、砂防や河川改修事業の進捗により安全度が向上したことが伺い知れます。

3点目の豪雨災害時の対応についてですが、神城断層地震時の経験を踏まえ、国土交通省の下水道BCP策定マニュアルに基づき、白馬村下水道BCP事業継続計画を策定をしております。

計画では、被災から暫定機能の確保を行ない、応急復旧までを基本とし、緊急点検、調査から緊急措置、一時調査からの応急復旧、さらに、二次調査からの本復旧までの体制や優先業務、目標時間などを制定をしています。

当初、国土交通省で策定したBCPマニュアルは、地震や津波被害を中心に想定をしたマニュアルであったことや、近年はゲリラ豪雨が頻発し、想定を超える豪雨災害が発生をしていることから、停電、洪水、水害等にも対応したマニュアルの見直しや改正作業が進められております。

来年度早々には、県内でも改定のための勉強会が開催をされ、見直し作業が進められることから、本村としても積極的に参加をし、災害対応に備えてまいりたいと考えております。

最後に、災害時における応急復旧工事等の災害協定の有無と締結内容と内訳についてであります。水道事業関連では、長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱が定められており、日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定との連携をしております。構成員は長野県水道協会加盟の団体であり、本部は長野県環境部水大気環境課で、中心ブロックは松本市が代表となっております。

大地震の際には、震度と被災事業体の要請により、出動できる体制をとることとされており、応急の給水部、応急復旧部、広報支援部などで構成をされております。神城断層地震の際には、長野市と県内の市町村も被災したため、中部地方支部からの応援ということで、名古屋市、新潟市、富山市などからの応援もいただき、給水の早期復旧への支援には改めて感謝をしております。

生活排水事業関連では、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルールが定められてお

り、やはり関東ブロックや中部ブロックの応援ルールとも連携をしております。構成員は県内で下水道事業を実施をしている団体であり、本部は長野県環境部生活排水課であり、代表区ブロックは、大町市が代表となっております。

大規模災害の際は、代表市町村からの応援要請に基づき、調査、応急対策、設計、査定等の復旧計画の策定や、機材、資材の提供に対応をしております。

そのほかにも、長野県下水道協会、全国町村下水道推進協議会長野県支部、長野県下水道建設管理業協会との間で、下水道管路施設の災害時における支援協力に関する協定を結んでおります。これも大規模災害の際に、協定会員からの応援要請に基づき、下水道の建設及び管理業を営む業者さんが中心となり緊急点検、調査を行なっていただける協定であります。

村内においては、上下水道工事店組合加盟の業者を中心に8業者との間で、上下水道給水排水施設維持管理業務契約を結び、緊急時の要請に応じ、随時緊急対応を行なう体制を構築しております。村全体としては、建設業組合及び建築業組合に加盟している業者さんとも緊急時の協定を結んでいるところであります。

二度と大きな災害は起こってほしくはないわけですが、職員には災害時の対応を含め、白馬村BCP事業継続計画をみずから策定することにより、内容の理解を深め、有事の際に活用できるよう、資質の向上に努めてまいります。

以上、1点目の質問に対するの答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本喜美人議員、質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） ただいま村長より答弁をいただきました。総括的には、多少の雨量といえますか、先ほどの例で申し上げますと、平成29年、7日間で1,000ミリというようなところでも何ら心配がないというような答弁をいただいたわけであります。

その中で、安全というような部分でございますので、再質問をさせていただきたいと思っております。豪雨時の浄化センターの安全確保の観点から、矢口建設課長にお尋ねをさせていただきたいと思っております。

姫川は、国・県が管轄する一級河川であります。神城地区から深空地区までは比較的直線的流れであります。蕨平地区から大出地区まで、村内で最も蛇行しており、堤防への負荷が最大のエリアと認識しております。

先ほどの村長答弁の中には、ブロックもすえたり、安全であるという答弁をいただいたわけでもありますけれども、このエリアの、特に河川パトロールというものについてはどのように実施をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 松本議員から、一級河川の河川パトロールはどのようにやっているのかというようなご質問でございますけれども、姫川あるいは平川、松川といった一級河川につきまして

は、長野県、具体的に言いますと大町建設事務所が管理をしているわけでごさいます、現在大町建設事務所では、河川巡視員が週1回はパトロールを行なっているということでごさいます。

ただ、ご質問にあります、これは、決して浄化センターの安全確保ということではなくて、当然、流域全体の安全確保の観点からパトロールしているということでごさいますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） 引き続き、同じ考えがごさいますけども、蕨平地区の姫川につきましては、非常に急峻な傾斜地でありまして、崩壊が懸念される特別警戒区域に指定されております。

こういった地域につきましては、豪雨時だからとか台風直前だからということではなくて、いつ崩れてもおかしくないわけでありまして、そういった危険箇所については、平常時は安全確認のパトロールというのがどのように実施されているか、お伺ひしたいと思ひます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 急傾斜地の平常時の安全確保という、安全確認というご質問でごさいますけれども、ただいまのご質問では、蕨平地区、ピンポイントの場所を想定してのご質問と受けとめましたけれども、白馬村全体を見渡しますと、いわゆる急傾斜地の特別警戒区域というのは155カ所あります。これは防災計画に載っております。

さらに、これとは別に、土石流の危険渓流特別警戒区域が53カ所、さらに地すべりを加えますと300カ所以上の危険区域があるということになりまして、松本議員ご指摘のように、当然、平常時の安全確認というのは非常に重要ではあるんですけども、正直、これ全て網羅して確認ができていないかという、できていないというのが現状でごさいます。

そうした中で、じゃ、何が重要かということでありまして、これらの危険区域を、やはり地域、その地域に住んでおられる村民の皆さんが、自分の住んでいる、この周りが、ここが危険なんだよということで、やっぱり、しっかり把握するというのが一番大切なことだと思いますし、当然、万が一のときには、そういった住民の皆さんからの、やっぱり情報提供というのも非常に重要な部分になってくようかと思ひますので。

以前、防災を所管しております総務課のほうから、防災マップというのを全戸配布しておりますけれども、あれを見ますと、結構わかりやすく表示している部分があるごさいますので、こういった県内大きな災害がごさいましたので、こういったことを機会にもう一度、その周知という意味で、やはり、もう一度見直してみる必要があるのかなということを感じております。

以上でごさいます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） ありがとうございます。

それでは、再質問の3点目でありますけれども、先ほど村長のほうから、災害協定について答弁をいただきました。応急的には、いわゆる近隣の行政体並びに民間の業者から応援をいただくというように答弁をいただいたかというふうに認識しております。

そこで、酒井上下水道課長にお尋ねをいたします。このたびの台風19号の県下の災害状況を見ただ中で、災害協定についてさらに補強すべき分野があるというふうな部分の認識はあるのでしょうか。

それと、もう一点でありますけれども、神城断層地震から5年経過しまして、震災の教訓として、震災前より上下水道課として強化されたといえますか、震災前よりこの部分をこのように変えましてというような事業がございましたら、お伺いをいたしたいと思えます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 協定の関係につきましては、先ほど村長答弁申し上げたとおりでございますが、特に下水道関係につきましては、長野県の災害時応援ルールというのが定められておりましたが、これは、もともとつくったのが、私どもの神城断層地震の経験を踏まえて、さらに内容もより実践的なものに書きかえられているという形で行なっております。

この5年間の間につきましては、やはり県主導で、私どもの断層地震の経験を踏まえた形の訓練ということで、全県で集まりまして、ロールプレイング的な形でそれぞれの町村がどんな動きをするかというようなものを大きな会場に集まりまして、実際に訓練を行なったところであります。

それから、ブロック内の関係につきましても、私どもは大町市がブロックの中心ということでございますが、大町市を中心といたしまして、震災災害が起こったという想定のもとに、それぞれの市町村に電話連絡等々のやりとりをするというような訓練も行ないました。

また、さらにうちの村におきまして、大町市、それからの池田、松川、小谷村のそれぞれの担当が集まりまして、実際、私どもの村のマンホールの鉄ぶたをあけて、マンホールの中をのぞくというような確認をそれぞれの担当者が行なうというような訓練も実施してございます。

実際、それから5年前の震災のときも、例えば下水道事業団等が、この応援ルールの中でしっかりお互いがやりとりをするという覚え書きを取り交わしておりまして、実際、5年前のときも直ちに村のほうへ来ていただきまして、浄化センターの位置調査をやっていったり、実際のところ、最終沈殿池等にふぐあいがあったわけでございますが、それに対する調査、設計、災害査定に向けた設計書の作成というようなものを直ちに実施していただいたということでございますので、先ほど村長が言ったように、二度とこのような災害は起こってほしくないわけではあります、5年前の経験を踏まえまして、より一層迅速な対応ができるような形で訓練等を行なっているのが現状でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） もう一点、あったんじゃない。

第6番（松本喜美人君） 多分、私の意図しているところは、災害協定の中で、村長答弁の中には、行政体の応援、民間業者の応援ということでもありますけど、先ほどの酒井課長のほうから、日本下水道事業団が触れておりましたので、多分そこが私の質問に対する答弁であったのかなという解釈をしております。よろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） じゃ、答弁終わったということですよね。じゃ、質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） ありがとうございます。大出地区の浄化センターにつきましては、豪雨時につきましては、非常に安全度は高いという、相対的にそのような認識でおりますし、私も今回の台風19号の災害状況、テレビ画面で見たり、それから、平成7年の7月の豪雨の隣の小谷村の状況を見ますと、河川のほうが高い天井川のエリアで災害が起こっているというような認識をさせていただきます。で、堤防が決壊して、それらが被害を大きくしているということで、そういう点では、大出地区というのは、地形的にも、先ほどの村長の答弁から言いますと、河川から8メートルくらい、それから建物においてもということになりますと、10メートル以上ついても大丈夫だというふうに再度認識させていただいたわけであります。

それで、実は、豪雨時で、私が一番懸念しておるとするのは、姫川左岸につきましては、飯田地区から、村内非常に左岸は急峻な地形で、今までも豪雨時のときに、飯田地区でもあったり、深空地区でもあったり、それから、蕨平地区の左岸については、既に大きな、えぐれているといえますか、というような部分がございます。

それで、堤防の決壊というよりも、そういったところの大きな崩落があったとき、姫川をせきとめるような場面というものがあったときって大変だなという想像をしております。

それで、一般質問においては、こういう想定についてどうですかと言うと、なかなか答弁はできませんよというところが多いわけでありますので、私のほうから、これは行政側への要望であります。

姫川の左岸の地形によります危険度について、全てコンクリ等々で補強をしていくというようなことは、現実、村の事業でできるわけではありませんけども、既に崩落している部分等につきましては、国も今回の19号の災害において強靱な国土づくりというような方針を打ち出しておりますので、そういった中において、国・県のほうに、ぜひ、そういったものの不安が強いと、むしろ堤防の崩壊よりも、私は姫川左岸の崩落によってダム湖といえますか、そういったものに対する、今から不安解消で要望をぜひお願いしたいなということをやりたいです。

要望としてお願いをして、1点目の質問を終わらせていただき、2項目めの棚田地域振興法について説明をさせていただいた後、質問をさせていただきたいと思っております。

本年6月に、人口減少や高齢化に伴い、荒廃の危機にある棚田の保全を目的とした棚田地域振興法が5年間の時限立法で成立いたしました。同法の事業範囲は、地方創生、農村交流、体験、文化

的景観保護、国土保全、観光の促進、自然環境の保全と鳥獣被害対策等、非常に多岐にわたっての活用が可能な法律でございます。

そこで、次の2点についてお伺いをさせていただきたいと思います。

同法の政令によります棚田地域の要件は、勾配が20分の1で、棚田の面積が1ヘクタール以上という定めがございます。本村の該当地区の有無と地区名は、

2点目、多岐にわたる財政支援がある同法を調査研究し、積極的に活用する考えがあるかどうか、2点についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 棚田地域の振興法について2つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、同法の政令による棚田地域の要件は、勾配が20分の1で、棚田の面積が1ヘクタール以上と定めていますが、本村の該当地区の有無と地区名はどの質問であります。棚田地域振興法の定義にすり合わせる中で、現在、村で行なっている中山間地域、直接支払事業の農地の保全や機能の確保、勾配20分の1以上とほぼ同じ条件であることを踏まえ、北城地区では青鬼、野平、立の間、神城地区では内山、飯田や堀之内の一部が該当をします。

次に、多岐にわたる財政支援がある同法を調査研究し、積極的に活用する考えはどの質問であります。まず、この棚田地域振興法を活用していくには、認定基準を満たす必要がございます。要件に当てはまるかは当然であります。活動計画の作成、計画を立てるに当たっての協議会の構築、その構成員、活動をしていく上で、その計画が確実に実施をされると認められる必要があります。

このようなことを踏まえて、農政関係では、現在行なっている多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払事業との内容や目的もほぼ似かよったものであることから、この点についても精査をしながら活用ができるか判断をしていきたいと考えております。

また、棚田地域振興関連予算を見ますと、総務省、文部科学省、文化庁、農林水産省、林野庁、国土交通省、官公庁、環境省、内閣府などによるさまざまなメニューがありますことから、各集落に合った事業を見きわめながら検討をしていく必要があるというふうに思っております。

2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） 今、村長のほうからは答弁をいただいたわけでありまして、下川農政課長のほうに再質問をさせていただきたいと思っております。

棚田地域の地形的要件では、先ほど、北城地区においては青鬼、野平、立の間というようなことでご答弁はいただいたわけでありまして、この棚田地域振興法の中にもう一つの要件がございます。同法の政令による要件では、昭和25年2月1日における市町村の区域内であるという新たな

要件があるんですけど、この区域要件を満たす地区というのは、先ほど村長が答弁いただきました青鬼、野平、立の間等というものはクリアするのかどうかということをお尋ねします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいました昭和25年の2月1日における市町村の区域はというところで、当村につきましては、北城村それから神城村ということになります。

あと、区域の要件を満たす地区についてはという内容でございますけれども、これは圃場整備等によりまして改良された農地の規制みたいなものはないという部分で考えますと、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、今、中山間地域直接支払事業というものを行なっている青鬼、野平、立の間、それから内山、あと飯田、堀之内の一部は全て該当するという内容になります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） ありがとうございます。私は、白馬村、村内における棚田の代表的な地域といたしましては青鬼地区だというふうに捉えております。それは、平成11年に農水省の日本棚田百選に選定され、さらには、伝統的建造物群保存地区として、現在整備が進行中であります。

そういった中で、青鬼地区、野平、立の間もそうなんでしょうけれども、やはり、こういったエリアというのは、日本の原風景として、将来にわたり保存をしていくべきというふうに捉えております。

そういった中で、先ほど村長、農政課長のほうから多面的、それから中山間地域の直接支払いというような部分で現在事業が行なわれておるということでありますけれども、こういった部分に、棚田地域振興法では観光の振興というような部分も新たに加わっておるということでありますので、そういう点では十分に地域住民とコンセンサスを得るということが基本でありますので、そういった中で、ぜひ新たな部分で使えるところがあればというふうに考えております。

そこで再質問でありますけれども、これは下川村長のお膝元でありますけれども、野平地区であります。これ、この地域につきましては、八方の観光協会とタイアップをされて、酒米の山恵錦を育て、その酒米を利用して純米吟醸白馬八方黒菱を商品化し、さらに、八方尾根開発株式会社の旅行業部門であります村旅で、田植え、稲刈りツアーを募集をして農業体験をしております。

私の聞き取り調査で村旅に出向いてお話を伺ったところ、2年間ツアー募集も行なっているようでありまして、田植え、稲刈りともに、地元スタッフを加えて100名くらいの参加者をいただいております。

この、特に野平地区でありますけれども、棚田を活用して農業体験をし、そこでとれた米の加工をして白馬八方黒菱という加工品をつくり、そして、その作業の過程でツアー募集を行なうという。規模的なものは小さなものかもしれませんが、非常に、日ごろから村長がおっしゃっています、観光と農業のコラボというようなもの、規模は小さいんですけど、まさにこのことではないのなか

と。

それで、あと足りない部分で申し上げるならば、農業を通じて、よそから白馬村にお越しをいただいて農業体験をしていただくと、この部分はこれでクリアな部分になります。

あとは、農産物加工品の販売という部分で言えば、野平地区においても、加工品は黒菱という日本酒にかわっておるわけでありますけど、こういったイベントを通じて、例えば棚田米というようなものを販売するというような、そういったしますと、いわゆる村長が日ごろおっしゃっております農業と観光のコラボ、規模はともかくとして、非常に完成度の高い事業になるのではないかなど。

そういったところで、再度お聞きをいたしますけども、ハード面では、確かに多面的、中山間地があるからいいですよということでありますけど、この棚田地域振興法については、ソフト面としてそういった観光との結びつきというようなこともございますので、そういった点では調査研究をいただいて、それから、この法律につきましては、特に、国・県の機関の中で同法の地域担当コンシェルジュを設置していくということでありますので、そういったところとご相談といたしますか。

先ほど村長答弁の中にもありましたとおり、計画等々、それから協議会をつくる、野平地区においては、今やっていることを文書化すればすぐ計画ができるのではないかなということですし、協議会は先ほど申し上げたメンバーを加えれば、すぐできるのかなというようなことで、もう一度お伺いいたしますけど、そういった観点から、この棚田地域振興法について検証をしてみる、上級官庁への相談をかけるという考えはございませんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 質問にお答えいたします。

今、野平地区では、山間部の酒米ということで、山恵錦を作付しておりますけども、この事業についてちょっと聞いてみると、県の事業を活用しているということも少し聞いております。

それで、今言ったような観光の部分、それから農業の部分をつなげるような内容で、この棚田振興関連の事業を活用できないかという内容でありますので、その活用に向けては、今後研究をしながら検討していきたいというふうに農政課は考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） ありがとうございます。ぜひ、庁内で農政課、観光課、それから、特に、これは小さな規模かもしれませんが、私は、村長、観光局の代表理事でございますので、こういったことが日ごろ観光局で行なわれていくというのが、営業としては少ないんですけども、基本的な力点としては、こういったところに置かれた観光局運営がなされるべきではないのかなということ意見を申し上げまして、3点目の質問に移りたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 今、この松本議員から担当課のほうにいろいろ提案をさせていただきました。本当に、私も同感であります。

ただ、先ほど、太田議員の話にもありましたけれども、この地域の地区の皆さんの理解を得るということは非常に大事であります。本当に観光と農業が一緒になって、そして、大勢のお客様に来てもらう。そして、来てもらった人たちに、例えば、何か地元でできたら、農作物を買ってもらったりと、そしてまた、来た人がいいところに行くと喜んで帰れるような、そういったことがこの村としての役割だというふうに思っておりますので。なかなか地元の理解を得るためには、大変ハードルが高い部分もありますけれども、村としてはそういったところにどんどん観光振興として、そしてまた、農業振興していく必要があるということは、私も常々思っているところであります。

そしてまた、先ほど来、白馬花三昧という議長も出席をしていただいたわけでもありますけれども、本当に東山から見る山岳景観は非常にすばらしいものと。そういった中で、ぜひ、その花を取り入れてもらえないかという、そんなお話がございました。

そんな中で、ことは、私の地区ではありますけれども、地元の人たちがボランティアで菜の花がまいてある。そして、結構大きな畑に菜の花をとということ。そしてまた、役場の地域おこし協力隊のほうで野沢菜、菜の花まいてもらったところで、来年の春には、どんな花になるかちょっと期待はしているわけではありますけれども、そんな思いをしているわけでもあります。

いずれにいたしましても、地元との理解を得るなら進めていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） 今、下川村長のほうから答弁いただきましたとおり、何事もやっぱり地域住民との十二分なるコンセンサスを得て進めていくというのは大原則でありますので、そういった基本姿勢を貫いていただきたいなど、それで、事業の完成を目指していただきたいなどというふうに思います。

それでは、私、最後の3点目の質問でありますけれども、本村の経済循環分析について。

本村では、県の観光機構と共同で観光における経済効果や村外への資金流出を把握するための経済循環分析を実施しておりますが、この事業の進捗状況についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本議員から3つ目の質問でありますけれども、本村の経済循環分析についてありますが、この事業の目的につきましては、観光地域づくりには、観光のマーケティングを推進をする来客者のデータのほかに、地域の経済実態を把握することが必要であります。

白馬村においては、観光業が主な産業であります。観光業等で外部から獲得をした所得が地域内でどれだけ循環をしているかを把握する必要があります。このため、効率的な観光地域づくりを推進するため、基礎資料として、白馬村版の産業連関表を策定をし、白馬村の産業構造、取引構造を明確にすることです。

事業の組み立てといたしましては、白馬村、白馬村観光局、長野県観光機構が連携の業務として

実施をしております。

また、今回の地域経済分析を長野県の観光機構のパイロット事業と位置づけ、村と連携をして作業を行ない、行政データ、国・県のデータの使用方法などのノウハウを長野県観光機構内に蓄積をすることとしております。

調査体制につきましては、専門機関、アドバイザー、そして白馬村職員のプロジェクト体制で作業を進めており、業務の終了後も村職員が継続的にメンテナンスができるよう、有志の職員が積極的にこの事業に取り組んでいるところであります。また、白馬高校の国際観光科生徒にも事業の一環として可能な範囲で協力をいただいているところであります。

調査の手順といたしましては、まずはリーサス等の既存の統計データをもとに、白馬村経済構造を概略として把握をした上、事業者へのヒアリング、郵送調査を実施をし、分析を行なっております。

現在は、アンケート集計も終了し、まとめの段階に入っております。12月中には、第2回の有識者会議を開催をし、来年2月までには、最終の報告ができるかというふうに考えているところであります。

松本議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員の質問時間は答弁を含んであと9分です。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） ありがとうございました。

それでは、この事業の所管であります総務課かと思っておりますので、吉田参事兼総務課長のほうに再質問をさせていただきたいと思っております。

この事業のサンプルといいますか、基礎データの収集について、先ほどの村長答弁の中にもありましたとおりであります。村内におけます商工業者数、平成28年度の経済センサスで申し上げますと、小規模事業者数は966ということで公表されております。それで、これ、昔の事業所統計でありますので、出てくるものには神社仏閣、学校等々全部含まれておりますので、商工業関係というのは、私のこれ推計でありますけど、おおむね1,100くらいではないかと思っておりますけども、1,100に対しての基礎データの回収率というのはどのくらいになるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） たたいまご質問の回収率の関係でございますが、議員の再質問の中では、事業所数1,100くらいじゃないかという推計ということでございますが、今回、村のほうで行ないました調査につきまして、数字等、私のほうから申し上げさせていただきます。

飲食業、建設業、鉄道業、その他を含め、それと宿泊業を含めまして、送付数につきましては776の送付をさせていただきました。そのうち不着が20、したがって756に対しての回収率ということで回答させていただきますと30.7%というような回収率でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） ありがとうございました。こういった郵送等々によるアンケートというのは大体回収率が20%を超えると成功だと言われておりますので、非常に高い回収率というふうに認識をさせていただきます。

それで、村長答弁の中に、一応この事業については来年の2月ごろまでに最終報告ができるような進め方というようなことで答弁をいただいたわけであります。

そこで、再質問2点目でありますけれども、その地域、いわゆる白馬村でありますけれども、経済効果を高めるためには、行政の歳出額というものも大きな源泉であります。平成30年度決算ベースで、一般会計、特別会計、企業会計との歳出総額は92億1,316万円になります。そのうち経済効果に波及しない歳出、支出でありますけれども、それぞれの会計間の繰出金、繰入金、それから公債費、いわゆる借入金の返済と支払利息、それから、各会計での基金積み立ての歳出部分を減額しますと、ほかにもあるんでしょうけど、私の推計で言いますと、約70億円弱が具体的に経済効果を高めるための支出が行なわれた金額ではないかと思われま。

そして、70億円弱のうち、村内に支払われたものというのが白馬村の経済に直接影響をもたらす歳出でありますけれども、この金額幾らではなくて、この金額を含めて白馬村の経済効果というようなものを分析されるのかどうか、吉田参事兼総務課長にお尋ねいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 再質問の行政経費に関するものもこの産業連関表に含めるかというところでございますが、今回の調査の中で、専門機関であったりアドバイザーのご意見でいきますと、まず地域の産業連関表のパターンが見えてくると。それを当てはめることによって、ある程度、行政の経費につきましても類似的なものが見えるというお話は伺っております。

国のほうのリーサスにつきましても、行政経費を含めているというようなことを、このリーサスのほうからも回答をいただいておりますので、でき上がったものを見ながら、改めて行政経費についても調査のほうに諮っていきたいということで、断定は申し上げることはまだできませんけれども、関連する部分があるということで、その作業については、この作業は一旦終わった後で入っていきたいと、このように考えています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） ありがとうございました。これも要望で申し上げたいわけでありまして、毎年行政の決算が行なわれるわけでありまして、その折に、村内への個人事業所への支払い総額というようなものをぜひ公表していただくことがありがたいのかなど。それが、ある意味、行政運営の透明性を高めていくということにもつながるのではないかと。そのようなことで、これ

は、すぐできる、できないという部分もあろうかと思しますので、ぜひ庁内でご検討をいただける
とありがたいなということでもあります。

それで、残り時間が余らないわけでありませうけれども、最後の質問でありますけれども、さきの第3回
定例会の一般質問で同僚の加藤議員から、一般質問の資料といたしまして、箱根町の観光局実態調
査報告書が配付されました。

これは、配付されたのはごく一部でありましたので、私も箱根町のところからプリントアウトを
いたしまして観光データの収集のための何か手がかりがつかみたいということとさせていただきます
ました。

その質問の折に、箱根町のほうに研修に行ったらどうでしょうかという問い合わせに、横山副村
長のほうから、ぜひ行ってみたいというようなことで答弁をいただき、過日、観光課長のほうで箱
根町のほうにお邪魔をしたというふうに伺っております。

限られた時間でありませうけれども、そういった中で、箱根町へ出向いて一番参考になったところを
お答えいただけるとありがたいです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 今、松本議員さんのお話にあったとおり、ことしの9月、加藤議員さんか
ら、箱根町の取り組みをご紹介を受けて、行ってきたらどうだというご提案も受けました。その点
を受けまして、先月27日に箱根町に赴きまして、観光統計に関すること、いろいろとヒアリング
してきました。

ヒアリングの中で、特に印象的であり、村として参考にしなければならなかったなというふう
に感じたのは、統計の中にある宿泊客数が各施設から提出されている数字の積み上げであったとい
うことです。白馬村では、どうしても推計というところに大きく頼っている部分が、箱根町では積み
上げだったということに、まず驚きました。

加えて驚いたのは、調査表を各施設に配って、それを提出してもらって、それを積み上げてい
くんですけども、その回収率が、箱根町は503宿泊施設があるそうなんですけれども、8割に達する
ということです。そこに、特に驚きました。

白馬村では、これまで宿泊施設数自体を概数でしか捉えることができなかったんですけども、
箱根町ではそれもしっかりやっている。その部分、非常に勉強になりましたし、この冬から、その
宿泊施設の全数を把握するようなこと、取り組んでまいりたいというふうに、今考えているところ
です。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問事項は終了しましたので、6番松本喜美人議員の一般質問を終結いたし
ます。

ただいまから5分休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時07分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第7番加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 7番、日本共産党の加藤亮輔です。ちょっと質問が多いですから、ちょっと挨拶は省きます。

今回は、2020年（令和2年度）予算編成について質問いたします。

地区要望を聞く役員懇談会も11月22日で終わり、来年度の予算編成はスタートしました。27日には予算編成方針の説明も行ない、今、各課で事業のとりまとめが行なわれている最中だと思います。年明けには総務課査定、村長査定と続き、2月に公表するスケジュールです。

国は、社会保障制度を後退し続けています。その結果、将来不安が増大し、厳しい状況が続いています。そのような状況の中で、村は福祉の増進と村民の暮らしの向上を目指して編成作業を行なっていると思います。そこで、来年度の予算案の方針と概要について、以下13項目について質問いたします。

まず1番、子育て支援策として、保育園の副食費を池田、松川、小谷村では減免しています。当村でも幼稚園を含め、減免すべきと考えますが、来年度予算案に計上いたしますか。

2番、地方創生事業関連の観光予算事業の内容と予算規模はどのようになりますか。

3番目、村は新たな観光財源を目指していますが、その前に、国から財源を確保する方法として、新税（出国税）から生まれる財源をもとに、全国の観光地に観光振興策を観光庁が100カ所募集いたしました。6月議会で質問したとき、観光を推進する組織と検討していきたいとの答弁でしたが、どのような企画書を提出いたしましたか。

4番目、2018年度の福祉対策のデマンド型乗り合いタクシー事業費は1,235万円。観光関連の冬期間のナイトシャトルバス事業費は1,509万円でしたが、グリーン期のバス事業、1番、アルペンライナー事業、4月15日から10月8日の96日間運行したものです、2番目、白馬シャトルバス事業、4月27日から11月8日の特定日運行のこの2つのバス事業の決算額は幾らでしょうか。また、来年度の予算規模はどうなりますか。

5番目、子供のための通学バス運行予算を来年度計上いたしますか。

6番目、ニセコで土地取引30億円申告漏れが記事になっていましたが、白馬でも起こる可能性があります。税の公平の観点からも、また、未納額の減少と村税（法人税、固定資産税）の増収を図るために、観光課と協力して全事業所を対象に調査を行ない、データを確保する必要があると指摘されていますが、来年度実施するか伺います。

7番、人口減少が続いている中、移住相談は長野県が1位です。当村の移住相談は、2018年度何人でしたか。また、創業塾が定住促進に寄与し、塾サポート協議会も発足しました。来年度の

定住支援事業の予算は増額方向かどうか。

8番、来年度から同一労働同一賃金のかけ声のもと、庁内で働いている嘱託職員が会計年度任用職員に変わりますが、中級・上級事務嘱託職員及び初級・中級保育嘱託職員は月額及び年収で平均何万円の待遇改善になりますか。また、嘱託職員の人件費総額は、制度変更に伴い、幾ら増額予定ですか。

9番目、2億7,800万円を使って新防災情報配信システム事業が行なわれますが、現在30カ所ある屋外子局が15カ所に減少するため、情報が届かない地区が発生しそうで心配です。聞きづらい地区が出た場合の増設は、契約額の中で処理できるのか、それとも、新たな予算立てを行なうのか伺います。

10番目、2018年度の村内公共施設の電気代は幾らだったか。また、各地区も負担している村内全ての街灯代の総額は幾らなのか。

11番目、庁内に小水力研究会、勉強会を立ち上げたそうですが、小水力発電建設に向けた予算計上の予定は。

12番目、整備が見送られている障がい者グループホームの建設は、来年度前進しそうですか。

13番目、多目的ホールのトイレの不具合な状態が続いています。来年度は改善できますか。

以上13点、よろしく申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員から、2020年度の予算編成について、13項目についての質問についてお答えをいたします。

1点目の保育園、幼稚園の副食費の減免についてであります。本村における副食費やおやつのお材料費の取り扱いにつきましては、これまでも基本的に施設による徴収または保育料の一部として保護者が負担をしてきた経緯から、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考えを維持する国の方針に従うものです。

また、免除要件につきましては、内閣府令に従い、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の第1号認定子ども、第2号認定子どもに対して副食費を免除するものです。

加藤議員からは副食費の免除の枠をさらに広げるといった趣旨の質問であると思いますが、在宅で子育てをする家庭でも生じる費用であること、また、子育て支援ルームで実施をしている一時預かり事業や授業料が無償化されている義務教育の学校給食においても自己負担されていることを踏まえ、保育園や幼稚園に通う児童に限った副食費の免除制度を他の子育て支援施策と先んじて実施をする必要は低いものと思慮するところであります。

いずれにしましても、子育ての支援に関しましては、来年度においても重点を置く施策の一つであるというふうに考えておりますので、他の子育て支援施策とその必要性や事業効果などを検討した上で予算配分をまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の次年度の地方創生推進交付金事業、観光事業の内容と予算規模についてであります。このタイミングでは、あくまでも交付金事業の当初計画に基づく事業の内容及びその予算ということとなりますので、その点をご理解を願います。

令和2年度の地方創生推進交付金事業、観光事業の予算事業といたしましては、大きく2つの継続事業を予定しております。

1つ目は、Hakuba Valley（白馬バレー）、世界に冠たる通年型マウンテンリゾートに実現に向けたグランピング等によるアクティビティーの強化魅力増強事業、いわゆるグランピング事業です。

この事業は5年計画の3年目の事業に当たり、内訳としては、冬期間でも営業可能となるグランピング施設の建設費などのハード事業費に1億500万円、そして、八方口のグランピング等商業観光拠点施設におけるイベントの構築とそのプロモーション活動やエリア全体の通年アクティビティーを国内外の富裕層等にSNSやインフルエンサーの招聘といった内容でプロモーションを行なう事業。さらには、可能性ある新たなアクティビティーを追加開発し、そのテストマーケティングを行なう事業など、いわゆるソフト事業費に1億4,000万円を計上しております。

2つ目の事業は、世界級通年型マウンテンリゾートHakuba Valley（白馬バレー）の実現に向けた、ドローンを活用した次世代型山岳観光創造事業、いわゆるドローン事業です。この事業は3年計画の2年目事業に当たり、内訳としては、この事業において、新たな山岳観光展開の中核を担う山小屋として位置づける頂上宿舎と天狗山荘のそれぞれのトイレの一部を様式化改修し、山小屋滞在環境の向上を図るためのハード事業費に300万円を、ソフト事業として、ドローンによる物資輸送の運送ルート構築関係費や、ドローン活用により撮影された映像をもとに、エリアのアウトドアアクティビティーのプロモーション展開を行なう事業費など、ソフト事業費に3,590万円を計上しています。

3点目の観光庁の観光振興事業についてお答えをいたします。

まず、質問の企画提案については提出をしておりません。観光庁では、訪日の外国人を含む旅行者の受け入れ環境整備の一貫として、観光地のまち歩きの満足度向上整備支援事業を実施しております。この事業は無料Wi-Fi、環境整備、多言語対応、キャッシュレス対応、公衆トイレの整備など観光地における旅行環境の整備の取り組みを集中的に支援等をするというものです。

村では、この事業を活用しながら、町なかにおける多言語観光案内標識の一体的整備に取り組むことを考えています。それに先立ち、令和2年度には、地域連携DMOに登録をされたHAKUBA VALLEY TOURISMが主体となって、白馬村と大町市、小谷村の統一的なデザイン構造の作成に取り組みます。

この作成には、観光庁の支援事業を活用するとともに、長野県では重点施策地域に指定をする3市村に対しては、県補助金の上乗せも計画をされているというふうに向っておりますので、これらを

もれなく活用しながら、3市村連携のもとで取り組んでまいりたいと思います。

4点目の今年度のグリーン期のアルペンライナー及び白馬シャトルのそれぞれのバス事業の決算見込額と来年度の予算規模についてお答えをいたします。

まず、アルペンライナー事業であります。北アルプス3市村観光連絡会が実施をするこの事業の決算見込みは338万2,968円です。

次に、白馬シャトル事業です。白馬村観光局が実施をするこの事業の決算見込みは884万9,151円です。また、来年度の予算規模については、現時点では、両バス事業とも今年度と同規模の事業と予算を想定しております。

5点目の通学バスの予算化についてであります。通学バスの運行につきましては、白馬村地域公共交通網形成計画に基づき、現在総務課と教育委員会、教育課が連携をしながら検討を進めているところであります。

計画に定める通学用公共交通の核に関する事業スケジュールでは、本年から3カ年を検討期間として、令和4年度以降に計画実施としているところであります。登下校における防犯や熊出没に対する安全確保、冬期の気象状況や降雪による路面状況、また、昨今の夏期における異常な暑さへの対策など、児童生徒の安心安全な登下校に公共交通の利用は有効な手段であると認識をしているところであります。

新年度の予算編成では、現在進行中ではありますが、これらのことを十分に踏まえた上で、事業の必要性や効果、優先度を厳密に判断した上で予算配分をしてまいりたいというふうに考えております。

6点目のニセコの記事は私も承知をしておりますが、加藤議員もご存じかと思いますが、誤解のないように改めて申し上げます。

この記事は外国で行なわれた不動産取引や日本国内資産の使用料などに対する所得についてであり、国税の申告漏れの話であります。仮に、白馬村でそういった事例が発覚した場合、関連して地方税が増となるのは法人村民税の税割に影響するかどうかといったことかと思っております。

ご質問の全事業所調査についてですが、まず観光課で考えている取り組みについてですが、その趣旨は観光地経営に資する資源、つまり宿泊施設の実態を捉え、その状況を把握することであり、具体的には宿泊施設の全数調査を実施するというものであります。これまでは推計しか捉えられなかったものを宿泊施設の総数や総ベッド数を実数で捉え、これを実態に近い統計データの確立に役立ててまいります。

なお、全数調査には、この冬から取り組むことを計画しております。

また、現在、税務課でも不動産業者や別荘管理業者などと、外国人が所有する土地・建物のデータベースの共同構築を計画しており、現在、システム構築や制度設計を検討中で、経過や概要については、この議会の委員会等でもご報告をする予定であります。

それから、7点目の人口減少が続いている中、白馬村の移住相談者は2018年度何人か。また、創業塾が定住促進に寄与し、塾サポート協議会も発足をし、来年度の定住支援事業の予算は増額方向かについてお答えをいたします。

2018年度の移住相談者は35名になります。内訳といたしましては、電話・メールでの相談が17件、直接窓口での相談が18件となります。

また、その他に県内で開催をした移住相談関係のイベントに6回参加をしております。

白馬創業塾は平成27年度から実施をしており、今年度で第5期を迎えます。これまでの受講者総数は220名で、そのうち113名は村外からの受講者です。また創業塾を経て実際に創業した創業者総数は51名で、そのうちの9名は村外出身者ですので、この9名は創業を機に白馬に移住をしたということとなります。

来年度の移住交流事業の予算につきましては、これから予算編成作業となりますが、現状では今年度と同等額を予定を考えているところであります。

それから、8点目の会計年度の任用職員に変わり、中級・上級事務嘱託職員及び初級・中級保育嘱託職員の待遇改善及び嘱託職員の人件費総額は、制度変更に伴い幾ら増額するかについてお答えをいたします。

会計年度任用職員の移行に伴い、新たな制度の構築に向け、業務等の見直しを行っております。会計年度任用職員の任用については、基本、パートタイムで任用する方針ですが、職種によってはフルタイムでの任用としています。

ご質問の事務職については、現在の業務量等を踏まえ、パートタイムでの任用を考えており、勤務時間が短くなるため月額給は下がることとなりますが、一方で年収では経験年数に応じて下がる職員もいれば上がる職員もおります。パートタイムの勤務状況で比較すると、中級の事務職では月額362円の三角から1,625円の減額になる一方、年収では約12万3,000円から14万9,000円の増額に、上級の事務職では月額三角の3,703円から1,897円、年収では約8万6,000円から15万9,000円の増額となります。

保育士はフルタイムで勤務を予定しており、初級保育士は月額400円から4,400円、年収約16万5,000円から21万7,000円、中級保育士は月額三角の5,000円から200円、年収約10万6,000円から17万4,000円の上げ幅となります。

また嘱託職員の人件費の総額については、共済組合負担金や退職手当の負担金を合わせると、今回議案として提出をしている人事院勧告後の給料表で試算すると約2,200万円の増額となります。9月の関係する条例の可決以降において、実際に合法の位置づけ等を近隣市町村との給料月額と調整をする必要が生じたこともあり、そのときに想定をした金額からは増額幅が大きくなったことも理由の一つであります。

それから、9点目の2億7,800万円使って新防災情報配信システム事業を行うが、現在30カ

所ある屋外子局が15カ所に減少するため情報が届かない地区が発生するなど、聞きづらい地区が出た場合の増設は契約額の中で処理できるのか、それとも新たな予算立てを行うかについてお答えをいたします。

田中麻乃議員の一般質問の中でも同様の質問がありましたが、村の整備方針により、今回の提案の採択に至った経緯と考え方等については、先ほど答弁をしたとおりであります。

請負者はあらかじめ提案に際し、事前に簡易な電波調査を行っておりますが、あくまでも簡易測定ということであり、まずは、正式な手続になりますと、電波法に基づく総務省への無線局の開局申請を行ない、電波出力を含めた免許を受けることが実施に際し最優先する業務となります。

このように、出力等免許内容に基づき事業を進めていく中では、実際の音達状況が変わる部分は考えられます。この音達状況につきましては、基本的に各戸に配置をする個別受信機を最優先させることが必要ですので、屋外における個別受信機の音達状況が低い場合には移行することが考えられますが、個別受信機の音達状況に支障がなく、屋外子局のみの増設変更については、現時点では考えておりません。

先ほど、理由により変更事項が生じた場合には、基本的には現在の契約額の中で対応していくことで考えておりますが、工事に着手をしたばかりなので、進捗状況については、都度、議会に報告をさせていただきますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、10点目の2018年度の村内の公共施設の電気代は幾らかについてであります、村内の公共施設の平成30年度の電気代の総額は約7,000万円弱ですが、ちなみに役場が約550万円、保育園が約200万円、ふれあいセンターが約270万円、下水道施設関係が約1,300万円、ジャンプ競技場、クロスカントリー競技場、体育施設等の合計が2,200万円、小中学校が約1,000万円であります。

なお、各地区が負担をしている村内の街灯代の総額については把握しておりませんのでご了承を願いたいというふうに思います。

それから、11点目の小水力の発電研究についてでありますけれども、小水力の発電は環境に優しく、太陽光発電と違って1日を通して安定をした発電が可能な再生可能エネルギーとして注目をされていることは十分認識しております。

ことし6月に藤本副村長の声かけにより、平川小水力発電所にその小水力発電の実現と可能性について研究会を立ち上げました。メンバーは、興味のある有志と、関係が深いと予想される建設、農政課等の職員10名であり、現在まで5回の会議を重ねてまいりました。この研究会では、白馬村内で実施した調査事業のおさらいを初めとし、国内外の事例の研究、国県を含めた補助制度について、また財政面からも可能性研究等を行っているところであります。

小水力発電所を建設する場合、数億円規模の大規模な整備費をいかに賄うかが問題となります。各地では自治体での直営方式に捉われず、民間資本を活用する取り組みが進んでいます。山梨県都

留市で行った市民公募債や、須恵町で設立をされた地域新電力会社など、電力事業のノウハウを持つ民間事業者と自治体が出資をして第三セクターを設立する事例なども報告をされているところがあります。環境への負荷が少ない循環型社会を目指し、積極的に自然エネルギーを活用することを目指すのであれば、直営方式にこだわらず、民間資本を活用して整理する方式も有効と考えられるところでもあります。

小水力発電は、白馬村の地形を生かした自然エネルギーとして大変有効であることは十分理解しているところでもあります。多額の事業費を有することや、国等の補助制度が先細りになっていることから、実現性についてはさらに研究が必要であると考えております。

12点目の障がい者のグループホームの建設に関する質問ですが、この関係につきまして、これまでの議会一般質問において何名かの議員さんからの質問をいただき、その都度答弁をさせていただいているところでもありますけれども、当地域におけるグループホームの整備につきましては、10年以上前から保護者の方々から強いご要望をいただいております。村といたしましても、障がいのある方が住みなれた地域で暮らしていくためには安心して生活できる場所を確保することが重要であると考えており、この地域におけるグループホーム整備の必要性を十分認識した上で、早期実現に向けて取り組んでまいりました。

この間、グループホーム設立の意思を示した事業者は幾つかありましたが、残念ながら今のところ現実には至ってはおりません。現在のグループホーム整備についての状況でございますが、今年度に入りまして新たな事業者からグループホーム建設について大変前向きなお話をいただいております。来年度大きな進展があることを大いに期待をしているところでもあります。そのためにも、これまで一貫して申し上げているとおり、村としてできる支援はしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

最後に、多目的ホールのトイレの不具合については、ここ数年続いており、その都度簡易的に修繕を行っているところでもあります。公共施設の個別計画で修繕計画を立てておりますが、役場庁舎も老朽化が進み、急を有する修繕箇所も多いことから、来年度も実施できるかはわかりませんが、簡易的修繕で対応し、二、三年の間には本格的な改修をしたいというふうに考えているところでもあります。

以上、加藤議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤亮輔議員、質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 村長、長い答弁ありがとうございました。

それで、いろいろ13の項目を出して、全てをおさらいするというわけにはいきませんので、かいつまんでやっていきたいと思っております。

それで一番最初、副食費の問題ですけど、どうもちょっと消極的というか、そういう答弁だったと思うんです。そこでちょっと私がつくった資料を村長にもお渡ししてあると思うんですけど、予

算案をつくる基本中の基本になると思うんです。

表1のものは、各地区別の経年の人口比較を掲載しました。一番上にみそら野で、一番下は南方というような地名になっています。これで南方入れて31という地区名です。

それで、これ見ていただくように、2009年と14年と19年、10年前とあと5年刻みに記載してあります。それで人口はどうなったかというのが一番下を見ていただければわかるように、2009年9,148人が、この2019年ことしの10月は8,671人になったと、この10年間で877人減少しているということです。

それで、各集落の動きもちょっと興味あるもんですから、そのまま事務員からいただいたものを記載しました。この中で、今まで飯田、白馬町が一番、1位、2位の大きな集落でしたが、みそら野のほうは57名ふえて、飯田、白馬町はそれぞれ50名、60名減ったということで、みそら野が一番大きな集落になったということです。

それから、もう1つちょっと気になるのは、瑞穂は102人ふえています、この10年間で。それから蕨平は13人ふえているということです。それで、あと大きくちょっと私が調べて一番驚いたのは、9番の飯森です。飯森が10年前は760人いらっしやったと、それがこの19年には761人。これ、ことしの10月には398名と、363名も減っちゃったと。これはちょっと村の中でも、行政のほうでも少し、何でこんなに減ったのか、ちょっとこれ研究してもらいたいと思うんです。

それで、私の言いたいのは、こういうぐあいに人口がまず減ってきておるということのを土台に置いて予算を立てていかなければならないと思う。

それからもう一つは、今度、裏の面を見てください。表2を見ていただくとわかるように、上は厚労省が出した国民生活基礎調査の全国所得の階層別を整理したものです。一番上が50万円未満の人たち、それからずっと、表としては1,000万円以上まで上は区切りを入れてあります。下は白馬村の世代別所得階層分布図です。同じような刻みで見やすいように比較できるようにしてあります。

それで、これを見ていただくとわかるように、やっぱり200万円以下の世帯がまだ白馬村は多いと。一つは自営業者が多いということで、経理で落としますから多少ふえるのは仕方がないと私も思うんだけど、これは26年の調査より31年のほうが5%ふえているというところは、ちょっとこれやっぱり所得、それから生活の苦しさ、厳しさというところがまだまだ続いているというあらわれだと思うんです。

そういう中で来年度の予算案はきっと立てられると、これ以外にもいろんなデータを駆使して計画事業を展開しているということは、前々回の議会の中でそういう答弁をいただいていますけど、今の副食費の問題にちょっと移りますけど、この副食費について言えば、小谷村は3歳児未満も含めてゼロ、保育園児全員が副食費をいただいていないということです。それから松川、池田町、こ

れは3歳以上の子供たち全て無料になっています。360万円以上というような、そういう所得制限をかけてはいません。

だから、やはり白馬村のこういう実態、人口が減っている実態を見て、それから今後も少子化も続いていくというところで、近隣の地域と保育園料の副食費でこういうぐあいに差をつけるということになると、子育てしにくい村というイメージがやっぱりつきまとうと、これ年間比較すると月4,330円ですから、12カ月で5万1,000円の負担増になるということになるんです。だから、その辺ももう少し考えて、これからまだ来年の2月までたっぷり時間ありますから、いろいろほかの地域と比べて考えていただきたいというのが、まず1つ目の来年度に対する要望です。

それで、質問にちょっと移りたいと思うんですけど、その通学バスは、今、答弁では3年ぐらい延びるというような感じでしたけど、これはアンケート、PTAのアンケート、村がやったアンケートを見ても、非常に要望が高い、強いものですから、そういうぐあいに余り先延ばしするんじゃないくて、早く事業化してほしい。来年から事業化できないのは、これはお金の問題なんですか、それともまだまだ調整ができていないというような事情なんですか。その辺のお答えをお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員、せっかくいい資料をつくっていただいたんですが、飯森が363人も減っているという、そういった、今、資料なんだけれども、せっかくいい資料をつくってもらったんだから、これ、この内容についてはめいてつはどうなっているんですか。めいてつの分が……。

第7番（加藤亮輔君） ああ、そういうことか。

村長（下川正剛君） そうなんです。せっかくあなた、こういういい資料をつくっていただいたんだから、正確な資料を出していただきたいなど、こんなふうに思います。

それで、人口増減の令和元年度、一番下のマイナスの877ですか、この数字も違って477であります。せっかくいい資料をつくっていただいたんだけれども、そういうことでありますので、私から、ほかのことについてはまた担当課のほうで説明しますが、加藤さん、いいですか、そういうことです。

第7番（加藤亮輔君） いいですよ。次の答弁をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 通学バスの予算化の関係ではありますが、村長の答弁では計画の期間の答弁をさせていただいたところです。

現在、既に庁内での調整の作業というところについては、総務課と教育課と健康福祉課、現在ある資源をどのようにうまく活用していくのかということで、実務の段階に入っているというところがあります。

これが、当然のことながら、村の考える示し方と事業者というものが対応できるかというところ

もありますし、実際にバスの運行になりますと、バスの停留所、どういうふうに設定をするのか、停留所までどのように保護者の方が連れていくのか、いろんな問題点というのがまだ課題として残っておりますので、作業自体には入っているというところであります。

どこの段階でできるのかというのは、現在、作業は詰めているところなんですけど、いろいろな手続等を踏まえると、今、予算編成の作業に入っているところですので、鋭意努力はしているというところで、本日の答弁については控えさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。

第7番（加藤亮輔君） どうも、村長、資料の作り方がまずくて失礼いたしました。

めいてつの分を抜かしちゃったというか、一番最初の2009年のところで含めなかったというのが、ちょっと、めいてつの急に独立したからこの400名の数が違ったということです。だから、先ほど言ったように、村長から指摘されたように、全体では477名減っているということです。あとについては間違いがないと思います。

このことについては、私も余りにもめいてつが減っているもので、住民課のほうへ再度、きょうの朝もちょっと確かめたんですけど、表面上はめいてつをやっぱり抜かしちゃったもので、そういう結果になったと思います。ご無礼いたしました。

それで、今の通学バスは4年度ぐらいから実施できるんじゃないかということなんですけど、やはり子供たちは毎年新しい人が入ってくるんだけど、今いる1年生の子が、4年たてば5年生になるというような感じで、今いる小学校の5年生の子はもう使えないというようなことになるんです。だから早急にやるというのが非常に重要なことだし、やっぱり村民の要望に応じて、それで村民の方からまた村政に対して協力していただく、お互いのこの循環をつくる一つの大きな役割を果たすと思うんです。だから、余り先延ばしするんじゃなくて、早く事業化していただきたいと思います。

これについても、まだまだPTAのほうとも相談はできる機会がありますから、保護者の方とも相談しながら、どうやったら実施できるかというところをもう少し詰めていただきたい。1年でも早く進めていただきたいというふうに思います。

それから次に、時間が余りないものですから、今度は8番目の問題に移ります。このことについては前回も少し質問いたしましたけど、会計年度任用職員の問題です。それで、新聞を見ますと、12月2日の信濃毎日新聞だったと思うんですけど、この経費については、まずは総務省のほうに交付税措置をするというふうには表明しておるということ、それから期末手当についても2年目以降、1.45カ月分の支給ということで説明されていますけども、実際、正職員との余り差をつけるなということで、2.6カ月分支給するよにということ、これも総務省のほうからそういう通達が出ています。

これで、長野県からの指導を仰いでこの1.45に決めたのかなと思って長野県のほうを見ると、

長野県の県のほうは、職員組合と県の財政担当と、もう2.6で妥結しているということが新聞に、それから労働組合のほうからも聞いています。だから、白馬村もこの2年目1.45にするんじゃないくて、これはやっぱりそれを同一労働、同一賃金、それから官製ワーキングプアをなくするというような大きな目標のために始めたことですから、少しでもやっぱり待遇改善をしていくという意味合いからも、ぜひともその2.6にすべきだと思うんですけど、どういう事情からこの1.45にしたのか、そのところをお聞きます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 会計年度任用職員の期末手当の数値の関係であります。本村でいきますと、9月の議会に議案として提出をさせていただきました。

時事通信のところをいくと、12月議会での提出の自治体が非常に多かったというふうに、私、認識をしております。という部分で申し上げますと、他の自治体の事例というのがなかなか見えてこなかったと、近隣の大北のところについては電話等で照会等はさせていただいたというところがありますけども、他のところについては数字等が把握できなかった。議員おっしゃるとおり、県のところについては1.45から2年目以降2.6というところは私も存じてはいるところであります。

1.45に決定をしたというところについては、県の指導というようなことではなく、村としてどの数値を採用するのかというところで申し上げますと、再任用職員の率を採用するというところで試算のほうに入っているというところであります。

今後、この制度が施行された以降でどのような形で影響が出てくるのか、また業務として、村長の答弁にもありましたとおり、基本的にはパートタイム職員ということにしておりますので、この業種も含めながら、その率等については2年目以降見直しというところは考えられる部分ではございますけども、いきなりその2.6という数字を採用するかどうかという点については、現在ではまだ未定でございますので、進める中で検討のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 事情はわかりました。やはり同じ職場で働いている皆さんですから、きっと少しでもたくさん給料をあげたいと、それはきちんと考えていると、やっぱり村の事情が許さないというようなところで、はざまにあっているということは重々私も理解はできるんですけど、やはりそこで働いている人は、そのお金で生活していくんだから、やはり一定の保障、保額、少し余裕が出ること、子育てやっている人は子供を大学へ行かしたいというようなときのお金もやっぱり蓄えたいということですから、ただ生活ができればいいという額じゃなくて、やっぱり少し貯金できるような額を支給するように、会計年度任用職員の方はきっと組合というかそういう組織もないと思う、だから対等に話することもできないから、やはりこっちのほうで気をきかして対処していただきたいと思っております。

それから、もう1点、問題を指摘したいんだけど、事務系職員がパートタイマー会計年度任用職員になる、それで4時に帰ると、つまり45分早く帰宅するということになりますよね。その分給料が減ることなんですけど、その給料が減ることも問題なんですけど、4時に帰った後、4時から一応5時半まで窓口があいている、この間の対応がちょっとお留守にならないのかという問題、それから帰ったことによって、残っている正職員に労働過重にならないのかという問題も考えて、一般職のパートタイム、それはクリアできるということでパートタイム会計年度任用職員にしたんですか。それともお金の問題でやったのか。それはどっちなんですか、事情は。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 業務につきましてはフルタイムで必要なかどうかということ、それぞれの業種を確認して決定をしたということですので、結論から申し上げますと、時短になったとしても窓口には支障はないというところで判断をさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁を含めあと7分です。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） もう少し議論したいんですけど、次のところに入ります。

10番目、11番目のところです。電気代の問題と小水力研究会の小水力発電所の問題。午前中、同僚議員が地球温暖化の問題、それから気候変動の問題など、大分濃い質疑をしましたので、そのところはちょっと割愛して質問したいと思います。

ただ1つだけ言っておきたいのは、今は余り余裕がないということなんです。それで、今、COP25がやられて、私も聞きかじりで悪いんですけど、IPCC、国連気候変動に関する政府間パネルの1.5℃特別報告書というものがあるんです。これ、今、第6次の討議をしているということなんですけど、その中の生態系にどういう影響があらわれるかというこの部会です。その中で、1.5℃温度が上がると昆虫が6%、それから植物が8%、それから脊椎動物が4%、これだけのものが生息域を半減しちゃうと。それからまた2℃上がれば、先ほど言った昆虫が18%、それから植物は16%、それから脊椎動物が8%の種が生息域を失うということで警告しているんです。だから、ただ単に雪が降らないというようなことだけじゃなくて、もっともっと私たち人間が生きていく上でどうなのかという、もう本当に差し迫った問題だということ考えていただきたいと思うんです。

あとについては、午前中の質問者と一緒のような考えで私もいますので、私の言うこの小水力について、ちょっと意見を述べながら、やはりこの問題について、この村は使命があると思うんです、小水力を活発にやらなければならないという。一つは、国際観光都市を目指していると。世界で生きていく観光都市を目指すということは、世界に影響を与えてはいけません。そのために一番この村

でやれるのは何かといたら、これは一人一人がプラスチックを使わないということもあるけども、やはりこの村のエネルギーのもとである小水力をやる下地の分ぐらいはあるんだから、それをやっぱり積極的にやるべきだと私は思います。だから、こういう豊富な水を活用して小水力をやって世界に発信していく、それから自然環境にも優しく、観光地としてのブランド力も高めていくというのが、やっぱりこの村の私は使命だと思います。

それで、先ほど自治体がやるべきか民間がやるべきかという問題が、ちょっと答弁が出ていましたけど、1つ紹介したいのは、日本で一番最初に自治体が独自に電力会社をつくった群馬県中之条町という町なんですけど、これは2014年現在で、役場、道の駅、温泉施設、保育園、小学校、中学校、高校、体育館、野球場、医療センターなど25カ所の電気を自分たちがつくった電力で賄っておると。まだ余るところを家庭に回したり、売電をしてやっていると。だから、やろうと思えばできるんです。

お金の予算の優先順位だと私は思うんです。そこを、先ほど言ったように、民間からお金を集めて第三セクターみたいな感じでやってもいい、それは私はどっちの方法でもいいと思うんですけども、村はもうちょっとリーダーシップを持って、ずるずる延ばすんじゃなくて、やはり1歩前へ踏み出すと、きのうの宣言は非常に私もいいものを村長が出してくれたと思います。でも、あとは自己なんですから、この村として何をするのかというところは、そういうところで見せてほしいと思うんです。

だから、一つはやっぱり私はそういうふうな形をやってもらいたいもんで、この村の役職の中にそういう担当者をきちんと決める、それで、できたら2人ぐらいでもう実施に向けて動き出すというような、来年度の4月の人員の変更のときにそういう形に持っていくような積極的な考えがあるかないか、即答はできないと思うんですけど、要は積極的にやろうと思っているのか、それとも民間がやってくれるならそれでいいんじゃないかなという感じなのか、その辺はどっちのスタンスなんですか。ちょっと教えて……。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 組織体制に関する事ということで、午前中の質問にもつながりますけれども、議員さんおっしゃっているとおり、その小水力の可能性というのは私ども否定は全くしていません。積極的に取り入れたいということで、ことし研究会まで立ち上げているところであり

ます。ただ、いかんせんまだ研究を進めない、いきなりその専任の職員を置くということになると、その2人分、何か業務を減らさなければいけないというような状況にもなるかと思っておりますので、おっしゃるとおり即答はしかねますけれども、小水力を重要視していることはぜひご理解いただきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） それでは質問時間が終了しましたので、第7番加藤亮輔議員の一般質問を終

結いたします。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時13分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。

それぞれ、執行部の皆さん、大変お疲れのところ、本日一番最後の質問者となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに、台風19号により今回、災害に遭われた皆様に対しまして、改めてお見舞いと、それから亡くなられた方にお悔やみを申し上げたいなというふうに思います。同じ信州人として、また地震の災害を体験した者として本当にお互いに寄り添いながら、復興、復旧に努めていきたいなというふうに思っているところであります。

それから、本日は大北の降雪がありまして、先ほど観光課長に聞いたところ、白馬五竜スキー場と、それから47スキー場が今週末からオープンというようなことで、非常にありがたいなと。この大北管内、ずっとスキー場のオープンいつになるかなというふうにスマホ等で見ていたんですが、ずっとゼロで、積雪量はゼロで非常に心配したところではありますが、これでなんとか年末年始のところに間に合ってきたのかなというふうに思うところであります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

今回は、森林整備についてでございます。

昨今の気象変動に伴う地球温暖化防止に向けて、温室効果ガスの削減など、森林を有効に活用していく機運の高まりや、台風や集中豪雨に伴う山地災害の激甚化などにより、昨年度に国では森林環境譲与税（森林環境税）が創設されました。また、長野県でも森林づくり県民税が第三期として、平成30年度から5年間継続決定されています。いずれも森林や里山の整備、間伐や路網です、産業道や木材の利用、人材育成、担い手の確保、さらには教育や観光等の分野で多面的な森林の活用にも取り組むことが使途目的だそうであります。次の事について伺います。

白馬村では上記の目的に沿って白馬村森林整備計画が策定されていますが、計画に沿った事業の進捗状況を伺います。

2つ目として、森林環境譲与税（森林環境税）による新たな森林管理システムとは何かを伺います。

3番目として、森林づくり県民税を利用した当村の現在の事業はどのようなものなのか、伺います。

4番目、昨年度、木質バイオマス利用の調査が行なわれ、1,380万円余りを使用しました。全

額これは補助金ですが、その調査内容と今後の利用方法についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員、最後の5番バッターであります、非常に私も疲れておりますので、端的に答弁をさせていただきます。

まず、森林整備について4つの項目ですが、1点目のさまざまな目的に沿って白馬村森林整備計画が策定をされており、計画に沿った事業の進捗状況を伺いますとの質問であります、村では平成28年度から令和8年度を期間として、白馬村森林整備計画書を定めております。

この計画は、村が5年ごとに作成をする10年を1期とする計画であり、地域の森林、林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、これを踏まえたゾーニング、地域の実情に則した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った、森林づくりの構想となっております。

主な計画事項は伐採、造林、保育、その他森林の整備に関する基本事項、立木の標準伐採齢、立木の伐採の標準的な保護法やその他森林の立木地区の伐採に関する事項、その他造林樹種、造林の標準的な方法などを定め、また委託を受けて行なう森林の施業または経営の実施の促進に関する事項や、森林施業の協同化を促進するに関する事項、鳥獣害の防止、森林区域及び当該の鳥獣害の防止、森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項、葉害虫の駆除及び予防、林業に従事する者の養成や確保など、村の森林整備に関する基本的な事項が定められたものでありますが、前半計画期間でのこの計画に基づき行なわれた森林整備については、平成30年度末で6カ所、29.94ヘクタールの森林整備が行なわれました。ただし、堀之内、三日市場は飯森地区での森林整備については、地震の影響や施工事業体の問題により計画が進んでいない状況であります。ただ、堀之内、三日市場は地区の整備につきましては、次年度より事業を再開に向けた打ち合わせをしているところであります。この計画後、令和2年度が5年目となりますので、中間年における見直しを行なう必要があるかと思います。

2点目の森林環境譲与税、いわゆる森林環境税による新たな森林管理システムとは何かとの質問であります、本年度から森林環境譲与税の交付が決まりました。森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界がわからない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっております。このような現状のもと、支援の条件が悪く、採算ベースに乗らない森林については、村自らが管理を行なう新たな制度を創設をし、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、我が国の森林を支える仕組みとして創設をされたものであります。

先の台風19号による災害でライフラインの長期寸断がありましたが、未整備森林の倒壊による

復旧困難が一因と報道されておりました。ただ、全ての山を森林環境税で整備をするというわけではありませんが、比較的管理が容易な山林や伐採が獲れるような山林については、山林所有者、意欲のある経営体にその管理をあっせんをし、その他、整備困難な森林については、森林所有者への意向調査を実施した上で、優先順位をつけ、経営管理計画を作成し、村において森林整備を実施するものであります。

実施方法については、先に前に述べていますが、白馬村の森林整備計画の方針に沿った整備を実施することとなりますが、またこの整備の優先順位については、県の森林組合や事業者との連携をしながら、地域住民の意見を踏まえ検討するものとなります。これらの事業の財源に森林環境譲与税、後の森林環境税を充てることができ、その人は毎年公開する必要があると言われております。

今年度から森林環境税を環境譲与税として交付が始まりましたが、本年6月に議決をいただきました基金条例に基づき本年度交付は、全額基金化を行なう予定であります。令和2年度では、森林経営管理を含めた、森林に関する事項を大北の5市町村で共同実施するため、北アルプスの連携自立圏の中で実施をする方向で調整をしています。令和2年は、県の管理する森林部を、森林計画図、施業理念の収集を5市町村の共同事業で実施することとしております。この共同実施は、今後、長期間にわたり、各市町村が森林管理を推進する上で、森林基本条例が情報が森林整備の方針作成、住民や事業者との調整等、さまざまな場面で有用であることを広域で整備をし、地域全体の情報を共有することにより、県、林業事業者等との調整を行なう上で円滑化が期待ができることから行なうものであります。

また、白馬村では林地台帳の整備を行い、所有者情報の整備を行なう中で、森林情報、施業履歴を収集し、白馬村の森林の状況を把握をし優先し、整備をすべき森林を順位付ければ、できるというふうに思っております。

それから、3点目の森林づくりの県民税を利用した当村の事業は何かとの質問であります。村発注業務では、森林づくり推進支援金事業を活用し、毎年、間伐を含む緩衝帯整備を実施しております。今年度は、緩衝帯整備として、深空地区と八方口地区のやぶ刈りの実施を予定をしています。以前には、塩島城址の管轄も実施をするなど、主に森林景観の整備や有害鳥獣対策といった事業に活用しております。昨年より見直しを行なった森林づくり、県民税の里山整備の利用地域における支援事業を活用し、地域の実情に応じた森林づくりを今後進める地区もあります。

最後に、昨年度における木質バイオマスの調査内容でありますけども、大きく2つあります。

1つ目は、森林の賦存量の調査を実施いたしました。これは森林簿やGISデータ等を参考とし、村の森林特性と賦存量を把握をし、周辺地域を含む森林林業関係者への聞きとり、現地確認の上、主伐、間伐状況、素材生産量、排出システム、天然林も含む施業適地等の現状及び将来的に供給可能な木質バイオマス量を把握するものであります。結果、森林保存料は年1万5,799立米、樹種別内訳は針葉樹9,390立米、広葉樹6,409立米と推計をされました。特に、針葉樹が比

較的里に近い地域にあり、森林整備を実施をし、保全と資源環境を図る必要があることが改めてわかりました。

2つ目は、村内外の木質バイオマス燃料の状況。燃料単価、供給熱量を化石燃料と比較をし、対象公共施設へ導入した場合の採算性について調査をいたしました。薪は村外業者、チップは村内の破砕チップ専用業者と村外の切削チップ製造業者へ聞き取りを行ない、含有率をチップ30%、原木50%と仮定をした場合の各施設への導入予測結果を申し上げます。庁舎へ120キロチップボイラー導入の場合、概算工事費が約5,000万、燃料消費量チップ39トンで、原木55トン相当。光熱費削減額を年額48万円、年収支額マイナス189万円であります。

2番として、庁舎へ49キロワット、電源供給システムプラス250キロワットのチップボイラー導入の場合、概算工事費が2億円、燃料消費量チップ467トンで原木654トン、光熱費削減額、年額432万円、年収支額マイナス収支の839万円。

3番として、庁舎へ22キロワットの薪温風の暖房機を導入した場合、概算工事費400万円、燃料消費量、薪8トン、原木11トン相当。光熱費削減、年額5万円、年収支額マイナス17万円、B&Gプールへの170キロワットの薪ボイラーを導入する場合は、概算工事費が5,000万円、燃料所要肥料が薪13トン、原木18トン相当。光熱費削減、年額が3万円、年収支額マイナス201万円。

5番として、村道の3149号線ロードヒーティングへの400キロワット、チップボイラーを導入の場合、概算工事費が1億円、燃料消費量チップ162トンで原木227トン相当、光熱費削減、年額196万円、年収支額がマイナス217万円といった、各施設に対するバイオマスの設備の調達結果となりました。

以上の結果から、費用対効果を勘案し、3の庁舎への薪温風暖房機を導入方針として、今後の設備導入を目指すことといたしました。

ちょっと長くなりましたけども、以上が津滝議員からの質問に対する答弁であります。よろしくお願いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 4番目のところに関しては、本当に丁寧な説明ありがとうございました。私のほうでは、そこまで聞いているつもりはなかったんですけども。

順を追って再質問させていただきますが、まず白馬村森林整備計画書についてですが、これがその計画書になります。私は、この森林整備のことについて今回、聞こうかなというふうに思ったときに、もともとは先ほどのこの木質バイオマスの調査のことがちょっと気になっていたところがありまして、それでもこの山のことはこれからどうしていくのかなというところで、非常に気になっていました。それで、村のホームページの中を見ていった中で、この森林整備計画書っていうのがあるんです。議員さん、これ何かわかりますか。

計画期間は、平成28年から平成38年、ですから令和8年までということになりますか。一応これ10年間の計画でやられたということになっております。非常に、中身を見ると村の今の森林の状況ですとか、どんな樹木がある、ですとか、そういったようなことが詳細に書かれております。もともと、そのこれをつくる前の前段で、やっぱり国で、先ほど申し上げましたけども、森林環境譲与税、今この日本の至るところにある森林をどういうふう管理、守って、そして次の世代につなげていくか。もう個人所有と言いながら、個人所有の域ではなくて、管理もできなくなっているような状況で、こういうような状況を国民全員で何とかしていきましょうということで始まったというふうに私は聞いています。

この整備計画書に基づいて、今村長が答弁していただいた内容で、現在進行形でいろいろな事業が行なわれているというふうに思っているわけですが、その中で現状と課題というところで、ほとんどが間伐は先ほど言ったように、ある程度の進捗が毎年少しずつやっているけれども、神城断層地震や地元の森林組合の不正事件等々があつて進捗していないと。来年度から、そのことについてもう少し前へ進めていくということになっているんですが、まずこの間伐だとか作業道だとか、それからそれをこの実行していく業者っていうのは、もしくはそういう人たちっていうのは、この白馬村の中におられるんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） お答えいたします。業者的には田中建設と太田造園が該当になります。ほか個人的な林業者等もおりますけども、業者的にはその2件かなということであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 大北森林組合はその中に、業者に入らないんですか。

議長（北澤禎二郎君） 下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 今、村内とおっしゃったので一応、そういうことで出しましたけども、大北管内でいけば今言った大北森林組合、また山仕事創造舎等も入ってきます。

第8番（津滝俊幸君） 今、個人事業主の話が出てこなかったんですけども、個人事業主というのは、要するに森林を所有している人たちが自ら施業をしていくというんですか、そういうようなことをする人たちの話が出てこなかったんですけども、村内では今言う2業者、大北管内では今言う2業者、小谷のほうにも同様な間伐だとかそういう施業をやっている業者が何社かあります。そういう人たちにこれから、この白馬のこの地域の山林というか森林を間伐したり、整理していただくということを、ここに計画にそのように書いてあるんですけど、本当に実施しているんですか。予算のほうはどうなっていますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 先ほど、村長の答弁にもありました中で、県税を使った部分につきまして

は、緩衝帯整備とか間伐を行なっておりますけども、この辺は森林組合が行なっております。

それから、以前には田中建設とかその辺のところでも間伐を行なっているという状況もあります。あと、森林組合と契約した中で、例えば飯森地区であれば森林組合がちょっとできない状況が出た部分、三者契約を結んで、現在、山仕事創造舎が間伐を行なっているというような状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 今、予算の話もしたんですけど、お金の話がちょっと出てこなかったんで、この山を管理してくのに、業者にそうやってお願いしていくというときになったら、まず所有者がお金を出すのかどうなのか。それから、税金はどのくらい投入してもらえるのかどうなのか、いわゆる補助事業としてやるということになるんですけど、そういうこの計画の中にあって、いわゆる一番元の計画これなんですけども、自主的な計画というのは何かたてられているんですか、今。その業者には、今言うように業者をお願いをしていくと。だけど、我々森林を所有している、山林を所有している者はただお願いしますねというふうにして、木切ってもらったり、間伐してもらったり、緩衝帯の整備やってもらったりとかというようなことは、何も自分たちの負担は何もなしにやれるということなんですか。今のところでいくと、全然そのところに触れていないですけども。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 緩衝帯整備につきましては、先ほど言ったように県税を使ってそちらのほうで金額を出してやっていると。あと通常的林業業者が行なうものについては、間伐した材が出ますので、その辺、今非常に材の値段も低いわけですけども、地主と話をしながら、返せるものは返すというような形で現状は進んでいるという状況です。幾らというのはちょっと、ここでは把握できておりませんが。整備を進める中で、地主等と話をしながら林業体が進めているところでありますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 議長、この計画書に基づいて実施計画を作っていかなきゃいけないんだけど、それに対してやっぱりお金はどのくらい使うかというのが、ある程度面積から把握されてなきゃおかしいと私は思っているんです。そのことを今、聞いているんですけど、そのお金のことについてはなかなか答えられないというのはどうなんですか。じゃあ聞く人を変えます。すいません。

今、申し上げたとおり、今、農政課長のほうではちょっとなかなか答弁できないということなんですけども、執行部のほうはどうですか。白馬村では大体、村の面積の内、森林面積が全体の80%というふうなかたちになっています。そのうち、いわゆる、ここにも書いてあるんですけど、私有林、村有林とか国有林は別ですけど、民有林と言われるのが針葉樹だけで2,142ヘクタール、蓄

積ですか、要するに持っている木の量なんですけど、57万9,466立方メートルというふうに出ているんです。これは、ざっくり計算すれば大体このくらいの予算はかかるんじゃないかというの
は出るものじゃないんですか、でないんですか。

議長（北澤禎二郎君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） すみません、どの程度、お答えできるかは自信ないんですけども、そもそも村の予算に計上される森林整備というのは、本当ごく一部のはずです。ほぼほぼ国の森林整備に関する補助金をどこの事業体も活用して、森林整備するというのがルール、約7割が最低出るのかなというのが、当時、私は、私担当したのもう10年も前なんですけども、そういったイメージでいます。そうした中でいくと、地主負担は当時、例えば堀之内に行なって説明したときは、1ヘクタール500円とか1,000円負担してねという感じで説明会をした記憶があります。ただ、その後、結構補助金の手厚くなって、現実には地主負担なかったりした時代がありました。ちょっと今がどうかというのはわかりませんが、間違いなく今も森林整備に関する国の補助金がなければ、材を売ったお金と地主負担だけでは、絶対森林整備という事業はできないというふうに私は認識しております、ほぼほぼ国に頼っているというような事業であるなという認識でいます。答えになっているかわかりませんが。

村で、前やっていたのは、その国の補助金に対して、若干やっぱり足りない部分が出るので、そこに重ね補助というのを村が独自でやっていたと、そういう時代がありました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ちょっと、私の質問の仕方が悪かったですかね。面積があつてどのくらいの蓄積があつて、これを間伐、実際に進んでいるところが全体のさっきでいくと二十四、五%、残っているのがどのくらいあつて、そこにざっくりと。私は村の予算のことを聞いているわけじゃないです。それをやっていくためにどれだけのお金がかかるんですかっていう話を聞いているだけのことで、それがないと、それこそ村の予算立てできないんじゃないですか。だからそこはちゃんと押さえてください。

質問の時間もありますから、前に進めていきますけども、そういったようなことをこの整備計画書に基づきながら、今度実施計画というのをつくっていかなくちゃいけないので、実施計画を農政課のほうでつくっていくということになろうかなというふうに思います。新たな森林管理システムというのが、俗に言うところの環境税、森林贈与税によって、これからつくっていくんだよという話があります。これは、今年から5年間、国がまず先に起債をつくって、そこから各市町村に交付していくというようなことで、聞くところによると今年270万円、今後、この森林譲与税というのは5年間ずっとお金がもらえる。これまず、交付金額というのはこの5年間ですと同じ金額なのか。

それから、そこから今度1人1,000円ずつお金をいただくということになっているようですが、こうなったときに、この環境税になったときに、村は幾らもらえるのかをお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁をお願いします。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） お答えいたします。まず、5年間の話なんですけども、ことし31年が270万で、これが33年まで同額できます。その後に34年から36年につきましては410万円、1年間に410万円ずつです。それから、37年から40年、これにつきましては1年間に580万円ずつくるということで、今、10年間の話をしたんですけども、合計で3,780万円が10年間でくるという今の譲与額の予定です。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） はい、津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） それで、ことしは実際にどういうふうに使っていくかというところが具体的に見えていないので、我々議員が聞いている話ですと、それで基金化したということなんですけど、この基金化したものを10年間で3,780万円、これを原資にしながら、今後具体的に事業を進めていくわけなんですけども、使途的に使っていくことがあったりなかったりするんですが、村としてはどのような形で使っていくつもりでおられますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 譲与税を活用した森林整備ということなんですけども、まず森林整備に必要な所有者の情報、それとか既に施工した箇所とか、あと保安林、地形の状況、まず林地台帳のシステムに網羅するということがまず一つあります。その上で、村全体の森林の状況を把握する必要があるのかなど。その後に地区の要望とか優先する整備すべき要は森林の順位付けをしながら、これは1,000円ずつ税がとれるわけでございますので、公平性の観点を含めまして精査をしながら森林整備を行なっていくというところで、具体的に何年に何平米という部分はまだちょっと出しておりませんが、一応そういう考えでいこうと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） まだ具体的な内容については決めてないということではありますが、もう既にもらっていて、次に来年度も同じ金額をもらおうと。大体、次にもらってくる、この10年間でもらっていかなきゃいけない金額も担当課としてはある程度見えているという中で、やっぱりどういうふうにこの森林を、環境税を使って、どのようにこの村の中の山林を管理していくかということは、本当喫緊の取り組んでいかなきゃいけない課題じゃないのかなど。

何でかということなんですけど、国では交付金をもらったら、この村はこういうことをやっていますということ、要するに情報を公開しなきゃいけないということが、この政策というか、省令というか、法律の中で決まっています。ですので、今は基金化でとりあえずいいのかもしれない

が、具体的に我々、白馬村としてはこういう形でこの交付金を使って、その上に村税とか違う交付金、補助金も使いながらやっていくということをやらなきゃいけないのかなと思います。この新たな管理システムの中で、とっても大事なことがありまして、それは何かということなんですけども、経営管理が行なわれていない森林について、市町村が仲介役となって森林所有者と担い手をつなぐ、経営管理の委託ということをや村がやらなきゃいけない、行政がやらなきゃいけない。森林経営に適さない森林は市町村自らが管理していくということがうたわれています。

さらに、所有者不明の森林についてもしっかりと対応していくと。結構、これ私は多いんじゃないかなと思います。亡くなってしまったりしているような方です。それから、将来的には林業経営に適さない人工林、既にこの白馬村は主伐、いわゆるカラマツだとか、一番多いのは杉でありますけども、50年から70年ぐらいたっている木でありまして、ほとんどが主伐していかなくやいけない状況にあります。本当に、この間の台風のとくに強風がふかなくてよかったなと思っているんですけど、大きな強風が吹けば、この山の木はどんどんぱさぱさ倒されるんじゃないかなと私は思っているところなんですけど。適さない人工林なんかは、今度管理コストの低い、いわゆる主伐して、針広、「コウ」というのは広葉樹の広です。混合林に誘導していくということがあるそうです。これはなんでかということなんですけど、管理コストが低い、要するにちゃんとした杉林なら杉林を管理するのと広葉樹ばかりの山を管理するのでは、全然管理コストが違うよという、そういうことを言っているんだと思います。

だから、こういうようなことで村の責任が相当重くなってくるんです。こここのところはこういうふうにお考えですか。これはちょっと農政課長じゃなかなか難しいので、執行部のほうでどうですか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 村の体制はという、そういったお話でありますけども、今、大北5つの市町村があるわけでありまして、今、大北も森林組合が従業員も減っちゃっているというような中で、どこの市町村も非常にこの森林整備については苦勞をしているというようなこと。そしてまた特にこの池田あたりは、もう松が食い荒らされているということで、近々にやらなければいけないという状況でありますけども、なかなか今まで森林組合に依存をしていっているというような状況の中で、非常に頭を悩ませているところであります。

そんな中で、大北のこの5市町村、いろいろな協調をする中で、この森林整備を進めていかなくればいけないというふうに、改めて思っているわけでありまして、いかにせん従業員がいけないというような、そういったこのジレンマがあるわけでありまして、そんなことも含めて今後、広域のほうでも検討していきたいというふうに思っております。

先ほど言ったように、言っていることは十分よくわかるわけでありまして、いかにせんそんな状況であるということだけ、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 非常に、これ白馬村だけじゃなくて、非常に頭の痛い問題だと思います。ぜひ、ほかにもやらなきゃいけないことが行政側としては山積しているわけですが、特に大北管内、特に白馬村、山の恩恵を受けながら現在まできているわけでありますので、行政側もそのところ十分理解しながら、前に進めていただきたいなというふうに思います。

直接的に今、村長の話の中に、大北森林組合の不正事件があつて以降、中の従業員がいなくなったりしたりとか、今までいた人たちもだんだんやめていくというような形になっているわけですが、農業も林業も非常に似ているところがありまして、担い手不足という話です。白馬でも2業者だけというようなことになっていて、この計画書の中にもそうですし、それから環境税のところでもそうなんです、担い手をつくっていかなくちゃいけないという話がありました。

先ほど、同僚議員が東山のいわゆる林道というんですか、散策路を整備する中で、そういう人たちも参加してもらえるようにということで担い手を募ったところ、17名ですか、なんか来られたということで、内容はどのような人たちなのかは今回はいいんですけども、特に一番かかわっている人たちは林業経営者協会、俗に言う林経の人たちなんです。この今の林経、これは直接林業経営だから、林業によって収入を得たりなんかしているということになるわけですが、加入者数がどのくらいいて、その平均年齢はどのくらいなのか。これは農政課長、お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） お答えいたします。林業経営者協会の人数につきましては、19名となっております。平均年齢はちょっと試算してございませんけども、おおむね70近いかなというふうに思います。ちょっと試算していないのですいませんが、お答えできません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁終わりました。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 今、聞いていただいたとおり、林業経営者でさえたった19人しかなくて、平均年齢はもう70代、私も知っている限りの人たちの名前を聞くと、ああもうというふうにちょっと思ってしまうのが現実なのかなというふうに思います。やっぱりここに、若い人たちが何とか林業で生活ができる。ただ木を伐採して販売するだけではなくて、この山をどうやって活用していくかということも大きなテーマなのかなと。そういったことにも、この環境税というのは使っていくことができるということになっています。もちろん、人材を育てるということにも使えます。

これは、別に基金化しなくても、今回の県税ですね、県税を使いながらでもやっていくことができると思えます。そういうカリキュラムも、実は県にはあります。県でそういう林業経営者をつくらうというようなカリキュラムもあつたりなんかする。村では何かそういうことに対して、たまたまこの間やったという話なんですけど、今後やっていくつもりはありますか。担い手をつくっていくという意味で。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 担い手つくりにつきましては、積極的に進めていきたいなという部分はございます。ただ、具体的に今、どんな手法でということは考えておりませんが、つくっていかないといけないという思いではあります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 正直言って、心細いちょっと答弁だったかなというふうに思います。もう人数がこれしかいない、業者も2業者しかない、その2業者も別に林業を専門でやっている業者じゃない、建築とか何かほかのこともやりながら、建設とかやりながら、林業も一緒にあわせてやっているという形であります。

確かに、そこから売った材料で、資材で収入を得てくるというのはなかなか難しいことなのかもしれないけど、村としてはその林業に携わる人間をいかにつくっていくかという意気込みぐらいは、私は示してほしいなと思っています。

それで、もう一つ。これ同僚議員が午前中に話したことに関連してくるんですけども、この森林譲与税、もしくは環境税、これは計画の中では、白馬村の整備計画の中では、森林を観光に生かしていきたいんだということがうたわれています。これどういうふうに観光に森林を生かしていきたいのかということと、それからもう一つはその目的として、その観光に、皆さん考えている観光にこのお金を使っていくことが可能なのかなのかということをお伺いします。これは農政課長のほうがいいのかな。入ってくる、使途の関係だから。それから観光課はどういうふうに考えているか、森林はどういうふうに考えているか、両方にちょっとお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） じゃあ農政課、林業の関係の部分で言いますと、路網等が必要であるという部分がありますので、その辺、今の間伐につきましては搬出の間伐ということになりますので、路網整備はしていくと。その部分をまた観光につなげていけるような状況にもできるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 森林の観光資源としての活用というご質問ですけど、ちょっと今いくつか考える中では、午前中、太田正治議員の質問にあったような、トレーニングとしての利用というのが、まず一つ考えられると思います。そのほかに環境に関することを勉強する機会というんですか、フィールド、子供たちのそういう機会とかフィールドになるのかなというふうに思います。

例えば、学習要項の題材にしたりとか、そんなところが、すいません、思いつきなんですけども、そんなところで考えております。

議長（北澤禎二郎君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） 先ほどの太田議員の質問にもダブるんですけども、観光に生かすのはやはり

森林整備事業を取り入れないと、まず無理だと私も思っています。やはり整備する作業道をそれなりに遊歩道化するとか、トレイル化するというのが一番手っ取り早いというか、実現可能はそれしかないのかなど。例えば、先ほどの太田議員の質問にあった黒豆から先というのは過去に緑支援機構というのが、東山の山奥で植林作業をしました。そこへ向かう道というのは非常に立派な道が当時できていて、それこそトラックが通れるような道もあったというふうに聞いておまして、そういったものを取り入れながら観光に生かすというのが、現実的というか唯一の道なのかなというふうには考えています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 整備していくときに作業道、路網をつくっていく、間伐して、主伐も間伐もやっぱり木を切って、その木を搬出しないといけないので、路網をつくらなきゃならないので、跡利用として何かそのところを使えないかというのが、今、それは皆さんおっしゃるとおりの話で1点。

先にも言った環境税の中で、税を直接的に観光に使えるかと言ったら、これは使えないはずなんです。ですから、やっぱりそのところはひとつ知恵をしばっていただいでいくしかないのかなど。やっぱり森林を生かした観光資源ということであれば、やっぱりそこでとれる、例えば山菜だとか、きのこだとか、そのような食材をいかに観光に生かしていくとか、それからつくられた、つくられたというか切った木の中から、広葉樹の中から木製の何かをつくっていくとか。俗に言うところの森林の六次化みたいな話です、そういうようなこと。それから観光課長が言っていた自然そのものを何か教育資材として使っていくというようなことが、一つの案として考えられると思います。

ぜひ、ここも大事なところ、観光できていく村、白馬ということであれば非常に大事なところなので、そのところは村長、ぜひ前向きに考えて対応していただくと。こういうようなことをあわせてやると、人材の育成にもつながってくる。ただ木切りに入ってくれと言っても、これはなかなか難しい話なんで、そういうことをぜひ考えていただきたいなと思います。

議長、まだ時間ありますか。

議長（北澤禎二郎君） あと9分です。

第8番（津滝俊幸君） はい。それで、森林整備、今、農政課長も非常に、何と言うのかな、力不足のような、発言力に力がないような話をしておりますけども、これからやらなきゃいけないことって、何が一番大変かという、先ほどもちょっと話がありましたけど、所有者や地域の人たちの合意形成なんです。相当、そのところに人を、これは人でやるしかしょうがないので、機械がやってくれるわけではありませんで、行政側がやっていくしかしょうがないんです。こここの部分について、今の私が見る限りの農政課としてのマンパワーというんですか、所有者や地籍の調査をするだけでも大変です。これ全然マンパワーが農政課に足りていないというふうに思っているんですけども、まず、農政課長に聞きますけども、今、森林、林務担当が何人なのかということ。

さらに、村長には今このマンパワーが足りていないところに、やっぱり俗に言うところの、人、モノ、金を集中しないと一気に事は進んでいきません。がらっと動かすためには、まずそこでアクセルを踏まないといけないと思うんですけど、その村長のお考えをもう一回、聞いてみます。聞きたいです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 森林整備の担当ということですけども、係長が1名、あと集落支援員とことし入った新人の佐藤くんという3名体制でやっております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） 今の3名ですが、あくまで農政部門というのは兼務がほとんどです。ということでご承知ください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。村長。

村長（下川正剛君） 村長アクセルを踏んでという、そういう発言がありましたけども、全く私もそう思います。先ほど来、議員の皆さんがいろいろな要望をしたり、指摘をしたりしているわけでありますけども、私としてはできるだけアクセルを踏んで、みんなの仕事を、その村民の付託に応えられるようなことはしたいとは思いますが、予算もあったり、それから人的な制限もあったり、なかなかそのアクセルを踏むということも、大事なことは十分わかっておりますけども、総体的に見る中でやっぱり人事は動かしていかなくやいけないし、予算も対応していかなくやいけないというふうに思っております。

それから1点、過去に姫川源流の話を皆さんにしたことがあるかと思えます。今まで、姫川源流が国道から2分か3分しかいかないうちに源流があるなんてところは、長野県のこの白馬村とそれから静岡県のだこかの村しかないというような、そんなお話になって、非常にこの価値があるというような話の中で、私も源流サミットという組織に入りまして、そしていろんな要望活動をしているわけでありますけども、そんな中で、非常にこの源流がもたらす地域に対しての、例えば水道水とか、いろいろな環境とか、いろいろな関係で非常に貢献しているというようなことで、ようやく国のほうも議員連盟ができたようであります。

そんなことも含めて、いろいろなこの森林についての要望活動を国のほうへ働きかけていきたいなど、こんなふうに思っておりますので、すぐは解決はできない部分はあるかと思えますけども、そういった地道な運動をしていながら、この森林整備というのをしていかなければいけないというふうになっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 時間の関係があるので、最後の質問というか、になるかなと思えます。ぜひ、森林整備進めていかないと、何が一番困るかという、私もそうなんですけど、山へ入っても、も

う自分の山がどこかというのはわからないんです。はっきり言って木がでっかくなっちゃって。それで、私の親父なんか聞くわけです。もう92であります。先ほど林業経営者の人たちの話もあったりなので、そういうもう先人の人たちの声を聞きながらというわけにも、もういなくなってきたのが実情であります。

ですから、アクセルを踏めと言ったのは、そういう人たちがまだ元気である間に、やっぱりやっていただかなきゃいけないことだと、私は思っているんです。だから、ここ10年ぐらいが一つの山かなと。ちょっと親父には聞くわけにいかないんであれですけども、ぜひそういうことを肝に銘じて進んでいただきたいなと思います。

最後に、木質バイオマスのところですが、これは結構な金額で1,400万という金額をかけて調査をしていただきました。川上、川中、川下という形で、木質バイオマスに資するものは調査の中、公共的な施設に使えるかどうかという話であります。現段階で実際に動いているものというのは、目に見える形ではありません。具体的に、今後これを、川上で言えばさっきの話になるんですけども、乾燥実験だとか、来年度はいろんな施設整備計画なんかも出てくるような話になってはいますが、総務課長、このところはどういうふうに考えていますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、施設整備に関係につきましては、公共施設への導入というのは、先ほどの村長の答弁にもありましたとおり、役場等への施設を導入することで今、予定をしているという状況でございます。

今後の展開といたしましては、先ほどの森林計画とも密接に関係してくると思いますが、今回の施設に関しては、公共施設に対するバイオマスということで、議員のおっしゃったとおり、川上になる燃料材の供給体制の構築です。それと、川中の燃料の製造の部分、これを公共施設でなく村全体と捉えたときにどういうふうやっていくのかというのが今度の課題かと思えます。確かに、やっている事業者の数も限られておりますので、この辺の担い手という部分と、年間安定して供給ができるようになると、これは事業化ということも視野に入れることができると思えますので、総務とすればエネルギー対策として、そこら辺を重点的に進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） では最後になります。地球温暖化に伴う気象変動の危機について、村長挨拶で、これ同僚議員もみんな話していましたが、気象非常事態宣言をした村として、やっぱりこのことは非常に大きな前進だと私も思っています。

それで、白馬の先人たちが山と共にこれは生きてきました。その山に植林をして長い年月かけて育ててきた森林であります。この山が持っている力は、地球温暖化の防止や災害の防止、国土保全、水源の涵養等、さまざまな恩恵を我々にもたらせています。公的な機能は村民ならず広く国民に、

今、村長が源流の里というような話をしましたけど、全くそのとおりで、源流の里であるここ白馬から、これから先も山と共に生きていくとするならば、適切な森林の整備は全ての人の命を守っていくことにつながっていくと私は考えます。山を森林を有効に活用して、守り育てていくことがこれからとても重要だと思っておりますので、これからも我々議員、そのことに対して、非常に注視をしていくつもりでおりますので、ぜひ、同席する皆さんも、このことにしっかりと取り組んでいただきたいなということを、最後に私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月6日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日12月6日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本会は散会いたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時14分

令和元年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和元年12月6日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和元年第4回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和元年12月6日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林 豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・室長	田中 哲
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	下川啓一	上下水道課長	酒井 洋
税 務 課 長	横川辰彦	住 民 課 長	山岸茂幸
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和元年第4回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2号の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は10名です。5名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は5名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第1番太谷修助議員の一般質問を許します。第1番太谷修助議員。

第1番（太谷修助君） おはようございます。昨日もスキー場開きのお話がありましたが、けさの観光局のメールを見させていただきまして、八方もオープンしたということで、とても基本的に私も同じ商売していますので、スキー場関係の皆さんは一樣にお喜びの状態ではないかと考えております。これが続けて降雪につながってくればいいというふうに考えております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

私は、2つの項目についてご質問させていただきます。

まず最初は、鳥獣害対策について、鳥獣害被害対策についてであります。

全国的に鳥獣の被害が報告されて、各都道府県も対策に苦慮している状態と聞く。本村もいろいろな地区から被害報告を聞いている。熊による被害も人的被害が報告されているが、農作物被害が深刻で、特に猿、イノシシの被害が深刻である。耕作意欲をなくしてしまうような被害をなくすために、次の質問をします。

1、農作物被害額は地区的におおよそどのくらいあるのか。

2、対策費用は本年度当初予算では約534万3,000円、ちょっと訂正いたしました、534万3,000円であるが、これで十分足りているのか。

3、猟友会の皆さんに活躍していただいているが、高齢化や担い手不足で減少傾向と聞いている。

現在駆除活動をされている方々は何名で、どのくらいの成果が上がっているのか。

4、国、県の補助金等を活用して、猟友会に加入していただける若者や協力者を増員する考えはあるか。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。冒頭に修助議員から鳥獣被害対策について、4つの項目について質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

先ほど冒頭、スキー場のオープンというようなお話がございました。きょうエイブル五竜、そしてまた47、白馬八方尾根がオープンするというようなことで、非常に楽しみにしているわけでありすけども、きょう銀座NAGANOで、午後でありますけども、プロモーションボートのほうで、Hakuba Valleyということで、東京のほうでいろいろなお客様を呼んで、オープンの知らせをするようであります。大勢のお客様が白馬に来ていただくことを期待をするところがあります。

それでは、質問に対して答弁させていただきますが、1点目の農作物の被害額は地区におおよそどのくらいあるのかとの質問であります。地区的にどのくらい被害があるのかは、被害通報の有無、また通報内容は農地から住宅地、それから山地など幅広く、出荷農家だけでなく、自家消費農家もあるため、試算が困難であり、正確な被害額は把握はできておりませんが、毎年、県には把握している分での報告はしているところであります。ちなみに、平成30年度の鳥獣被害額の報告は59万5,000円であります。

なお、議員のおっしゃるとおり、鳥獣による農作物被害は、被害額の大小いかにかわらず、農家の営農意欲をそぐものであり、被害防止の観点から電気柵の購入補助や貸し出し等の事業を実施をしているところであります。個人の営農意欲の減退を防止することが、耕作放棄地の増加防止に寄与するものであるというふうと考えているところであります。

2点目の対策費用は、本年度当初予算では約472万4,000円であるが、これで十分足りるのかとの質問であります。本年度の当初予算は534万3,000円でありますので、ご了承を願います。

さて、ことしは小動物やイノシシ、鹿等の被害が多く、既に9月補正により個人向け電気柵設置に係る補助金を46万円余りですが、お認めをいただいているところであります。

また、毎年、農作物、観光客、住民へ獣害を少しでも軽減するため、森林整備の予算を活用し、緩衝帯整備を行っております。9月以降は熊の出没が多発をし、鳥獣被害対策実施隊、猟友会でありますけども、出勤も大幅にふえており、当初予算では足りていない状況であります。

特に出勤による実施隊の報酬については、取りまとめが間に合っていないこともあり、また昨年同様、年度末までにも出勤が見込まれることから、具体的な金額は現段階では算出はできておりま

せん。次回3月補正に計上しお願いをする予定としておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

3点目の猟友会で現在駆除活動されている人数とその成果が上がっているのかとの質問であります。太谷議員のおっしゃるとおり、どこの市町村でも高齢化と担い手不足については苦慮しているところではありますが、白馬猟友会はここ3年間で新たな若い加入者が10名あり、内訳としては30代が4名、40代が5名、50代以上が1名と、本村では逆に会員は増加をしており、総数で31名となっております。ベテラン会員は若手にさまざまなノウハウを教えるなど、担い手の育成にも力を入れている状況であります。

一方、鳥獣被害の対応は、鳥獣被害対策実施隊が行っており、総数では25名であります。実施隊の行なう成果は、その年、その年でさまざまな条件が異なるため、一概にどの程度捕獲したかの内容では判断できかねますが、近年の新たな脅威となっているイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルへの対応は、猟友会でも有害鳥獣の研究を進め、駆除技術の向上を図っておりますので、村民の皆様にもわな設置などへのご理解とご協力をお願いをしたいと思います。

ちなみに、10月末までの捕獲実績としては、小動物（鳥類を含む）85頭、イノシシ39頭、ニホンジカ7頭、ツキノワグマ13頭となります。

最後に、国、県の補助金等を活用して、猟友会に若者や協力者を増員していく考えはあるかとの質問であります。既に国及び県の補助金を活用し、資格の取得、更新などへの支援を実施しております。今後もより有効な補助金等があれば積極的に活用し、鳥獣被害対策の中核である猟友会の増強に努めてまいりたいと思います。

また、協力員とは地区住民とのことであると考え、地域ぐるみで有害鳥獣の隠れ家となるような場所の草刈りや集団で行動するニホンザルの追い払いなどを共同で行ない、人間と野生動物のテリトリー分けを行なうことにも補助金等の活用ができないか、検討すべきというふうに考えております。

太谷議員の鳥獣被害対策の質問に対する1点目の答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 村内の各地区の被害状況というのは、村長の今の答弁のように、具体的には個人個人でおつくりになっている農家の方の数字なんかは、ほとんど出てないと思います。ただ農業法人をおやりになっている方たちのようなところで、大きな被害が出た場合のような数字だというように考えております。

ただことしの、先般行なわれましたシニアクラブの皆さんの懇談会の中にも、白馬町近辺まで猿なんかが出てきて、今までそういう経験がなかったところに来て、家の周りに、屋根まで上がって、啞然としてというような話から、私も個人的には猿に対しては非常に憤りを感じていまして、八方の方々、それから瑞穂、私どものエリアあたりも相当数、今回は出たわけでありまして、この被害

については、役場の皆さんも相当数のお話は聞いていると思います。

これとして何としても対策をとっていただかなきゃということで質問させていただいたんですが、今村長の答弁の中に、一昨日ですか、村長の定例会の挨拶の中でも、鳥獣被害対策については触れられていただいています、非常に気にはされているということも私を感じましたので、鳥獣被害対策については、南部のほうでは既に相当前からあったということはお聞きしているんですが、いよいよ北部の北城地域のほうにも、相当数のいろいろな被害が出ていて、特にことしは熊もそうですが、山のほうに餌がないのか、イノシシを含めてカモシカ、鹿、相当数のものが出てきているということは聞いております。

それで、ちなみに、全国的にどのぐらいの数字があって、長野県だけが特別なのかなと思って調べましたら、長野県だけではなくて、この3年間をとっても被害額と被害エリア、面積というのは徐々に減っているそうです。それは電柵対策をしたりとか、それから猟友会の皆さんに頑張ってもらったというようなことで、減少傾向にはあるそうなんですが、いずれにしても、先ほど村長の答弁にありましたように、耕作意欲をなくしてしまうようなことがあっては、決していいことではないというふうに思っておりますので、そこは続けて、何らかの形で対策をとっていただきたいんですが、そういう中で今4つの質問させていただいたんですが、農政課長にお聞きしますが、534万3,000円という金額が多いか少ないかというのは、今の村長の答弁でも理解してほしいということなんですが、村民の皆さんからいろいろな意見は農政課のほうに来ていると思うんですが、何とかしてほしいという声は相当数あると思うんですが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） お答えいたします。

今議員がおっしゃるように、相当数の電話、それから各集落懇談会の中でも、要望は何地区もあるというような状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） それで、例えば被害があったから、ぜひ何とかしてほしいということで、農政課に電話あった後の対策は、どういう対策を講じているんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 猿の関係につきましては、非常に対策が難しい状況でございまして、農政課のほうでは、一応電話がかかってきた方につきましては、集落の外まで追って、追い払いをお願いしたいなという話はしております。

こちらのほうに電話がかかってきたときには、必ず農政課も行って、追い払いをしたり、見回りをしたりという対策、今年度の対策として、とりあえずそこまでの対策しか今現状では行っておりません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 私が聞いている中では、そういう場合、農政課の3人の方が対応されているというお話ですが、例えばBB弾を2発、3発撃って、それでというようなお話を聞いて、結局、このエリアからちょっと追ったと思ったら、今度は逆の隣のエリアに入っていくようなことで、堂々めぐりをされていると思うんです。

これについてはある程度集中的に、猟友会の皆さんにある程度、ウェアを着た人たちがそういうところに姿を見せることで、ある意味での威嚇というんですか、猿に対してそういうことをやるのが、私はとりあえずいいと思うんですが、猟友会の皆さんが、先ほどのお話し聞いたら、三十数名の方で頑張ってもらえるというんで、そういうことを含めて、どんどん打てる手を打っていただきたい。そういうことをしていただきたいと思います。

二、三発のBB弾で追い払った後はというようなことでは、つけ焼き刃的なことになってきますんで、根本的な対策はなかなか難しいと思いますけど、行政側としても何かもうちょっと積極的に知恵を絞るなりしてやっていただければと思っております。

それから、猟友会の方たち、30代が3名とか、40代が4名ですか、50代が1名です。10名くらいの方がふえたということなんですけど、これについては補助金を使ってふやすという考え方でよろしいんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 補助金を使ってふやすというよりは、銃を取得した部分の免許の取得費とか、そういうところに補助が出るのでという部分はございますけども、補助金を使ってふやすという内容ではないわけです。

こういう鳥獣関係の——鳥獣関係といいますか、銃を取得したいというような方が、結構若い方でも結構今ふえておりますので、そういう方の情報を得ながら、農政課のほうでは猟友会にも入らないかというような話はしてございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 法定狩猟には3種類あるそうで、甲乙丙という形で、甲についてはわなをかけるとかというようなことで、具体的に銃を使うというようなことはないそうが、今法令では甲は除いて、乙と丙については、乙の資格をお持ちの方は丙の資格も充当するというような今法律になっているそうですが、今の猟友会の皆さんたちは、押しなべて全員甲の資格をお持ちということでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） すみません。甲乙丙の部分の分けは把握をしてございません。お答えできません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 農政課長、お答えできないそうです。私が調べたところでは、今お話したように、甲はわなをかけるとかということで、具体的に銃を使うということじゃない狩猟なんだそうです。乙と丙については、乙はいわゆるライフル銃を所有して実射ができるという方たちだそうです。甲乙、丙はいわゆる空気銃です。これを所有して撃つことができるという資格だそうです。

それで、全国でも狩猟を趣味でやってらっしゃる方たちも、そういう最近では鳥獣被害が多いものですから、空気銃で威嚇をするという行為が、非常に知恵の発達した猿たちには有効だというようなことで、猟友会の皆さんの中でも、ライフルは撃てないけど、空気銃は撃てるという方たちに応援をお願いして、ウェアを着た人たちを適材適所に配置することで、彼らのある程度里山の奥に押し込めるとかというようなことを今やっている自治体が多いそうですので、村長にお伺いしますけど、この村もそういうような形で補助金を使ってでも、若い方たちに空気銃の資格を取ってでも、1人でもふやしていただけるような対策をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） ありがとうございます。大変ありがたいご提案だと思っております。私の知っている限りでは、猟友会員、ほとんどがライフル銃を所持できる資格を持っていると。ただ資格取得は経験年数が必要で、ライフルになるというふうに聞いていますので、若手が多いということは、若干まだライフルの現場には出れないかもしれませんが、そういった若手に対して、更新の費用が結構負担なんですよね、取得とか。そういったものには、今農政課長が言ったとおり、村で補助金を出しながら支援をしているというのが実態だと思っております。

あと空気銃でも有用だということは、私もそう思いますので、検討させていただきたいと思いません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） ぜひそういうことで補助金を使うなりして、若い方たちに狩猟の楽しさもあるかと思いますが、これだけ被害が出ていますと、そういう資格を持った方たちのご協力をいただかなければ前に進んでいけないということでしたら、ぜひ補助金等を活用してやっていただきたい。できればありがたいと思っております。

それで、電柵について一つお聞きしたいんですが、今電柵もトータル的にはどのくらいの補助金がそこに投入されているか、お答えいただければありがたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 電気柵の補助金につきましては、まず広域の部分、広域の部分というのは地区単位のような部分ですけども、そこに補助金を充てております。金額的にはことし120万程度でございます。

あとそれから個人用の電気柵、これにつきましては上限9万円で、設置金額に対しまして2分の1の補助で、上限が9万円というものがございます。これにつきましては、先ほど村長の答弁にもありましたけども、9月の議会で補正をお願いしてつけていただいたという内容でございます。電気柵につきましては、一応その2点が補助の対象。

あとは貸し出しの関係もございますけども、これにつきましては設置費用をうちのほうで、うちのほうというか、村のほうで持っているという予算立てはしてございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 柵については、電気柵だけではなくて、もうちょっと安価な中にワイヤーメッシュというのがあるそうなんですけど、それ鳥獣の種類によって対象になる、ならないものがあるというふうにもお聞きしているんですけど、ちなみに、猿を電柵で対応するとすると、7段ぐらいまでというから、およそ2メートル近くでしょうか。これは今まで設置をしなければいけないと、膨大なお金がかかっていると思うんです。

そういう猿なんかの飛び越えるようなものを対象にしない。例えば鹿だとかカモシカだとかというのは、ある程度の高さで制するなら、ワイヤーメッシュのようなものを対策として講じられると思うんですが、これは大体1メートル1,000円程度でできるということなんですけど、そういうものに対しても電柵だけでなく、補助金として対象になっていると思うんですが、この村の中でワイヤーメッシュを私、余り見てないもんですから、どっか設置してあるところはありますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 今、ワイヤーメッシュの関係については、私も把握はしておりません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） ちなみに、隣の大町あたりで農業法人をおやりになっている知人のお話なんか聞きますと、ワイヤーメッシュも安価でいいんですけど、イノシシなんかぶつかったりすると、割と早く壊れてしまうというようなことで、最終的に電柵が一番ベターではないかというような結論には達しているそうなんですけど、いずれにしても、私どもこの村の中で農業法人的に大きくやられている方ではなくて、個人でせつかく優秀な能力を持っているのに、そういう被害があって、心が折れて、農作物をつくることができないというのは、これとても悲しいことでもありますので、何か対策的には安価なもの、それから余り費用かけなくても定期的に追い払えるような仕組みとか、そういったものを今後もつくっていただければ、とてもありがたいなというように個人的には思っています。

それで、今まで私の知っている人生の中でも、白馬村に猿が出るというのは数年前から聞いていましたけど、何でそんなにふえたのかなというので調べてみたら、数年前ですか、NHKの番

組で7月の終わりに槍ヶ岳の頂上下のハイマツの実を食べに上がってくる猿がいるっていう、生態の調査のテレビ放映がされたんですが、それを私も見てまして、例えばここで言いましたら、大町市の高瀬溪谷から、それから穂高の有明溪谷あたりには34の猿のグループがいるんだそうです。それが定期的にこういうように移動しながらして、高瀬溪谷にいた猿が徐々に徐々に時間をかけてテリトリーを広げていって、今白馬まで入ってきている。それで、ましてや国道148号を既にこっちの東側に渡ってしまったっていうことが、結局は毎年テリトリーを広げることになっているそうですので、このあたりも参考にしながら、ぜひ、熊の被害は定期的ではないと思うんですが、猿とイノシシについての対策は、ぜひぜひ今後とも重点課題としてやっていただければありがたいと思っています。

時間の関係もありますので、次の質問へ入らせていただきます。2番目の質問は、景観行政団体に移行した場合、何がどのように変わるのかということでご質問させていただきます。

本村は来年度、県内で26番目の景観行政団体に移行するという趣旨を伺っている。景観法や景観形成住民協定といった従来からの規則を十分踏まえた上での法律であると考えているが、以前のように長野県がバックアップしてくれていたものが、村が今度は主体の団体になれば、防波堤の役目が十分果たせないことも考えられる。

そこで、以下の質問します。

1、現在、進捗状況としては、いつごろに認定をいただき、施行日はいつごろを目指しているのか。

2、景観計画策定にあらかじめの公聴会や説明会、シンポジウム、ワークショップ、パブリックコメント等を実施し、住民の意見を反映させる必要があるとされているが、どのぐらいの実施がなされてきたか。

3、本村は10カ所を超える景観形成住民協定を締結している関心度の高い村であるが、これを踏まえて、具体的な数値として建蔽率、容積率、隣地後退、高さ制限、エリアカラーの充実については、どのような考えを持っているか。

4、策定して、よりよいものに移行するのではなくてはいけない。仮に違反が発覚した場合には、どのような対策を講じているのか。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の景観行政団体に移行した場合、何がどのように変わるのかについて、4つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

ご質問の景観行政団体とは、景観法に基づき良好な景観形成のための景観施策を実施する自治体のことを言います。現在、本村は長野県景観条例を基本に景観事務を行っていますが、景観行政団体に移行すれば、景観法に従い、村が条例や計画で定めたルールのもとに、一定の強制力を持って

景観行政を執行することができます。

1点目の景観行政団体認定と施行日はいつごろかとのご質問ですが、当初予定では、令和3年1月を予定をしておりましたが、県との打ち合わせにおいて、5つの項目についてのアドバイスがありましたので、紹介をし、今後の予定を述べさせていただきます。

1つとして、観光地である白馬村が移行していただけるのは大変ありがたい。

2として、移行に際し議論を尽くしたほうがよいが、時期にかかわり過ぎる必要はない。3年程度を要している自治体が多い。

3番として、景観法によらない独自項目を記載をしている自治体もあるが、村の判断が必要である。ただし、住民から同意書を徴収することは厳禁だと。

それから4として、都市計画法による白地地域の建築規制の建蔽率60%、容積率200%の見直しは可能だが、県との協議が必要。

5番として、立地適正化計画との整合性が必要である。

以上のアドバイスをもとに、庁内関係各課や協力団体、委託業者と準備を進めておりますが、都市計画法や立地適正化計画との整合を図るため、令和3年4月の移行を目指したいと考えております。

なお、前段として進めている景観計画については、今年度中の策定を予定しております。

2点目の住民意見を反映させる手段の実施が試されたかとの質問ですが、現在までシンポジウム1回、ワークショップ6回、協力大学の芝浦工業大学によるフィールドワークが約21日、そのほかに県や白馬建築業組合等の関係団体との打ち合わせは、随時進めております。

それから、3点目の具体的な数値として、建蔽率、容積率、隣地後退、高さ制限、エリアカラーの充実については、どのような考えを持っているかとの質問ですが、先ほども触れましたが、建蔽率、容積率については、景観法ではなく、都市計画法に規定をされており、景観法に効力はありません。雪等のトラブルを防ぐためには、県の所管する都市計画法に基づく建築形態規制図を基準変更する必要がございます。

県によると建蔽率は60%、50%、40%、30%、容積率は200%、100%、80%、50%というように、法令で定められていると伺いましたので、この数値を組み合わせる必要がございます。

高さ制限に関しましては、建築基準法に規定をされていますが、容積率と斜線制限に関係します。例えば建蔽率40%、容積率200%とすると、現在より細長い5階建て程度の建物になりますが、雪処理はしやすくなります。また、建蔽率40%、容積率100%とすると、雪処理もしやすく、2階建て程度の建物になりますが、現在の60%、200%という基準に合わないといった適合不適格の建物が混在することになり、これをどう判断するかと。斜線制限の変更については可能か否かが課題となります。

隣地後退は、民法には50センチと規定されておりますが、地域の慣習があればそれに従うという規定もございます。現在の村の指導基準は1メートルですが、現実問題として、この距離では落雪トラブルが発生しますので、建築士等の専門家に相談するとともに、財産権とのバランスを考慮しながら、雪国に合った後退距離の設定が必要と感じています。現在の指導は、あくまでも基準は基準として当たり前のことでありますが、自己所有地内で雪処理をするよう、指導をしているところであります。

色彩については、年代や個人個人の趣味趣向があり、非常に難しいと感じております。自然色や日本古来の色を幾つかテーマ色としてはどうか。同じ色でも銅板系とか塗装系、素材により異なるために、色相の幅で調整してはとの意見もありますので、これらの意見を参考にわかりやすい設定ができればというふうに考えております。

最後に、よりよいものに移行するために、違反等が発覚をした場合には、どのような対応策を講じるのかとの質問であります。一般的には勧告、指導、命令となります。さらに踏み込んで過料、罰金も制度的には可能ですが、まずは景観行政団体移行後の体制づくりが最も大切な課題と考えております。

一口に景観といっても、さまざまな意見がございます。景観法の規定だけではなく、他の法令、他の計画との調整を有する事項から、個人でも実施可能な草刈りや森林の下草刈り等、景観を形成する要因は幅広くあります。景観行政団体移行というプロセスをきっかけに、一人一人ができることから始めていただければ、よりよい村になるのではないかと感じているところであります。

以上、太谷議員の2つ目の質問の答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 私は去年の9月の定例会の一般質問から終始一貫して、外国人の方たちがたくさん白馬のほうには入ってきていただいて、いろいろな生業をされたり、別荘を建てたりとかおやりになっている方たちがいて、その方たちも押しなべて私どもが住んでいる白馬村の住民と同じように、ルールを守ってやっていただきたいというのが原点で、一般質問をずっとさせてきていただいたんですが、その中で住民の皆さんから大変、あるいは村民の皆さんから不安を感じるというようなことが耳にたくさん入ってきてまして、それは何とか私たちも守るルールを彼らにも理解していただいて守っていただきたいということで、私は質問させていただいた中で、総務課長のほうからも、景観行政団体になったら、何か対応が前向きになれるような発言を聞いていましたので、どのように変わるのか楽しみにしていたんですが、今の村長の答弁の中では、慎重にやらなきゃいけないということはよくわかるんですが、ルールを緩やかにしろとか厳しくしろというようなことを、公聴会や意見会や、あるいはシンポジウムなんかでもみ合った中から住民の意見を十分踏まえたり、それから専門の皆さんからの意見を取り入れる中で、私たちも、それから外国の方たちもルールが

わからないで来ているんですから、そのルールをきちんと教えてあげる仕組みというものをつくって、お互いに手を取り合って、白馬の発展のためにやっていければいいというのは、私の本当の考え方です。

だから、ただ単に外国の方たちがいけないんじゃないで、彼らも私どもの白馬村の経済活動を助けてくれているわけですから、それを拒否することもできないし、むしろ彼らが注目して、白馬に来ていただいているうちに、次のステップを踏んで、次の世代に渡すということを私は考えていかなきゃいけないというふうに思っています。

そういう中でルールをきちんとつくっていただきたいということで質問させていただいたんですが、村長の答弁の中にありました、県のほうから4つ、5つの提案があって、そんなに時期急ぐ必要もないし、よく話し合っ、あるいは都市計画法の中で白地地域についてなんかの検討しているということも、きのう、おととの挨拶の中でお聞きしましたので、いいもの変わっていければいいかなというふうに思っていましたので、期待をしております。

それで、そういう中にも、今、村のほうにも苦情がたくさん来ているかと思うんですが、今の現在の景観形成住民協定なんか、エリア、エリアで決められているものの、ルール違反をしていたり、あるいは建築法にのっとってもいないような建物ができたりというようなことで、いっぱい苦情が来ているかと思います。

私はあえて言うのは、私どもエコランドを含めてもそうなんですが、何でこんなわけのわからない真っ黒い建物が、隣の隣地との雪の覆ってくる、相手の地域、地区だか土地に覆ってしまう雪の問題とか、そういうことをクリアもしないで、簡単にどうしてできてしまうのかとか、片屋根なんかいいって書いてないんですよ。

だけど、努力目標の部分なんていうのは、あっても意味は私はないと思っているんです。これ守ることが大事なことで、ただアバウトな言葉にしてあるのは、私は少し、もうちょっと役場の職員の皆さんも、毅然とした態度で決められたルールを守っていただく、法の番人の一部を担ってほしいなというふうに私は思っているんです。

例えば片屋根もそうですが、隣地のところに間違いなく落ちるような屋根の形状や距離を置かないで、隣地の承諾を得たのかどうかも、相手が外国人だからわからないというような話をよく聞くんですよ。結局言葉がわからないから、どうなっているんだねっていつて村のほうに言ったら、いや、あの、そのというようなことを聞いているというようなお話も聞くと、本当に憤り感じるんですが、ただ敷地内に樹木を切って建物建てたら、必ずエコランドの場合でしたら、1本木を切ったら1本植樹をするというようなルールになっているんですが、いまだかつて宿の名前もついてなければ、前は荒れ放題のような状態になって、冬、雪が降れば、その下の汚れなんか全然わかりませんから、それでお客様泊めているというような形だと、本当に住民の皆さんは、これじゃいけないじゃないかって、本当に憤り感じているのはよくわかります。

それで、農道が私、何メートルぐらいの幅の農道というのかよくわかりませんが、明らかに奥にいる農家の皆さんが使うための利便性の道路なんだけど、ちょっと舗装されているために、そこに一部とは言いながら、大型の車が入ってきて、物資を運んで、隣接した土地に建物を設置しているというような、こういうひどいものを目の当たりにしているんですけども、あるいは和田野にある、無許可で屋外広告物をつくって、これルール違反じゃないかって言っても、役場のほうの対応はどうしたのか、私、わかりませんが、こういうことがまかり通ってたら、ルールがルールでなくなってしまうと思うんです。そうするとここに押しなべてきた外国の方たちが、日本はルールなんてねえんだっていうふうにとっている人たちが、私は多いと思うんです。

このあたりは総務課を含めて、一度きちんとまた再度対応してもらえればありがたいと思っております。そのあたり、総務課長、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 現在の景観形成の指導の関係のご意見でございますけども、まず幾つか出されました中で、最近の傾向として、雪処理が自己の敷地の中でできないというケースは多くなっているという部分は、私どもも感じているところではあります。この辺をどういうふうにしていくのかというのは、現在の景観計画の中でも検討しておりますので、基本的には自己の敷地内で処理すべきという願いは、配置からして厳しいものについては、村としても届け出を出す設計士等には話をさせていただいているところです。

例として出されました和田野の看板につきましても、多分これ懇談会の後、あの中でのお話だと思いますけども、それについても既に設置事業者のほうとは話をさせていただいているというようなどころでもありますので、指導イコールすぐ対応してくれるのかという部分は、相手もありますので、行政のほうでは速やかに指導についてはさせていただいているというところをご理解をいただきたいと思っております。

今後に向けて、住民協定のところもそうですけども、今現在、先ほどの村長の答弁にもありましたとおり、都市計画法の白地、いわゆる建築の建蔽率、容積率、この辺が配置の後退距離、建物の後退距離にも影響してくるということで、これについて今時間を割いて協議をしているというような状況です。

仮に建蔽率、容積率を厳しくした場合に、県のほうでも持っております建築形態規制図というものがありますので、これをすることによって不適合となる建物はどのぐらい中に出てくるのかと、こういう作業も必要になってまいりますので、机上での作業だけでは少し終わらないというのが県の指導でございます。

先ほどの答弁にもありましたとおり、景観計画につきましては、今年度中に策定をし、いわゆる景観行政団体については令和3年4月ということで、タイムラグがあるんですが、その間、村の定めた景観法を届け出に来る際には、このように移行しますんで、ぜひともお願いをしていきたいと

いう指導にはシフトしていく考えではおります。

ただ効力を発効できるのは、いずれにしても、村の都市計画審議会、県の都市計画審議会を経て、公示という手続を経ないと景観行政団体という団体になりませんので、その間は独自の計画で指導させていただくということで、それにより多少なりともセットバックの問題とかは、ある程度具体的な指導ができるかなというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 最初の村の計画では、来年の3月までにつくって、9月の議会に上程したいというような、ホームページには載っていたような気がするんですが、それは時期はおくれてでも、十分検討してしっかりしたものをつくっていただければ、それいいと思います。

ただ、私、今、お話ししたように、景観形成行政団体に移行するまでの間に、駆け込み何とかじゃないですけども、建物がどんどんできたりしているというのは、村も把握しているかと思いますが、こういったことは許しておかないような仕組みも、きちんととっていただきたいと思っています。

それで、いわゆる白地地域についてなんかも、さっき村長の答弁にありましたように、60、200の、建蔽率、容積率が60、200じゃなくて40、100、建蔽率が40で容積率が100というぐらいだと、少しゆったりした敷地と、それから景観上も私はいいかと思うんで、このあたりが一番落としどころではないかなと思ったりするんですが、いろいろな利害が絡んだりしますので、難しいのは重々承知しているんですが、本来の村民の人たちが安心して暮らせる以上に、白馬が気に入って、景観が気に入って、この風景がよくて移住してきた方たちが7割いるわけですから、この人たちのことを考えれば、余りむやみな開発をしていくというふうなことは、何とかとどめていただければなというふうに、田舎暮らしをしている私にはお願いをしたいところであります。

先ほどのお話の中にもありましたけれども、白地地区というのは、都市計画法の中では、どういふふう位置づけられていて、それ自身がもっと緩やかなものにしていくのか、厳しいものにしていくのか、村長も40、100が望ましいという答弁をいただいていますんで、そのあたりはどうなんでしょう。なるべくいい質のものになっていく、していきたいという考えはあるんでしょうか、お聞きします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） お答えいたします。

景観計画については、もちろん住みやすく、景観を守るということが根本にありますので、たださっき言いました、いろいろと規制を基本的には強めていくというふうに思っていたければ結構かと思いますが、強めたときに、いわゆる強めた区域の中に存する適合不適格の建物がどのぐらい出てくるのかという部分を把握しないと、簡単にできるという部分ではないというのが県からの

指導でありますので、そこら辺も踏まえながら、どのように規制を厳しくできるのかというところは、まさに今作業を詰めているということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 今の総務課長の発言で、とても前向きな考え方をしているというように、私も捉まえております。いずれにしても、村民の皆さんが、先ほど言うように、幸せを感じるような村につくっていくということが大前提ですので、そのあたりはぜひよろしく願いいたします。

それから、去年の9月に一般質問させていただいた中に、統一看板ができないかという質問をしたときに、答弁では、国道や県道を管理している県と相談した上で検討していくというような回答があったんですが、きれいな、おしゃれなウエルカムボードはつくることは考えてないけども、それは検討するというお話あったんですが、景観行政団体に移行したら、そのあたりの統一看板なんかについても、今度は村独自でそういうことができるということなんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 村内の案内標識とか案内看板ということでよろしいでしょうか。

第1番（太谷修助君） はい。

観光課長（太田雄介君） もちろん村の屋外広告物条例という中でのこととなりますけれども、今、白馬、小谷、大町で進めているのは、景観に合う統一的な看板、デザインを統一化していきましようというような動きがありますので、この景色というんですか、景観に合ったような形、デザインというものを来年度、しっかりと構成してつくり上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員の質問時間は、答弁も含めあと7分です。太谷議員。

第1番（太谷修助君） ありがとうございます。今、観光課長の顔見て思い出しました。先日、観光地経営会議に議会のほうにも声をかけていただいて、数人の議員も参加させていただいて、オブザーバー的にお話を聞かせていただいた中で、アドバイザーの下村先生が景観、観光地経営ということに関しては、非常に景観というものも大事なんだと。そのために今、景観行政団体のお話は、どのあたりまで進捗しているんでしょうかという発言に対して答えがあったんですが、いずれにしても、そういう観光地経営計画の中でも、白馬村そのものが持っているのは、まさに景観を十分考慮した上での観光地経営というものは、これ切っても切り離せないものだと思いますので、今後とも村長、そういうことも踏まえて、ぜひぜひ前向きに、いいものにしていくために、ぜひ努力していただきたいと思います。

いろいろ私もお願いをしているばかりですけど、ただ気持ちとしては村が豊かになって、いいものになって、次の世代につないでいきたいという気持ちは同じように、村長と同じ

ですので、ぜひいろいろな検討をする中で難しい問題もあろうかと思いますが、前向きにしていただければありがたいと思います。

以上で質問終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第1番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時01分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第5番伊藤まゆみ議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 5番伊藤まゆみです。

先ほどの同僚議員の景観に関する質問で、近くにここはフロリダかと思えるような色に塗りかえられた建物が国道沿いの私の家の近くにあらわれました。無秩序で何のルールもないように見えるこの村は、本当に世界水準として目指していける資質があるのかなと、私、非常に不安に思いました。

時間も限られておりますので、通告してあります2つの質問のうち、1番目に入りたいと思います。

1番目、地方創生人材支援についてであります。

当村は地方創生人材支援制度を利用し、総務省より藤本元太氏を迎え、平成29年8月より本年7月までの2年間、副村長として勤めていただきました。この制度は、地方が自立につながるよう、自治体みずからが考え、責任を持って戦略を推進する地方版総合戦略において、国が情報支援、人的支援、財政支援を切れ目なく展開する制度の一環であります。

藤本氏には当村の企画力が弱いとの理由で来ていただきました。この2年間でその目的がかなったのか。また、氏の手がけた事業をどう評価し、今後の当村の自立につなげていくのか、その方向性について伺いたいと思います。

1、観光振興のための財源検討の評価は。

2、「『Hakuba Valley』世界に冠たる通年型マウンテンリゾートの実現に向けたグランピング等によるアクティビティ強化・魅力増強事業」の村内への経済波及効果はというふう
に訂正させていただいたつもりだったんですが、先日配っていただきました通告書には、「に対する評価は」となっておりますが、私、これどちらでもいいかなと思っております。

3、地域公共交通会議の評価は。

4、全般的に見て当村の企画力はどう向上したのか。

5、上記事業を自立に向けてどうつなげていく予定か、その将来像はということで、よろしくお願ひいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 地方創生人材支援について、5つの項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の地方創生人材制度で、この7月まで2年間、副村長として赴任いただいた藤本前副村長の手がけた事業への評価はどの質問でありますか、まずは藤本氏の白馬村における仕事ぶりを私なりに評価というか、感想を述べさせていただきます。

そもそも地方創生人材支援制度の活用は、それまで神城断層地震の復旧・復興を基軸に最優先で取り組んだため、地域課題の克服、地域振興及び地方創生への取り組みが十分でない状況であるという認識のもと、起爆剤となればという思いから、総務省から人材派遣を国に要望をしたものであります。

平成29年8月の着任を前に、30代の総務省キャリア官僚が副村長に就任するという一方で、課長など管理職の中には警戒感や懐疑的な見方をする者もいたかと聞いております。ただ2カ月、3カ月経過をし、そのような懸念はほぼ払拭をされたと思っております。そのぐらい彼の働きは、私の期待を超えるものでした。

ざっと思いつくまま上げても、観光振興のための財源検討、地域公共交通政策の見直し、新図書館の建設基本構想、白馬高校支援業務、地域未来投資促進法事業に地方創生推進事業、テレワーク事業、そして企業版のふるさと納税の創設、白馬版の産業連関表の策定、小水力発電事業の研究、若手職員の教育に働き方改革等々、わずか2年とは思えぬ、幅広く業務に取り組み、確かな成果を残したと評価をしております。その能力の高さと難しい課題に対してもひるまず向かう姿勢に感銘を受けました。

その中でも3つの事業について尋ねられていますが、最初に観光振興のための財源検討は、観光地経営計画で定められた検討事項であり、村長の附属機関として、観光振興のための財源確保検討委員会を設置をし、委員会、ワーキンググループでは、宿泊拠点や山岳域の環境保全、観光地全体の景観整備など、目的に即して柔軟に活用できる新たな財源のあり方について検討をしたもので、約1年の検討を経て、報告書としてまとめられました。

内容についてはご承知のことと存じますので申し上げますが、安定的な観光財源の確保を検討する取り組みは、少子高齢化が進行する中で、官民間問わず、観光振興に充てられる財源が減少をしていく中、将来においても白馬村の観光地としてあり続けるには避けられない事項であるというふうに認識をしているところであります。

もちろん報告にもあるとおり、導入には非常に高いハードルがあり、拙速にできるものではないことは承知をしておりますが、現に全国各地の観光地において、観光財源確保の取り組みが見られる状況からしても、時代の趨勢におくれをとらない取り組みであったと評価をしているところであります。

2点目のグランピング等によるアクティビティ強化・魅力増強事業がもたらす村内への経済波及効果についてでございますが、この事業は地方創生推進交付金を活用し、北尾根高原におけるグランピング宿泊施設整備と八方口の地籍への体験型の複合施設ランドステーション白馬整備のハード2事業と、それに付随するプロモーション等ソフト事業が主な内容で、通年型観光地への脱皮を図る事業と認識をし、期待をしているものであります。

経済波及効果でございますが、北尾根高原のグランピング事業は、ことし夏前に本格稼働し、天候に左右された面もありますが、宿泊利用者には好評で、まずまずのスタートと運営会社から報告を受けており、現在整備中のランドステーションは話題性もあり、大変な数の集客が期待され、かなりの観光消費額があるものと予想をしているところであります。

ただ観光消費額が村内へ循環しなければ、本来の地方創生に結びつかないと考えておりますので、施設を拠点ににぎわいのある町並みとなり、地域全体へお金が落ちるような取り組みを望んでおります。

また、施設内でも積極的に地場産品を扱ってもらったり、マルシェ等で、地域の生産者や小売業を活用していくよう働きかけたいというふうを考えています。

お尋ねに対しかなりの経済波及効果という、非常に曖昧な表現にとどまり恐縮ですが、村が現在取りかかっている本村の産業関連表の研究により、もっとはっきりした効果をお伝えしていきたいというふうに思います。

また、当事業においては、新規雇用者数のKPIに掲げられており、既に昨年度、北尾根グランピング事業では、8人の新規雇用の実績があり、ランドステーション運営においても、スタッフ採用説明会に30名を超える参加者があったというふうに聞いています。これも大きな経済効果につながるものというふうに期待をしているところであります。

それから、3点目の地域公共交通会議の評価ですが、昨年度は白馬村地域公共交通の総合連携計画策定から約10年が経過をし、白馬村第5次総合計画においても、村内の移動手段の確保の必要が上げられておりました。また、今後の人口減少と高齢化により、村内各地域における生活移動手段サービス確保は喫緊の課題で、地域住民の自立をした日常生活の確保、活力のある地域活動の実現、観光客の利便性向上、地域間交流の促進並びに交通にかかわる環境への負荷低減を図るための基盤となる公共交通網の形成を推進することが重要とされておりました。

そこで、白馬村地域に公共交通網形成計画を策定をいたしました。この計画は白馬村のこれからのまちづくりを考慮し、まちづくりと連携をした面的な公共交通ネットワークを再構築をし、地域の足を維持確保していくための具体的な方策を検討し、地域の公共交通体系の構築に向けた計画であります。

課題とされております観光交通と生活交通とをどう融合していくかについて、今後検討していきたいと考えておりますが、この計画策定につきましては、今後の公共交通のあり方や方向性を定め

の上で、村にとって大変重要なものであると認識をしており、評価をしているところであります。

このように3事業とも藤本氏は端緒をつくっていただいたもので、それぞれしっかりと実のある形にするのは我々職員でありますので、鋭意取り組んでまいりたいというふうに思います。

4点目の全体的に見て当村の企画力はどう向上したかとの質問ですが、直ちに目をみはる企画力の向上を可視化するのは難しいと思います。そこで、藤本氏の取り組みによる職員への影響について、少し紹介をさせていただきますが、昨年6月、働き方改革関連法成立に伴い、地方自治体も取り組みが求められ、白馬村でも30年度後半から藤本氏を中心に取り組みを開始をいたしました。

方法としては、全職員を対象に白馬村役場働き方改革ワーキンググループへの参加者を募集をし、ワークショップ形式で自由に改革案を提案してもらい、検討を重ねながら具体策としていくもので、40人近い参加者がありました。

この取り組みでは現場環境の改善や業務の効率化、職員の資質向上への提案が111項目に上り、一つ一つが職員の意欲が感じられる提案であり、非常に有意義な検討会となりました。

このように藤本氏がチームリーダーとなって、職員が本来業務の傍らで、村の課題克服のため参加するプロジェクトは、白馬版産業連関表策定や小水力の発電施設検討でも同様であります。

お尋ねの村の企画力という意味で、組織は人でありますので、イコール職員の企画能力であるというふうに考えます。こうした藤本氏の取り組みは職員の積極性、仕事への意欲性を、意欲を引き出し、目的達成のためどうすべきかを提案することは、発想力や企画力を高めたものと確信をしております。

最後に、これまで述べてきた事業を自立に向けてどうつなげるか、その将来像はどのことですが、村の将来像として目指す姿に、世界水準の滞在型山岳リゾートがあります。以前も他の職員から一般質問でお答えを申し上げましたが、世界水準と言われているリゾート地には、共通をして、滞在するだけで楽しい町があると言われております。

観光地が一時的な刺激、息抜きを提供すれば足りるのに対し、リゾート地は理想的なライフスタイルを提供できるエリアであるということです。訪ねたい、見たいから住みたい、暮らしたいエリアにしていくまちづくりの視点が重要であるというふうに考えており、心地よさとにぎわいをもたらす空間デザイン、住民の生活の質を高める環境が重要なキーワードになり、藤本氏が端緒をつけた事業は、いずれも深く関連をしており、すなわち自立に向けてつながっていると存じます。

以上で、1問目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。一つずつ、1問、1つ目からお伺いしていきたいと思っております。

観光振興のための財源検討なんですけれども、今村長がおっしゃったみたいに、全国各地で導入

の検討をされております。そこで、どうしたらいいのかということが、こういった形で出ておりました。見せていただいたんですが、観光関連税制の現状と経済学的論点ということで、宿泊税、入湯税を中心にとりうふうになっていました。

それで、そこで一番大切なところなんですが、税の導入・拡大は地域の観光産業に負担を与える。この負担を上回る経済効果をもたらすような観光振興施策を行なわれなければ、観光関連税が地元観光関連業者の理解を得ることはできないだろうと言っております。これすごく大切だったと思うんですが、この辺、検討委員会では検討されたと思われませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 新たな財源の関係の経済波及効果ということかと思えますけども、整備が先か、財源を求めるのが先かというところもあろうかと思えますが、まずは観光地経営計画で出されている白馬の地の魅力を高めるために、どういうことをやっていくべきなのかというところから、それを切り口に入っているというところから入りますので、トータル的には議員のご指摘のところは当然必要かと思えますけども、まずはどういうところを魅力を高めて、それに対する対価として、どういうものを備えていくのかというところから入ったという点では、当然のことながらこの中には含めて検討してきたということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 結果的に宿泊税が有力だというふうにあったかと思うんですが、税収の使途と課税方法の選択についてというのもありまして、受益とそこから生ずるコストの対応関係が明らかにある場合、その使途を決定することも言われた。宿泊税を導入すべきか、入湯税の引き上げをすべきかといった問いについても、税収の使途の議論から出発すべきだ、使途から出発しろと言っているんです。その使途が、広く宿泊施設ないし宿泊者に対するものなのか。温泉施設ないしは温泉利用者に関する支出なのかといった対応関係を明らかにすることは極めて重要であると言っているんです。このことを検討されましたでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） すみません。確認したいんですけども、今回の一般質問の趣旨は、地方創生人材支援制度についてということで、その中で派遣された藤本氏が検討した内容について、どう評価するかということであったと思います。今のご質問は、全て今後のことに関することということで、趣旨が、確かに過去どうやって検討したかということではありますが、若干趣旨が変わってきているのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

第5番（伊藤まゆみ君） 私、評価、財源というと評価はどうかというふうに聞いています。これ検討されてないですよという話なんですよ、評価すれば、これちゃんとこういったことを評価の中に入れてないですよということなんですよ。だから、結果的に421の施設が徴収義務者に

ならないと言ってきたわけですよ。大きく評価できるかなんていったら、私は大きなクエスチョンマークだと思います。

それで、まず検討されてなかったことなんですけども、需要減少の懸念についてというのがあるんです。観光地間での価格競争というのがありまして、大きく分けて、国際間の旅行に関することなんですけど、ビジネス目的の場合は弾力性というのはマイナス0.35、1%上げた場合です、旅費が。それで、休暇を過ごすための旅行に対してはマイナス1.1%になっているそうなんです。

そういうことを勘案しますと、観光関連税制の導入・拡大を地元の大きな負担がなく行ない得る地域は、1、代替的な渡航先（類似の観光地）が少ない。2、ビジネス客の割合が高い。3、外国人旅客の割合が高いといった特徴を持つことがわかると。この辺を多分検討されずに、言ってみれば違うところでもやっているし、京都でも導入しているからいいんじゃないのというような結果だったと思うんです。そうではないですか。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、新たな観光財源を何にしていくのかというのは、藤本が中心になって、その税目になるのか、財源については白馬の未来観光税ということで、複数の候補があるという経過の中では、それぞれの税目等についても検討してきたと。

今議員のおっしゃった渡航であつたりとか、ビジネスであつたりとか、そこら辺の項目は、具体的な項目、今言われたばかりで中身がわかりませんので、即答はできませんけども、少なくともこの地で魅力を高めるために、どういうことが必要なのかということで、新たに財源を確保するのは、どういうことが必要なのかという点で、それぞれどういうことが考えられるかということで、考えられる項目については、全て検討してきたという経過でございますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） やはり何に使うか。使途を決定しろというふうに言っていたのに、そこをやっただけじゃなかった。そこは本当に残念で残念で仕方ありません。これだけお金を税として取って、皆さんに負担をかける。だから、これだけ入ってきますよというようなものが欲しかった。そういうことだと思うんです。

その反対された方、421施設ですが、一般財源に振りかえられるんじゃないかというような懸念もあるというふうに、これには書いてありました。ぜひ皆さん、PHPで出しているものなんですけど、読んでいただければなと思います。

この次、担当される方は、これを引き続き担当される方はどなたなのか、教えていただけますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 藤本在任の際には、藤本がリーダーになって、総務課に企画政策の職員がおりますので、企画係が当たっていたということで、その後については、私、総務課のほうで担任をさせていただき、現在でも作業のほうは進めているという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 時間も余り、ここに先ほどの指摘されておりますので、先に進みたいと思います。

2つ目のHakuba Valleyの関係なんですけど、商工会会員の方から、すごく不安だということで、産業経済委員会とか懇談を求められています。

この世界に冠たる商業施設です。特に商業施設のほうなんですけど、観光消費額があると期待される、かなり経済効果を期待しているというふうな村長の答弁にもありましたし、拠点に、そこが拠点になって、地域全体にお金が落ちる仕組みをつくっていければいいかなというようなことをおっしゃっていたかと思うんですが、そもそもこういうのができる前に商工会さんとそういったお話を、業者さん交えてやるべきだったんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 計画申請したときの担当という立場で答弁いたしますが、確かに地方創生の中で人を引きつける魅力ある施設づくりというのを前面に出した計画ということでありまして、採択後につきましては、今言われたような地元の方々の不安があるとしたら、払拭するための取り組みはしていかなければいけないと思いますけれども、まず地元商店街との調整ということまでは、当時の私としてはそこまでの考えはありませんでした。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 商工会の方とかがおっしゃっていることは、事業者さんが個人でやる分には、それはもちろん村はかかわらないのでいいんじゃないかと。ただ税金が入っているんだと。それであるならば、それをどうやって地域と一緒にやっていくかっていうことだと思うんです。

それで、この前、白馬創業塾の交流会があったらしくて、地元の商工会さんに入っている会員の方なんだと思うんですが、その方がコメントを述べてらして、地域と積極的に交流している人こそが成功している人、お客様や地域の人に寄り添う事業を心がけてというふうな、創業塾の方に言ってもらっちゃいました。ここすごく生き延びるということは、10年、20年生き延びるということがものすごい大切なことで、地域とどうやってかかわっていくかは、支え支えられということだと思うんです。それが本当にできているのかなってというのが、できる段階でこういう、今はまだまだできていないんですが、疑問に思うところであります。

11月26日の日に説明会があったんですが、それに参加させていただきました。30分という短い時間でしたから、本当にこうなのという感じだったんですけども、それで私、そこに参加で

きない方のために、何か聞きたいことあったら、私、聞いてきますということで聞いてきたんです。そしたら2回発言したら、質問したらとめられました。どうしてそういうふうになったんですか。

議長（北澤禎二郎君） 観光課長。

観光課長（太田雄介君） あの日は当初からご案内していたとおり、説明会は30分で、その後、現地の現場も見てほしい。また、スノーピーク白馬としても、地域の方の声を聞きたいということでスケジュールが組まれておりました。30分の中で伊藤議員だけのご質問というわけにいかなくて、ほかの方も手を、挙手されておりましたので、私のほうで2回で区切らせていただいて、次の方にマイクを渡させていただいたという経過です。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） 説明会以前の創業塾の交流会の話ですが、創業塾の交流会、私も参加させていただいて、非常に起業したやる気のある、特に移住される、されてきている方々とのお話し合いは非常にためになりました、参考になりました。ありがたいと思いました。

その中のご意見であった。一方ではそういう、もちろん皆さん、地域とかかわり合いながらやるのが、とっても重要だということはみんな共通していましたが、その中で今後起業が決まっているご夫婦と話した中では、たまたま八方口にできる施設の近くに起業することになったんで、非常に施設には期待していると、そういったようなお話も伺いました。

なので、一概に不安をあおっている施設だけではなくて、期待もされている施設であるということとをぜひご理解いただきたいのと、新施設に対しては地域との密着さというのは、ぜひ求めていきたいというふうには考えています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、すみません、伊藤議員の質問の一问一答になつてないような気がするんです。一问、これ地方創生の人材支援について質問しといて、話題がどんと広がっちゃうと、このことが済まなくなるので、できるだけ戻してください。

第5番（伊藤まゆみ君） 大丈夫です。

議長（北澤禎二郎君） 質問ありませんか。

（「全然大丈夫じゃない」の声あり）

第5番（伊藤まゆみ君） 大丈夫ですよ。ここは評価なので、どういう評価するかというのは大切だと思うんですよ。引いてきた責任者なんですから、あの方、ですよ。いなくなっちゃって、誰が引き継ぐのって話なんですよ。どなたがやられるんですか、この後。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 以降担当課が所管しまして、私、課長が責任者として、この取り組み、取り組んでいきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） もとに戻させていただくと、そういう地元と話し合いといいますか、地元
の意見聞いて、本当にお互いに一緒に高め合ってこようよねっていうお気持ちがあるんですたら、
そこで2問でやめるといのはやめていただいたほうがよかった。十分一緒に膝突き合わせて話し
合いましょうよという形のほうが、私はよろしかったんじゃないかなと思います。

それで人材派遣のほうです。ここは前提なんです。今までは前置きということでやらせていた
いたんですが、藤本副村長の最終的な「白馬を走る 最終回」ということで、広報はくばですか、
そちらに載っていたのは、施策の面でいえば、観光財源、公共交通、図書館、白馬高校、働き方改
革、地域循環強化等を手がけてきましたが、まだまだ道半ばのものばかりですと。やはり時間的な
制約、マンパワーの問題もあり、やりたいことの10分の1もできなかったというのが本音ですと
いうふうに書いてあるんです。

でも、村長はブログの中で、地域を巻き込めるコミュニケーション能力がある人とか立案した施
策を具体的に展開するためとか、いろいろ政策立案にもたけてとか、そういうことをブログに書
いてらっしゃって、ぜいたくな要望を上回る大活躍でありましたってあるんですけど、確かな成果
を残されましたってあるんですが、村民目線というか、私などから見ると、財源検討なども421の
方がああいって反対をされている。あそこの商業施設に関しても、皆さん不安を持ってらっしゃる。
確かな成果なんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤議員、後ろ向きな話ばかりなんで、ぜひ私もさっきの人材派遣をどう思う
かということ答弁したつもりでありますけども、彼が来たおかげに非常に白馬村も元気になった
というふうに感じております。

伊藤議員、先ほどから何か後ろ向きの話ばかりしているんだけど、もっと伊藤議員、議員だっ
たらもっと前向きな発言をぜひしていただきたいというふうに思います。

先ほど冒頭、近くに何か色の違った建物ができたとか何とかって、そういうお話もありましたが、
その件もあれですが、近くの多分お店だと思いますけども、あなたのうちのすぐ近くじゃないです
か。そのこと言っているんじゃないですか。あなた、もしそうだったんだったら、当然行って、す
ぐ行って、あなた、違いますよとか何とか言ったっていいじゃないですか。そういうことはしない
で、何か行政に全責任を負うというような、そんなことは、一体あなた、考えていただきたいと思
います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 色がブルーなんです、その建物、塗りかえられたんですよ。だから、えっ
と思ったんですが、こんな色にしてもいいのというふうに思ったわけでありまして、決して私、こ

れから藤本元副村長のことを全面的に否定しているわけではありません。でも、そういうふうにとられたんなら仕方ないと思うんですが、村長のブログの中に延長を申し込んだけれども、断られたってことも書いてあったかと思うんですが、これどうして断られたんですか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） すみません。先ほど私のほうで反問権というような、そんな言葉が私の耳に入ってきたわけでありまして、それはそれとして訂正をさせていただきますけれども、いずれにいたしましても、藤本副村長については、非常に村民の中で評価が高い。私、今思いを、私の思いを言ったわけでありまして、白馬村全体をいろいろ聞いてみると、非常に若い人たちから、いろいろな方々が評価をいただいていることに対して、本当に私もよかったなと、そんな思いであります。

そして、彼が口を開いて今までやってきたこと、先ほども答弁で申し上げましたとおり、あとは職員、そして我々理事者、そしてまた議会の皆様と一緒に、この白馬村をよくしていくような、そういった取り組みをしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひご協力をお願いをしたい。

そしてまた、先ほど延長をお願いをしたら断われたという表現がありましたけれども、私も総務省のほうへ出かけていって、お願いをした経過がございますが、総務省のほうでも2年ということでも人事計画を組んでいるので、気持ちはよくわかるけれども、ぜひご理解をいただきたいというふうに言われておりました。

そんな中で何とかならないかということで、また再度、そんなお願いもした経過がありますけれども、総務省のほうの人事計画の中で、どうしても継続はできないということで、断腸の思いで断念をしたところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。行政の方にはお願いしますが、ここ討論会じゃありませんので、一般質問の場ですので、ひとつよろしくお願ひします。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 大丈夫ですよ。私、心が広いですから。反問されてもかちんと来ませんので大丈夫です。

私が国だったらということなんですけど、先ほど村長おっしゃったみたいに、藤本氏は多分能力が高かったんだろうなんて思います。問題だったのは、受け入れ側の体制だったと思うんです。本当に何を彼に求めていたのか。それがはっきりしてなかった。だから、いろいろ手をつけてしまったんじゃないか。これもというか、これもお願い、あれもお願いってやってしまったんじゃないかなと思うんです。

だから、これをいい勉強の機会として、人に頼るのはやめましょうと。自分たちで企画力というのはつくっていくんですよ。経験からしか出てこないですよ、こういうのは。その辺も用意したん

ですが、時間がないので、先ほど働き方改革で全職員集めて、改革を提案してもらったということで、すごくいいことされたなと私、思っています。

それで、2日前の村長挨拶の中に、各課ごとに一般財源を配分する一般財源の枠配分方式にするようにしたと。創意工夫で自己責任、自己決定型予算編成をするというふうになっていて、これとてもいい動きだなと思ったんです。すごくいい動きしている。これは働き方改革の中から出てきたもんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの質問ですけども、働き方改革の中でのお話という部分ではございません。来年度における予算編成の考え方として、現在の村の置かれている財政状況を踏まえ、どのようなやり方がいいのかといったときに、今議員が述べられたような形で、一般財源の枠配分ということで、予算編成のほうの立てさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） とても、先ほども述べましたように、いい動きだなと思っていて、皆さんで危機感、27日に全職員に対し予算編成会議を行ない、財政状況を説明してというふうになっていて、それでこういうふうに皆さんで情報を共有して、危機感があるんだとみんなで共有するというのは、すごく大切だと思うんです。こういうことは藤本さんの関係だったのか、よくわかりませんが、動き的にはすごくよくなっているんじゃないかなと私は思っています。

それで最終的に、誰が判断するかということなんですけど、予算とかでも、話が別になってしまいかもかもしれませんけれども、一番考えた人が判断するっていうことが大切なようです。例えばプロジェクトでも、これがいいんじゃないかっていう方向性です。それは時間をかけた方が、一番熱意があるということなので、ぜひそうしていただきたいなと思っております。

時間がないので、次の質問に行かせていただきたいと思います。2つ目であります。白馬村第5次総合計画・総合戦略評価についてであります。

令和元年10月付の白馬村第5次総合計画・総合戦略評価（村の通知表）の評価は、ほとんどの事業で3の半分程度の成果以上になっています。この結果を見ただけでは、現在この村が抱えている課題が何かが見えてきません。

そこで次の点について伺います。

1、「白馬村総合戦略評価シートの地域の資源と人を活かしたしごとを創出する」の新規正規雇用者数KPIを「大北地区企業説明会白馬高校からの参加者」に変更した理由は何か。

2つ目、指標の設定が適切であったと思われるか。

よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の白馬村第5次の総合計画・総合戦略評価についてでありますけども、まず評価目的、仕方等について説明をいたします。

第5次総合計画・総合戦略の重要業績評価指標というKPIに基づく事業進捗状況をPDCAサイクルに基づき、役場内、内部と外部（住民）がそれぞれ毎年度、評価をしております。

内部評価は、役場各課による実績値報告と自己評価コメント、それをもとにした外部評価は、通知表方式の5段階評価と外部評価コメントをいただいております。さらに、外部評価委員による目合わせをし、平均点をつけ公表しているところであります。

白馬村の第5次の総合計画、21ページ、3の総合計画の推進の項目には、開かれた村政と住民参画の推進を村政運営の基本といたします。計画期間中は、事業の達成度や時代潮流の変化を確認するために、計画が進捗をしているかの検証を行なうための組織の設置、コーディネーター役の配置、PDCAサイクルの仕組みの構築などを行ない、随時点検と見直しを行ないます。

また、白馬村総合戦略の31ページ、6のPDCAサイクルの確立の項目には、まち・ひと・しごと創生を実現するためには、PDCAサイクルを確立をすることが必要不可欠であり、重要業績評価指標のKPIの設定により効果の検証を行ない、必要に応じ見直しを図りますとあります。内部、外部で検証を繰り返すことによって、各課で見直すべきと判断したKPIは見直しをしておりますが、どう見直したかわかるような記載には心がけております。

それでは、2つ目の項目の質問をいただいておりますが、まとめて答弁をさせていただきますが、総合戦略評価において、新規正規雇用者数という指標を大北地区企業説明会の白馬高校からの参加者に変更した理由についてお答えをいたします。

まず、総合戦略では、地域の資源と人を生かした「しごと」を創出をするという基本目標において、地域経済の活性化を図り、豊かな生活を実感できる活力ある村づくりのため、地域資源の特徴を生かし、年間を通した安定的な雇用の場と雇用機会を創出をしますという基本的な方向を定めており、その重要業績評価指標として新規正規雇用者数を採用していました。

総合戦略の計画の初年度は平成27年度ですが、その後、地域の人材等雇用という面で、具体的な事業が幾つかスタートをいたしました。平成28年には将来の観光地づくりを牽引する人材を育成するため、白馬高校国際観光科を設置をされました。また、平成29年には北アルプス連携技術圏が形成をされ、就労支援の分野において、大北圏域の企業の人材確保に加えて、圏域在住学生の定住促進を図ることを目的に、大北地区企業説明会が開催をされるようになりました。

地域にとって、国際観光科で学ぶ生徒は人材という資源であり、彼らには白馬村で就労、定着をして、世界水準の山岳リゾートとなる白馬村を牽引してほしいという願いがあります。そのためには、まず村にどのような企業、仕事があるのかを知っていただく必要があります。その貴重な機会が大北地区企業説明会であると考えています。基本的な方向として示されている地域資源の活用、安定的な雇用の場と雇用の機会の創出という点から、より具体的な取り組みと結びつく重要業績指

標として、大北地区の企業説明会の白馬高校からの参加者へ変更を行なったところであります。

先ほどの評価の方法で答弁したとおり、内部、外部で検証を繰り返すことによって、見直すべきと判断したK P Iは見直しており、どう見直したかわかるような記載には心がけており、検証に伴い、実情に合ったK P Iの設定とさせていただいているところであります。

2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁を含めあと11分です。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） この総合戦略が策定されたときに、私質問しておりまして、平成28年の多分3回と4回やっているのかなと思うんですけども、ちょっと今説明いただいた大北地区の企業説明会白馬高校からの参加者に変更した理由は、地域資源の活用をするためだというような答弁だったかと思いますが、平成28年に質問したときなんですけど、新規正規雇用者を設定した理由なんですけど、実はこれをするときに、これでうたっていたことやったことがあると思うんですけどね。吉田課長は覚えてらっしゃると思うんですけど。こういうふうには総合戦略で新規正規雇用者をこういうふうにしますとうたってあるので、これをやりますというふうに言われたこと、これがもとなっていてますということ言われたことがあると思うんですけど、覚えていらっしゃいますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 覚えているかご質問ですが、覚えておりません。

議長（北澤禎二郎君） 質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） これで環境条例の見直しやったんですね。こうしないと、そのときの答弁といいますが、あるんですけど、ここでこういうふうには新規で正規雇用者を雇うためには環境条例を見直して、大型の投資を呼び込まないといけないというふうには、だからやるんですよという大前提があったはずなんです。それをなぜこういうふうには崩したんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） お答えします。

私、今総合戦略でのK P Iのところでのお話は覚えてはおりませんと言いましたが、いわゆる環境、開発の関係ですね、開発の関係についての改正については、これも私も言った記憶はございません。これとこれが今のK P Iを設定した総合戦略とが、私、イコールであったという記憶はございませんので、それは要素の一つというふうには考えられると思いますけれども、これは広く白馬村を見た中で新規雇用者数ということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） それで、私は総合戦略のこのK P Iはおかしいんじゃないかと私は言ったはずなんです。この村ではそういった正規の雇用というのは比較的難しいと。何でした、ちょっ

と名前忘れた、牧瀬稔さんの講演会があつて行政の方も一緒に聞いたときに、300万円をこの村で収入があるのは非常に難しいと。それができるのは農協さんと銀行さんと役場だけというふうに言われて、そういう働き方は地方ではできない。だからこのKPIおかしいよ、違うんじゃないのと言いましたら、やはりこういうふうになつて、これをやることで大型の施設が入ってくれば正規雇用者がふえるんだ、そういう認識だったんですが、違いますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 繰り返しになりますが、要素の一つであることは間違いないとは思いますが、それだけを察して数字を設定しているというものではございません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 達成したか、できるかできないかという、その判断をされたのは、変えようかと判断したのは課長でよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） この指標の変更については、観光課で検討して提案させていただいたものです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） やはり基準を変えることによって、これを目標にしたわけですから、達成できるかできないか、最後までおやりになるべきだったと思うんですが、その点はいかがですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 先ほどの村長の答弁の中でも申し上げてあったんですけども、この当時から新しい取り組みがスタートしておりますので、関連する雇用、仕事、これに関連する指標を、取り組みをしたものを設定したということです。それに合わせて、これまでの実績値も新たに設定する数字に変えてありますので、今後はこれに向けて取り組みを進め、目標値の達成に向けていくということになるかと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 環境条例の基準を変えるというときに、旗艦ホテルの誘致及び優良な投資開発の誘致についてという、これが審議会に出されたんですね。これは名前も日付もない、言ってみれば怪文書みたいなもんだったんですが、これが審議会に出されて、これおかしいんじゃないかって私一般質問でさせていただきました。そのときに、その後、また環境基準の緩和どうしてするかと言ったら、雇用創出や通年雇用につながる、また産業の活性化といった雇用につながるというようなことを言われていました。

今現在3年たって、このいただいた答弁なのですが、書いたシナリオどおりに、そのとおり、書いたシナリオどおりになっていらっしゃると思いますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 先ほどの質問の回答にもあったとおり、例えば地方創生交付金事業でKPIを新規雇用者数にしたりしている事業、それが意味新規の参入事業であります。そこで実績が8プラス今年度末アルファがあるというようなことがあるので、一定のそういった進捗状況は現象として見られるのではないかとこのように考えています。

当時私、索道事業者等には、全社において最近の新規雇用について聞いたところ、10年くらい全く新規雇用なかった業界が最近では新規雇用しているという話も聞いておまして、新規雇用の流れというのはあるというふうに認識しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 今現在、やっぱり私は村の課題というのは、担い手不足ですとか後継者不足、これが一番だと思います。それで、平成27年の総合戦略のアンケートやったときに、開発を促したほうがいいという回答が3.2%だったんですね。さらに厳しいルールが必要というのが30.6%、現状のとおりでいいというのが40.8%だったんですよ。合計で71%に、住民の方がアンケートで答えているのに、それをあえて無視して規制緩和の方向に進んだわけなんですね。

結果的にどうかというと、確かに今は建設ラッシュですね。ことしなどは80とも100ともいわれる新築物件ですか、こちらがあるということなんです。これが本当に雇用につながるかなというふうに思うんですが、今後雇用につながるというふうな見通しを立てているのか、その辺お聞きします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 先ほどのグランピング事業で設定しているKPIの一つである新規雇用者数、ちょっとこの辺りご紹介させていただいて、ちょっと方向がずれるかもしれませんが、それでご理解いただきたいんですけども、グランピング事業では、5年間この事業やるんですけども、5年後に純増として22名の新規雇用を生みましようというような設定になっています。それに対して、昨年度の1年目は、村長答弁にありまして8名の新規雇用が生まれていると。加えて今年度になろうかと思っておりますけども、スノーピーク白馬が来年度オープン、4月オープンするんですけども、それに向けて採用活動をしている中では、現地、白馬村での正規雇用の人数は3名を計画していると。そのほかに、スノーピーク側でもう社員1名、それからアルバイト10名弱雇用を計画しているということですので、事業自体しっかりと雇用の創出という面では貢献されているかなというふうに私は考えています。

ちょっと方向が違って申しわけございません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、最後は20秒です。まとめできますか。伊

藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私も実は先ほどの商業施設の経済効果とかいう資料いただいてありまして、ここでは新規の雇用が20名というふうに、20名から22名ということになってはいるんですが、これをぜひともチェックする、これをもとに私たち議会は賛成しております。ですから、これをぜひとも達成していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第2番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第2番丸山勇太郎議員。

第2番（丸山勇太郎君） 2番丸山勇太郎です。

観光白馬のメインのシーズンが開けようとしています。一昨日からの雪が根雪となって順調に滑り出してくれることを願っていますが、残念ながら近年温暖化の影響からか降雪が不安定になっています。

本定例会冒頭、村長より気象非常事態宣言がされました。昨日は信濃毎日新聞の1面にも取り上げられ、今後は内外に発信されるものと思います。昨日登壇した議員も複数この宣言のことに触れましたが、私も触れさせていただきます。白馬村はこの宣言に見合った取り組みがされるか、これから常に注目されるものと思います。

余り時間をおかず、宣言を具体化する実行計画・行動計画を策定し、今度は売電収入が一般財源化できる形での村内2基目の小水力発電への早急な着手や身近な取り組みの啓発、温暖化対策を意識した施策、事務事業の見直しなど着実な歩みを進めることを期待します。それらへの本気の取り組みが観光地白馬の魅力づけになり、選ばれる観光地になるものと思っています。

さて、今回の質問は9月議会でのやり残しの質問です。9月議会ではさまざまな計画はつくっているが、策定自体が目的化していないか、それぞれの計画には関連性があるにもかかわらずコーディネートされていないのではないか等々質問する中で、2から3の計画を取り上げて質問をしました。

今回質問する公共施設等総合管理計画は、特に重要な計画と思っていましたが、各施設群の個別計画の主管課からの提出締め切りが10月末になっているということを伺い、この計画だけを切り出して今回質問するものです。1問しかやりませんので十分にやり取りできたらと思います。

それでは質問に入らせていただきます。公共施設等総合管理計画について。

平成29年3月に策定された同計画書には、村が保有の公共施設が網羅されています。その数たるや、いわゆる箱物公共施設が77施設、総延べ床面積約6万平米、インフラでは道路が延長317キロ、橋梁111本、上水道が管路延長201キロ、配水池、ポンプ室など30施設、下水道が106キロ、3施設と大変な数になっています。これら公共施設とインフラの今後40年間の更新費用等の総額は1,040億円、試算期間における平均費用は年間26億円との大きな数字が記載されています。

計画書では人口減少や将来財政を考慮し、可能な限り公共施設は縮減を進めていくとし、財政均衡を図るための縮減目標は42%、しかし、現実的に目指す縮減率は15%とし、個別の施設を具体的にどうしていくかの結論はそこでは出さずに、それぞれの個別計画は所管する課で後日検討し、策定するということでした。

2年8カ月が経過しました。個別計画は出そろっているものと思いますので、策定結果について伺います。

1番、山小屋の個別計画を伺います。

2番、学校の個別計画を伺います。

3番、オリンピックレガシー施設、ジャンプ台、スノーハープ、ウイング21のコスト削減策について伺います。

4番、取り壊し対象、売却対象としていく施設を伺います。

5番、使用料、指定管理料等、収入のある施設で今後、収入増を図る施設を伺います。

6番、総量縮減率とは、コストベースか施設数ベースかを伺います。

7番、出そろった個別計画で必須目標とする総量縮減率15%は達成できる見通しなのか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山勇太郎議員から公共施設等総合管理計画について7つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の山小屋の個別施設計画についてお答えをいたします。

村営の山小屋は、頂上宿舎、天狗山荘、猿倉荘、八方池山荘の4施設があります。いずれの施設も耐用年数を大幅に超過しており老朽化が著しいことはもちろんのこと、高い標高に位置することから環境条件は厳しく、毎年の風雪害等により多額の修繕費用を要している状況にあります。

担当課として作成をした計画では、天狗山荘と八方池山荘については、今後も軽微な修繕を継続的に実施をしながら維持管理をしていくこととしております。

一方、頂上宿舎と猿倉荘については、施設の劣化状況や利用状況を踏まえ、譲渡または一部取り壊し等という方向性を示しました。令和2年度には山小屋等検討委員会を立ち上げ、その中で山岳関係者や住民等の意見をお聞きをしながら専門家にも助言を求め、山小屋のあり方について検討を

進める考えであります。

2点目の学校関係の個別計画ですが、教育委員会では昨年12月、白馬村立小中学校長寿命化計画を策定をし、公表をいたしました。この計画は文部科学省が平成27年4月に策定をした学校施設の長寿命化計画策定にかかわる手引きに沿って策定をしたもので、本村の公共施設等総合管理計画の学校施設における個別計画を位置づけています。

本村の学校教育施設は、村有の公共建築物全体の約3割を占めており、延べ床面積約1万9,000平米、23棟を有しています。小中学校に関しては、比較的新しい白馬中学校でも建築から22年を経過しようとしており、南小学校の南校舎、北小学校の北校舎はそれぞれ建築後47年、48年を経過しており、建物や設備等の老朽化による改修や修繕が毎年必要な状況であり更新需要が高まる中、国や本村の財政の状況は厳しく、従来の整備方法では対応が難しいと認識をしているところであります。

本計画では、現状の規模と機能を維持をしながら、長寿命化できる建物については長寿命化し、適正な修繕や建てかえを実施するとともに、修繕には優先順位を設け、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減と財政負担の平準化を図りながら、学校施設に求められる機能と性能を確保することを目指しています。

長寿命化計画期間は2018年度から2038年度までの20年間としていますが、計画期間前半の2028年度までの10年間の保全実施計画を作成し、施設の老朽化状況と財政状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図りながら2027年度までに後半の実実施計画を作成することとしています。

施設の老朽化の考え方ではありますが、新耐震基準となった昭和56年以前に建てられた校舎は、先ほども述べた南小学校の南校舎、北小学校の北校舎の2つではありますが、いずれも耐震診断を行なった後、耐震補強工事を完了していますので、現状では全ての学校施設が耐震基準を満たしています。

また過去に実施をした耐力度調査では、耐力度点数が危険な状態と判断される基準点を上回っていることから、これらの校舎を含む全ての建築物の長寿命化が可能であると判断したものであります。

続いて、耐用年数の考え方ではありますが、先ほど述べた2つの校舎は鉄筋コンクリート造りであり、普通品質の場合、その目標耐用年数は50年から80年とされています。本計画では、目標耐用年数を中間値である65年と設定をしました。ただし、日本建築学会が出版した「建築物の耐久計画に関する考え方」が提案する耐用年数算定の式によれば56年という数字が導き出されており

ます。学校施設は児童生徒の生活の場であり、安全で安心な施設環境の保全是必須業務であります。そのためにも本計画における算定上の耐用年数が迫ってきた際には、学校施設のあり方や方針等につ

いて検討を行なう必要があり、現在ちょうどその時期を迎えようとしているものと考えております。

3点目のオリンピックレガシーの施設のコスト削減案につきましては、人件費から始まり日々の電気代までさまざまなことが考えられます。

現在の削減策としては、一般論として一括契約によるコスト削減やエレベーターの維持管理のように役場施設と同様に契約と合わせて、入札により電力関係も中部電力から新電力に移行することによる使用料単価を削減しております。個々としては、省エネ化としてLED照明への移行、役場やふれあいセンターで実施をされた工事費を負担せずにLED照明の譲渡権つきリースによる整備を現在ウイング21で検討しております。

また、コスト削減を進めると同時に、財源確保及び適正な受益者負担の検討をしなければなりません。来年度中には施設の使用料の見直しについて利用者への情報提供を積極的に行ない、適正なサービスの構築を目指したいと考えております。

ウイング21では、利用が低迷をしていたクライミングウォールについて、民間活力で有効利用がされることを前提に売却をいたしましたことも削減策の一つであります。

4点目の取り壊し、譲渡、売買対象予定としている施設についてお答えをいたします。

今後において検討委員会等により方針を決定していく施設もありますので、現時点では全ての説明については控えさせていただき、施設名のお答えは差し控えさせていただきます。また、あくまで現時点での予定ということでご理解をいただきたいと思っております。レクリエーション施設、観光施設につきましては4施設、学校施設は1施設、幼児・児童施設は1施設、公営住宅は5施設、その他施設は1施設の取り壊し、または譲渡を予定しております。

5点目の使用料、指定管理料等、収入のある施設で、今後収入増を図る施設についてお答えをいたします。

各種施設の使用料については、一定期間での見直しは必要と考えており、今後においても利用ニーズ等を踏まえた料金改定等は検討させていただきたいと考えます。

指定管理者制度は公の施設の管理を村が指定した者に代行させる制度で、一般論として施設の管理に要する必要な経費は村から指定管理者に支払われます。そして施設の管理から生ずる使用料等は指定管理者が施設の管理をしていくために施設管理に充てることとし、施設管理者の収入となります。このため指定管理者にとっては村からの委託料と使用料等の収入をもって施設を管理することとなります。村とすれば、利用料金がふえることは指定管理者のインセンティブが高まり、サービスの質や量が向上すると利用の増加につながるものと考えます。

ご質問の指定管理料等の収入増の施設では、先ほどの説明のとおり多くの施設を見込むことはできませんが、本年より指定管理者業務の施設となりました白馬ノルウェービレッジが多くの方に利用していただき集うことで施設利用料としての増額収入を期待をしています。

6点目の総量の縮減率とは、コストベースか施設数ベースかについてお答えをいたします。

白馬村公共施設等総合管理計画の中では、公共施設等の更新に必要な金額は公共施設等の縮減に比例して減少すると仮定しています。公共施設等の方針に充当可能な財源は公共施設等の縮減により維持管理、事業運営費が比例して縮減することで増加すると仮定をしています。

したがって公共施設保有総量とは、維持管理のコストの削減も公共施設等の施設数縮減も含めているということで、コスト、施設数とも削減すると解していただきたいと思います。

最後に、出そろった個別計画で必須目標とする総量縮減率15%は達成できる見通しなのかについてをお答えをいたします。

各課から提出をされ、単純集計として取りまとめて以降、現在の作業としては当然その目標値に向けた調整を行っております。今後においては具体的にヒアリング形式による施設の現状と課題、または各種計画と照らし合わせる中で目標達成に向け、作業を進めていきたいと考えております。ただし検討委員会における作業が必要な施設もありますので、この作業には時間を費やす可能性が高いことをご理解をいただきたいというふうに思います。

丸山議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） この計画づくりは恐らく国の指示によって全国でやったこととは思いますが、今後の行財政運営上、この公共施設等総合管理計画は、ここ数年来、次々と作っている計画の中では最も重要な計画だと私は認識しております。

たまには褒めさせていただきますけれども、この公共施設等総合管理計画の背景調査、背景分析は非常によくできています。この策定支援に入ったコンサルはいいコンサルではないかと思えますけれども、全国でやったことから事例が全国にあったからそれを参考にしたのかもしれないけれども、この背景調査、背景分析がその後の他の計画づくり、例えば観光財源検討でもこれが参考にされていまして。

よくできているからこそ極めて深刻かつ脅威でありまして、ただいま最後の15%が削減できるのかという質問については、結局まだ作業中ですというそういう答えですね。いつまで作業を続けるのかちょっとよくわかりませんが、再質問に当たりまして、最初にこの質問をしてから始めたいと思いますが、村長に質問をいたします。図書館複合施設は本当に計画どおりつくりませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 図書館の関係につきましては、ただいま図書館検討委員会でいろいろ検討をしているところであります。そういった中で、まだ私も決定はしておりませんが、そしてまた以前に丸山議員さんから言われたように、この財源を積み立てをしたらどうかとそんな提案もされているわけでありまして。そんなことを含めて白馬村の財政状況を考えたりする中で、当初34年には完成をしたいということで今取り組んでいるわけでありましてけれども、いろいろなこの弊害もある中、何とか、できれば34年ぐらいまでにはある程度の見通しはつけてまいりたいというふうに思っています。

おります。

今、検討委員会でもいろいろな検討をされているわけでありましてけれども、また具体的にまいりますとやはり議会の皆さんからも相談をいただきながら、何とかこの白馬村、長年の懸案であります図書館建設についてはぜひ私の任期中にある程度の方針は出せるかなと、こんな思いでおりますので、また皆さんからもぜひご協力をいただきたいとそんなふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 本当に図書館をやるなら、これから建てるこの図書館複合施設によって、相当数の施設を減らす必要があるのではないかと。

先ほど15%が縮減目標でしたけども、それはこれからつくる図書館複合施設を除く縮減率でなければならぬというふうに思っています。それは計画書の30ページの縮減目標の基本的な考え方の1番に、今後公共施設を新設する場合は、同等面積以上の施設を縮減するというふうに書いてあります。

先ほどその肝心の15%が削減できるかのお答えがないわけですが、もしその15%が達成できもしないならば、図書館複合施設はまだ手をつけるべきではないというふうに考えているところです。

というのも図書館複合施設は間違いなく相当なランニングコストがかかる施設になるものと考えております。建設するならコストベースで同等以上に施設を壊すなり村の管理外にする、そういう覚悟をもって臨まなければいけないと思っております。

そういう身を切る改革、一部の人は職員の給与削減を身を切る改革というようなことを言っておりますけれども、私はそうではなくて、大変でもこういった公共施設を削減する、コスト削減をする、大変でもそういう努力をすることを身を切る改革というふうに私は思っております。なぜなら、これをやらなければ白馬村は生き残っていけないし、観光財源で新たな負担をいただくことなどもできるものではないと思っております。

このほかにも決して削減することができないインフラがあるわけです。道路、上水道、下水道、これらは、「来年から水道が出ません」とか「来年からこの道は通れません」というわけにはいかないわけですし、そういった例えば水道管の老朽化も相当いっているものではないかと思いますが、私はそのインフラについては今回質問はしません。この後、同僚議員の質問の中にもありますので、そちらに任せたいと思っております。鍵を握るのは、今回私が質問をした山小屋や学校、そしてオリンピックのレガシー施設かと認識しております。だからそれだけを項目として特出しして質問をいたしました。

以前、私の一般質問に対し、村長は「タブーに手をつける」とこういうふうに言いました。これは平成30年12月議会で学校統合について私が質問したときの答弁です。こう言い切ったことは

頼もしく思うところでございます。

ところが実際はまだ始まっていない状況があるようでして、先ほどは学校につきましては長寿命化計画をつくって、まだ20年もたせるというようなこともおっしゃいましたが、その一方で耐用年数は56年なんだとか、南小の本校舎、北小の北校舎とも本当に間もなく満で50年になるわけでございます、さらに20年もたせるのでしょうか。統合は決して避けられないし、タブーとはしないと村長は明言しました。早急に検討委員会を設置し、本気に検討に入るべきではないでしょうか。

そこで教育長あるいは教育課長に質問いたします。統合に向けての検討委員会の設置と検討のスケジュール感を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 平林教育長。

教育長（平林豊君） 学校のあり方につきましては、令和2年、来年度、委員会を立ち上げ、検討してまいりたいと考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 先日、先日と言っても1カ月前ですけれども、11月8日付の大糸タイムスに、大町市が旧市内の小学校4校を2校、中学校2校を1校にするという素案を検討委員会に出したという、この新聞記事がございました。どうしてこんなにスピーディーに基本方針を出せるんだろうと驚き、大町市の教育委員会に私、取材に行ってきました。聞いたところ、30年7月に委員20人で大町市少子化社会における義務教育のあり方検討委員会を設置し、その中に研究部会も設けて、これまで9回やって、その部会で素案を出したというのがこの段階のようでございます。

大町市の中学校といえますと仁科台中学校と、一中、これ、それぞれ最近つくったものなんですよ。40億それぞれかけた施設・学校でありながら、それを1校にするという素案を出すという、この大胆さというのは驚きましたけれども、そのぐらい大胆にこれからの少子化、あるいは子供の数の減少も見込む中で取り組んでいるわけでもございまして、ぜひ我が村の教育委員会におかれまして、来年度から設置ということでございますが、これは真剣にスピーディーにその検討を進めていただければというふうに思うところでございます。

次に、建設課長かあるいは理事者か、どちらかにお答えいただきたいんですけども、建設課でやっている立地適正化計画、このことにつきましては前回質問いたしましたけども、この立地適正化計画というのは、居住誘導区域と都市機能誘導区域を定めると、それだけのことに1,000万も使うのは本当にもったいないというふうに思っていて、さらに都市計画マスタープランも間髪入れずつくらなければいけないという時期にあるわけです。

この立地適正化計画というのが初めて言葉に出されたのが、午前中の質問ではありませんけれども、私の質問に対して当時の藤本副村長が答えて始まったことです。そのとき私はどういう質問をしたかっていうと、白馬村でどのあたりを賑やかにしていくのかというようなことを質問したら、

当時の藤本副村長が立地適正化計画をつくって検討していくということでしたけれども、これ本当は都市計画マスタープランと言うべきじゃなかったかと私は思っております。

それをわかっていたのかどうかは知りませんが、しかし、手をつけてしまった立地適正化計画でございまして、だったらせつかく作るんだから、作ることの意味合いを持たせたいという私の考えの中で、前回は観光施設等立地誘導区域、いわゆる賑わいを創出する区域をオリジナルでもいいから設置したらどうかという提案をいたしました。その辺検討していただけるのかまだわかりませんが、単に世間並みに居住誘導区域と都市機能誘導区域だけの色づけするならば、ひとつ提案があります。

都市機能誘導区域に位置づけて決めていくべき都市機能は、これからの白馬村を考えれば、ただの2つではないかと。それは先ほど来の図書館複合施設をどこにつくるのかと、それと統合小学校をどこにつくるのかと、この2つだと私は思っております、小学校の統合議論にはある程度時間はかかっても、立地適正化計画の中で場所だけはあらかじめ定めておくべきではないかと思いがいかでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） では、立地適正化計画に関する質問でございますけれども、ただいま丸山議員のご質問にもございましたとおり、都市機能誘導区域には、まさに学校であったり図書館施設といったようなインフラを想定して区域を設定していくような形になります。

参考までに今作業の進捗度合いを説明させていただきますと、あくまでも機械的にエリアを現在決めさせていただいて、将来的にどこにどういった施設を誘導するかという部分に関しましては、1点の点でどこにという形のもの、今現在はまだ決められませんので、当然、今後それぞれの施設なりの存続させていくのか、あるいは縮小していくのかという部分の議論も踏まえながら、面で設置を設定していくような形になるかと思っております。

したがいまして現在機械的に設定されたエリアを今庁内の中に検討委員会を設けまして、庁内の中で今議論を始めているところでございます。その内容については今度、庁外のまた検討委員会でもまた広げた形の中で検討していかねばいけないと思っておりますけれども、今議員ご指摘のとおり、そういった学校施設、都市施設等も当然念頭に置いた計画にしていかなければいけないというものご指摘のとおりであると考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 次に、オリンピックの施設の関係を聞きます。

ジャンプ台2,300万円、スノーハープ2,300万円、ウイング21、2,100万円、これはいずれも管理運営コストの一般財源ベースの昨年の実績です。要するに白馬村の続く限り、これだけの一般財源、計6,700万円、ずっとこの施設にかかるということです。手放すということも壊

すこともできない施設は何とかコスト削減策と収入の増収策を講じてほしいと。先ほども村長答弁の中にもありましたけれども、そこで生涯学習スポーツ課長に伺います。

ジャンプ台は、県との指定管理契約が今年度で切れるとのことでございます。再契約時に指定管理料の見直しを図れないか、要するにもう少し指定管理料をもらえないか。あるいはノーマルヒルを、今現在ノーマルヒルは村有ということですが、これを県有財産に加えてもらえないか。いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） お答えさせていただきます。

まず最初に、ジャンプ競技場の指定管理料の関係でございますけれども、指定管理料の見直しの中で昨今のジャンプ台のリフト収入というのが少し下がっているといった部分で、前回、5年前に見直しをしてもらったときの分ですと、リフト使用料3,300万ということでやっていたところでございますけれども、その部分を大幅に下げさせていただいております。加えてコストの削減等につきましては、ジャンプ競技場につきましては、お客さんが多く来てもらってリフト収入が上がると。リフト収入が上がることによって一般財源も減ってくるという部分もあります。

ただ5年後の部分での見直しのときに今度はリフト収入を県のほうから増収というふうに判断されることもあろうかと思っておりますけれども、まずはお客さんが減っているという部分も何とかしていかなければならないということで、ジャンプ競技場の部分では、一つにはバックヤードの見学会、要は選手がジャンプ競技場でスタート、飛ぶところですね、スタート台に立つところ、今まではその上に観客エリアがあるんですけども、飛び出すところに一度座ってみてもらうとか、あるいはカンテがどうなっているのかとか、カンテですとかそういったところというのは一般のお客さんは入ることはできませんので、そういったところに入って実際にどうなるのか見てもらうとか、あるいはジャッジハウスに入らせていただいて、実際にジャッジというのはこうやってやるんだよといったものを持ってもらったりということで、今白馬観光のほうとはスキーのジャンプのファンというのも増やしていく努力をしていかなければならないということで現在進めております。

ノーマルヒルにつきましては、前回の指定管理の中で県との話の中では、逆に県からジャンプ台自体を白馬村にという話も出たぐらいでありまして、なかなかノーマルヒル自体を県の施設にという形にはならないというふうには思っておりますけれども、指定管理料の上乗せの部分については、いろいろ検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 言うだけ言ってください、是が非でも。

あと使用料のことですけれども、先ほどちょっと答弁も書き切れませんでしたが、値上げについては検討はしているけれど、まだ時間をかける、そういう答弁でしたか。すみません、ちょっとも

う一度。

議長（北澤禎二郎君） 総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの使用料の関係ですけれどもご質問のとおりで、税率の関係もございますし、今後の使用料、一般財源の確保という点でも見直しをするべきかどうかというのを予算編成に向けてどういうふうにしていくのかを各課に検討させているという状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） その使用料についても、やはりこれ大町市の例で先ほどの学校の記事の1週間後ぐらい後に、やはり大糸タイムスに大町市は84ある公共施設のうちの8割の68の公共施設で使用料を値上げするという方針を出しております。これもスタートは同じだと思います。白馬村も大町市もこの公共施設等総合管理計画の見直しの中でこういうような決定をしていくわけでございます。

白馬村もスピード感を持ってその辺の検討をしていただきたいと思いますけれど、そういった中で、先ほど手放す施設あるいは壊す施設について、現時点では施設名は言えないが全部で12の施設についてはそれを検討しているというような答弁でしたよね。たしかこれもぱぱと書いていたものであれですけれども、その中に「庄屋まるはち」は入っていますでしょうか。

私は、庄屋丸八というのは土地はそもそも村のものではありませんし、今の使用状況、旅籠丸八の事業展開の中で村が所有している必要ない施設ではないかなと、もういい金額で買い取ってもらってもいいんじゃないかと。もし所有を続けるならば指定管理料をもっと上げるべきではないかというふうに思います。何であんな格安な指定管理料でGC、その次が自然と伝統の融合した白馬岩岳の街並み活性化株式会社、その次がファニーというように、どんどん転貸・転貸という形になっているんですけれども、そういった状況は本来ではないのではないかとそういうふうに思います。

それともう一つ。神城多目的研修集会施設という施設があります。もう使われなくなってかなりの年数がたっております。みそ加工する部分は使っていることは知っていますけれども、そうでない集会施設部分の中には中に入ると大変汚くみすばらしい状況になっております。あれは壊して農協と土地交換をしながら、道の駅の第2駐車場にするという案はどうでしょうか。2つお聞きします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず前段として、私のほうから先ほど村長の答弁にもありました15%の達成、単純集計という話をさせていただきましたので、あくまでも現時点で調整はしているという前提において、私のほうから現時点でのまとめた数字のほうを最初に発表させていただき、それで各課の個別の答弁をさせていただきたいと思います。

削減する箇所につきましては、議員のご指摘のとおり、取り壊し合わせて12ということで、計

画書77の施設に対する15%としては、これは達成をしているということになります。ただ、これは上がってきた数字を単純集計しておりますので、今後まださらに調整する部分は出てくるというものでございます。

計画書に対する先ほども面積と施設数、両方ということでもありますので、延べ床面積に関しては、やはりこれは逆に15%に達していないという状況です。面積的には約6万平米のところの床面積に対し2,200平米ほど、現在15%に達していないという状況ですので、これをそれぞれヒアリングをしながら、ともに関連する施設数もさらに減る可能性がありますので、これを調整しているということで、ちょっとこの数字だけあらかじめ現時点でということでお示しをさせていただき、個別のほうの答弁とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（北澤禎二郎君） 太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 庄屋まるはちという具体的な施設名が出てきたんですけども、現段階で昨年の4月から新たに指定管理が始まっているというところで、まだ指定管理者との調整もしっかりと済まない中での担当課としての考えということで聞いていただきたいと思います。

現在の施設使用料は、丸山議員おっしゃるとおりに格安といえれば格安であります。ただ、昨年の12月から営業のスタイルが変わりました。GCが指定管理者なんだけれども、レストランの一部を自然と伝統という地域の会社に12月に一部委託して、これでちょうど1年経ちます。昨年の冬の状況を聞けば結構お客さんも入って売り上げも上がったというお話を聞いているんですけども、その後のグリーンシーズンの状況、また状況は変わってくると思いますので、1年を通じた状況をお聞きして、施設使用料については年度協定で定めてまいるので、状況を確認した上で来年度は施設使用料についても考えてまいります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 下川農政課長。

農政課長（下川啓一君） 神城多目的研修集会施設の関係につきましては、確かに議員のおっしゃるとおり、ほとんど使用はないという状況ではございます。加工施設は残すにしても、それ以外の部分につきましては地区との部分のすり合わせ等もある中で、現状では残す方向で今はしておりますけれども、今後、先ほど言うように非常に維持管理費等がかかってまいりますので、再度検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） いずれもしっかり検討していただきたいというふうに思います。

今後のことですが、計画書の53ページ、フォローアップの実施方針というところに、1、本計画については十分な村民説明を行なっていきます。2、本計画の進捗状況については随時村議会に報告します。3、本計画の個別施設の再編整備計画などの作成に当たっては、村議会や村民と

協議を重ねますというふうにあります。

総務課長に伺います。今後の個別計画の議会説明や村民への説明の開催などは予定していますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） フォローアップのご質問であります。計画書に書いてあるとおり、これについては実施していく予定でありますけれども、いずれにしろ、まず15%の達成という部分の調整をしなければ、やはりそれを公表するというわけには、目標達成できないということになってしまいますので、その辺の作業について先行させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 残して、今後とも使用し管理していく施設は、当然それなりにちゃんと管理する必要がございます。これは当たり前のことです。

さて、特に足元の役場庁舎と隣の多目的研修集会施設ですけれども、雨漏りですとか壁は大変汚いですとか、屋上には植物が生えていて屋上緑化かというようなことも言われておまして、今回、建築業組合からは陳情書が議会にも上がりました。

昨日、同僚議員の質問にもありました多目的集会施設1階の女子トイレは、4つのうち2つまでが1年以上使用不可の張り紙が出されたままです。その張り紙もぼろぼろです。私もこの質問に立つ30分前にもう一度確認しに行ってきましたが、やっぱりぼろぼろのままです。シニアクラブの女性からも言われております。これでいいはずはありません。村民の中からも、何か大切なことを忘れてる今の役場と映っております。この現状を村長はどう思いますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 現状どう思うかといえば、いいわけがないというふうには認識しております。

役所にいるとすぐ予算・予算と言って本当に恐縮ですけれども、何とかしたいという思いはあるということで、今日のところはご理解ください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 質問ではなくて、最終意見を述べさせていただきます。

再度、学校について本気度のある協議の場を持ち、大町市のようにスピード感ある検討をお願いしたいというふうに思います。そうしていても、やっぱり10年は有にかかるものというふうに思っております。学校を含めまして、この公共施設等総合管理計画は、再度各課に指示して庁内協議を重ね、目標を達成するため努力いただきたいと思います。そうでないと、図書館を含む施設はつくれないと私は考えております。計画を先延ばしするしかないのではないかというふうに思っておりますので、ぜひ本気の取り組みをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第2番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時55分

議長（北澤禎二郎君） 次に、第10番田中榮一議員の一般質問を許します。第10番田中榮一議員。

第10番（田中榮一君） 10番田中榮一です。

今回は2つの質問を用意いたしました。

初めに、氷河認定についてであります。

唐松沢雪溪が日本で7番目の氷河として認定されました。学術的に非常に価値あるもので、白馬村としても大きな財産となりました。これからは観光スポットとして、子供たちの教材としての取り組み等、どのように活用していくのか早急に検討していくことが求められるかと思えます。と同時に、この氷河をどのように守っていくのかも課題として義務づけられたのではないかと思います。

次のことについて伺います。

1、先に認定された鹿島槍氷河、カクネ里氷河でありますけれども、ともに2カ所氷河を身近に見ることができる村になりました。観光スポットとしてどのように活用していくのか伺います。

2、認定に至るまでの経過や模型づくり等、資料をつくる考えがあるのか伺います。

3、児童・生徒用教材としての活用方法を伺います。

4、地球温暖化傾向にある現在、ヨーロッパアルプス地域では将来において氷河消滅の危機が懸念されておりますが、村としても対策条例の制定などを視野に、国内外に発信していくことも義務づけられたのではないかと思います。考えを伺います。

5、不協和音が感じられる村の観光地経営ですが、この機会に広く村民とともに知恵を出し合いながら、氷河ツーリズムと名づけて村内外に発信する考えがあるのかを伺います。

以上、5点であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中榮一議員から氷河認定について5つの項目で質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の観光スポットとして活用についてであります。10月5日にウイング21で開催されました白馬山フェスタでは、新潟大学の奈良間先生から唐松沢氷河に関する報告がありました。その報告の最後に、白馬村の氷河の価値という話があり、白馬村の雪溪、氷河はふもとから見ることができる八方池から見れる唐松沢雪溪など、学校登山などの環境教育に利用できる、氷河が形成・維持できる環境条件、質量収支、氷河過程、流動機構など学術的な面で大きな価値を持つとして、その上で白馬村の氷河では観光資源、観光山岳環境教育に利用でき、日本の山岳ツーリズムのモデルケースになり得る可能性を秘めているとされました。

この報告を受けて、私はこの氷河の価値を住民に理解することがまず必要であると感じました。白馬山フェスタには多くの方が来場し、奈良間先生の報告に耳を傾けましたが、このような機会を継続的に設けることで住民理解につなげ、観光資源としての活用に結びつけてまいりたいというふうに考えております。なお、学習旅行に取り組む団体では、唐松沢氷河を環境保護について考えさせる一つの教材として活用したいとの声もあります。

2点目と3点目の認定に至るまでの経緯や模型づくり等、資料をつくる考えがあるのか、児童、生徒用教材としての活用方法については関連がありますので、まとめて答弁をさせていただきます。

氷河として認められた経緯等は、大町市のカクネ里雪渓が氷河と認められ、同じ後立山連峰にある唐松沢雪渓も氷河の可能性があると示唆され、さらに平成29年12月には白馬山案内組合及び白馬山とスキーの総合資料館から唐松沢雪渓が氷河の学術的な観光資源として高い評価を有するとして調査に対する要望書をいただいたところであります。

これを受けて白馬村では、白馬にある雪渓が氷河であると認められれば、観光資源や環境教材としての重要な役割を果たす可能性があることから調査を行なうことといたしました。調査団のメンバーにつきましては、白馬の大雪渓の調査を行なっている新潟大学、カクネ里氷河の調査を行なった立山カルデラ砂防博物館に参画をしていただき、ガイドとしての白馬山案内人組合等も加わり、昨年6月1日に新潟大学の奈良間准教授を団長として、唐松沢の氷河調査団を結成いたしましたところであります。

調査方法につきましては、まず氷河の定義が重力によって長期間にわたり連続をして流動する雪氷体とされていることから、雪渓が厚い氷体を持ち、氷体が現在連続的に流動していることを証明することが必要なため、氷河の氷厚、厚さと流動の観測を行ないました。氷厚の測定では電磁波を使って地中レーダー測定を行ない、流動の測定では長さ4.6メートルのポールを6カ所に設置をして、1カ月間の移動距離を観測をいたしました。

調査の結果、唐松沢雪渓の氷厚は平均で2.5メートル程度、最深部では3.5メートルほどの氷厚があることが確認をされました。また1カ月間の流動観測においては、最大で年2.95メートルの流速があり、氷厚と流速に比例関係があることがわかりました。この唐松沢氷河調査の論文がことしの10月1日に日本雪氷学会に受理をされ、氷河として認められました。今後は唐松沢雪渓、そして杓子沢雪渓、不帰沢雪渓が氷河である可能性が高いことや地球温暖化に伴う唐松氷河の変化についても調査をしてまいりたいというふうに考えております。

模型づくりは、村内の氷河がどのようになるかによると考えますし、資料としてはヨーロッパアルプスの氷河と白馬の雪渓の氷河の違いや成り立ちについて継続して調査が必要となりますことから、現時点での作成することは考えておりませんが、なお児童生徒用の教材としては、その調査によって詳しい成り立ち等の地域副読本を作成をし、活用できればと考えているところであります。

4点目の地球温暖化に伴い、氷河消滅の危機が懸念をされており、村としての対策条例等により

国内外への発信についての考えについてですが、条例ではございませんが、昨日の田中麻乃議員からも同様の趣旨のご質問をいただき、昨日の答弁と重複をいたしますが、12月定例会の開会時の冒頭挨拶で気候非常事態宣言をさせていただきました。宣言文では日本でもこれまで感じたことのない酷暑、台風勢力の強化傾向及び短時間における集中豪雨などの災害により痛ましい被害が発生するなど、全国各地のどこでも気候変動に起因すると考える異常気象現象が多発しております。

本村は雄大な北アルプスの白馬連峰のもと、四季を通じてたぐいまれな山岳自然環境と里山を初め、姫川源流など豊かで美しい自然と景観に恵まれています。これまで将来の村づくりの姿を北アルプス山麓の資源に恵まれた村であるからこそできる「むらごと自然公園」と位置づけ、村づくりの理念として本村の発展を目指してまいりました。このような地球温暖化に起因する気候変動が人間社会や自然界にとって極めて深刻な脅威となっていることも認識をするとともに、ここに気候非常事態を宣言をするとともに、この危機的状況に正面から向き合い、再生可能エネルギーにシフトをするなど、持続可能な社会の実現に向けた活動に取り組むことを宣言したものであります。

最後になりますが、ご提案の氷河ツーリズムについては、発信でありますけども、現時点ではカクネ里にしましても唐松沢にしましても遠くに見るものができるもので、氷河ツーリズムと銘打って発信するには訴求力に乏しいというのが正直なところであります。

ただ、奈良間先生の報告にもありましたが、不帰や白馬沢、杓子沢の雪渓も現存氷河の可能性があるとのでありましたので、これらが唐松沢氷河のように氷河と認定されるようになれば、議員の提案の氷河ツーリズムも実現できるものと考えているところであります。そのためにも先ほど申しあげました幾つかの雪渓に関する調査は計画的に実施を検討していきたいというふうに思っております。

以上で1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

すみません、ちょっと訂正をさせていただきますが、先ほど氷河である可能性が高い雪渓として、唐松沢雪渓と申しあげましたが、白馬沢雪渓ですので訂正をさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中榮一議員、質問はありますか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでは順次ちょっと言います。

それで1番に観光スポットとしてどのように活用していくのかというところで、おおむねわかりました。

それでことし認定されたというところでもってすぐに、去年はカクネ里なんですよ、それで地元っておかしいですけど、神城地区の観光に携わる人たちにしてみればもうすぐに、例えば遠見尾根なんかは間近にそのカクネ里を見ることができるといふようなところで、看板をぜひ設置してほしいというそういう要望がありました。

すぐにやっぱり対応するというのも大事なところだといふふうに思いますけれども、その点、看板の設置というのは遠見尾根のカクネ里見えるところ、それと唐松沢の氷河が見えるところとい

う、もうすぐに2カ所か、岩岳のほうからも見えるということですので、とりあえず3カ所というのは来年度予算でもって対応してほしいなと思いますけれども、観光課長どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

カクネ里の件、五竜の方からもことしご要望をいただきました。来年度はカクネ里が見えるポイント、それからできれば唐松雪渓氷河が見えるところを村として案内板を立てていきたいと思いません。その内容については大町市の山岳博物館とか、あとは奈良間先生から助言を受けながらポイントと簡単な説明なんかも加えながらやっていければというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 私ごとなんですけれども、私も孫を連れてことしお盆のときに行ってきました。それで小さい5歳の女の子なんですけれども、五竜の山頂からリフトに乗って、それで1時間、2時間ぐらい行っていくとその小遠見までつくんですよ。そのぐらい小さな子供も行くことができる、それでそのときにもお年寄りの方でもう70、80近い方、新潟の方でしたけれども、お2人で老人2人がとことこと登ってそれでそのカクネ里を見ていたというようなところで、非常に身近に見る場所だというように思います。だからそういう意味合いにおいても、ぜひ看板の設置、気軽に来てちょうだいというふうなところはぜひ宣伝をしてほしいというふうに思いました。

それで2番目のほうの認定に至るまでの経過や模型づくりの資料等の考えがあるかというところを質問したわけでありまして、今のところはないというふうなところなんですけれども、私にしてみれば非常に貴重な観光スポットというふうなところで、できれば村民ロビー、もしくは八方のスキーの総合資料館、そこにでも八方の人たちにもお願いして、少しぐらいの予算をつけて、少しぐらいっておかしいかな、つけてもうぜひ設置してちょうだいよというふうなところもこれからも要望してほしいというふうな気がします。

それでもっと言えば、大町も自分たちで身近に大町市内からカクネ里を見にいくっていうのは非常に難しいんですけれども、大町も氷河の町、市というふうなところで非常に力を入れております。それで6次産業とかお菓子もつくったりなんかして氷河のある市というふうなところで宣伝しているというふうなところもありますので、大町の山岳博物館等にもそのお願いをしていくというところもぜひやってほしいと思います。そんなところで2番はよろしくお願ひしたいというふうなところでございます。

それで3番のほうの児童・生徒用教材というふうなところを先ほど答弁がありました。それでちょっと文科省のほうの新学習指導要領における観光教育にかかわる主な内容というふうなところが出されているんですけれども、小学校においては3、4年生から5年というふうなところで、自然環境を大切にしてその保全に寄与するというような態度を学ぶというふうなところがあります。そ

れから中学生においては、その社会科の中で今度は世界のほうに移ります。世界の人々の生活や環境の多様性というようなところも学んだり、環境やエネルギーに関する課題、それから自然環境が地域の人々の生活や産業と環境を持っていること、そういうところを学ぶというところが新学習要領に書かれております。

そんなところで、本当に身近にこういう貴重な世界に発信できる村であるというようにところで、こういうところをぜひ児童や生徒に本当に伝えてほしいというふうに感じるんですけど、教育長それから教育課長、どちらでもよろしいので答えていただければというふうに思いますが。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） お答えします。

先ほど村長のほうからは地域副読本を作成して児童生徒の学習教材として活用したいという答弁でございましたけれども、今田中議員おっしゃるとおり、小学校の3、4年生では社会科のほうで自分の住んでいる地域ということを学ぶ地域学習という機会があるわけですが、普段使っています教科書というのは見本として取り上げられている地域が紹介されているだけで、どうしても地元といいますか地域固有の事柄が学習できないということがございますので、その手段として自らの地域の教材を地域副読本として取りまとめて活用することは、極めて大きな意味を持つものだと思っております。

また、この地域学習というのは、地域のことをより具体的に学び、社会の一員として自覚を身につけ、地域に誇りを持ち地域愛を育むという大きな目的があります。また、今おっしゃられましたように新学習指導要領では、過去を知り今を見つめ今を考える社会科へ転換していくということが必要であると言われております。

今回氷河として認められたことは田中議員がおっしゃるとおり、子供たちの学習教材としても非常に価値のあるものでありまして、この地域を学ぶ、地域で学ぶ、この2つを両輪とした地域学習を展開する上でも大きな期待を持っているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありますか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでは4番目のところの再質問というところなんですけれども、昨日、きょうとこういう同じような質問で答えももう出尽くしているというようにところなんですけれども、今回定例会で村長が危機感を持って宣言をしたというようにところと非常にそのインパクトが村内外、国のほうにも、国内でもインパクトがあったというように思います。

それでクールチョイス宣言もしているということで、2つの宣言をしている村になったというところが非常にすごいことだなと思いますし、非常にインパクトがあったというように思います。

先ほど私が条例を制定したらどうかというところを質問したんですけど、今のところはそれはないというようにところなんですけれども、ぜひこのさらにもう一本インパクトを与えるために

も、何かしらの条例というものはぜひ制定してほしいというように今本当に思っているんですけど、村長はどうか、インパクトをさらに打ち出すためにも条例制定っていうのを考えられたらどうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） きこの宣言に対しての国内外から非常に注目度が上がっているというようなそんなお話がありますが、確かに私の答弁にありましたとおり、村としての宣言をしたというのも、これからどういう取り組みをしていくかということを非常に大事だというふうに思っております。この前議会の皆さんにもお話をしたわけでありましてけれども、これは各、一行政だけで対応できるものではないというような中で、村民を挙げて白馬も環境を守っていくということが非常に大事だということでもありますので、これから事あるごとにこの非常事態というようなことを挨拶の中でもいろいろな部分で村民に対して周知をしまいたいというふうに思っております。

まだまだこれから庁内でどういう体制でいくかということも総務課長ともいろいろお話をしているわけでありましてけれども、庁内体制をしっかりと整えて、そしてまた先ほど言ったように村民に対して、それからお客様も含めていろいろな方に情報を発信してまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、今条例というような話がございますけれども、場合によってはそういうことも考えられますけれども、今は当面はこれからどういうふうに進めていくかということが大事だというふうに思っておりますので御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 私も議員のなりたてのころなんですけれども、議員発議というような形でアイドリングストップ条例なんてつくったらどうだというそういう議員提案があったんですけども、私はまだまだ入ったばかりで、議員になったばかりで条例の制定っていうものがどういうものかというのがちょっとわからなかったんですが、それは結局成立はしなかったんですが、今考えるとあのときのアイドリングストップ条例というものは賛成してもよかったのかななんてちょっと思ったりなんかしているわけであります。

それでこの氷河というものはちょっと調べてみると、地球温暖化のバロメーターと言われているところなんです。バロメーターっていうことは状態とか程度を推し量る基準となるものというところなんです。常に世界の温暖化に対して、日本の白馬村から常に発信するような場所であるということになっていくと思います。そういう意味合いにおいては世界水準のという世界を見据えている山岳リゾートを目指して村にとっても、村からもこういうところを現在の温暖化は今こういう状態ですよっていうようなところを発信するというのは非常に価値あるものだと思うし、さらにその氷河の調査というのもきちんとやっつけていかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。

だから、そうすると予算も当然必要になってくるんですけども、そういう氷河の情勢をきちん

と調べるところが毎年でなくてもいいんですけど、予算を計上して調査をしていくってところ、継続して調査をしていくってところが大事なところではないかと思えますけれども、その点はどうか。

議長（北澤禎二郎君） 関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 氷河調査の関係でございますけれども、唐松沢氷河につきましても、前回調査した部分っていうのは秋の1カ月間の調査でございます。一番氷の厚さが少ないとき、要は氷厚が少ないときの調査でございます。それを今後1年間、あるいは2年間とか調査することによって、唐松沢氷河の実態というのがわかってくるということもありますので、今後、白馬沢、杓子沢、不帰沢、調査すると一緒に唐松沢もあわせて調査をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでは最後の質問なんですけれども、山案内人組合の皆さんの100年の式典がやったんですけれども、議会の方々も招待をされたんです。

そのときに山案内組合の人たちがそのエコバッグを皆さんに配付していたというようなところで、やはりあのエコバッグだけにとってもその山案内人の組合員の人たちのその自然を守っていくこの素晴らしさを後世に残していきたいという、あの小さなバッグだけでもそれだけでも訴えるものがあつたかと思えます。

そのようなところで、村としてもそのエコバッグをこれから買い物に行ったら持参していきましようというようなところも村民に訴えていくというようなところも大事なのではないかと思うんですけれども、どなたかに、村長いいですか、エコバッグを下げっていくのを。

議長（北澤禎二郎君） 山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 話が大きくこちらになりました。

エコバッグの推奨につきましては従前から行なっておりまして、県ともタイアップしながらアンケートにお答えいただいた方に無料プレゼントするというようなことも取り組んでおりますので、今後もレジ袋の削減といった観点もございまして、それはひいては環境への負荷の軽減にもなってまいりますので、エコバッグについては今後も推奨してまいりたいというように考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでは、次の質問に移ります。

改選された民生児童委員についてであります。

超高齢化社会が加速する中であって、可能な限り住民が住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしが続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築が進められております。特に独居老人、在宅療養者、居宅要介護者に対し、継続的な支援がますます求められています。

そんな中、このほど民生児童委員の方々の改選があり、12月から任期3年がスタートをいたしました。そこで次のことについて伺います。

- 1、より重要度がましている民生児童委員の活動ですが、現状と課題を伺います。
- 2、区未加入の方で支援の必要な方の対応について伺います。
- 3、全国でサポーター制度を取り入れている市町村がふえています、村としての考えを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 改選された民生児童委員について3つの項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目のより重要度がましている民生児童委員活動の現状と課題についてお答えをいたします。

今回の民生委員・児童委員の一斉改選により、12月1日に21名が厚生労働大臣から民生委員・児童委員の委嘱を受け、そのうち2名が主任児童委員に指名されました。21名のうち15名の方が新たに民生委員・児童委員になり、6名の方が再任となっております。民生委員の推薦に当たり、関係されました区長及び議員の皆さんには深く感謝を申し上げたいというふうに思います。

民生委員法には、民生委員は社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行ない、もって社会福祉の増進に努めるものとする定められております。

少子高齢化とともにひとり暮らしの世帯の増加、家族意識の変容が進む中、地域社会では人と人とのつながりが希薄化する今日、民生委員・児童委員の皆様には地域住民の身近な相談相手として日常的な見守り、訪問等をしていただき、地域住民が抱える悩みや心配事など相談に乗り、必要に応じて関係機関や福祉サービス等の情報を提供し、必要等を促すパイプの役割をしていただくとともに課題を解決するための支援を行なっていただいております。また、小中学校の先生方との意見交換、デイサービスセンターでのボランティアにも参加をいただいております。

次に、課題という点でお答えをさせていただきますが、先ほども申し上げましたが、少子高齢化、単身世帯の増加、隣人関係の希薄化など地域社会の姿が変化している中で、民生委員・児童委員が支援すべき対象者は増加をしています。一人一人に合った支援等、個々の価値観の相違や生活環境の多様化により支援の困難性も増加をしています。また、個人情報保護に伴う活動の難しさもあります。

毎月の定例会では活動報告、懸案事案等についての委員同士の情報交換を行ない、活動する上で悩んでいることや困っていることなどについて意見を交換することで解決の道を探っています。村といたしましても関係機関とともに必要な支援や情報の提供を行ない、この定例会が委員相互の助け合いや支え合いの場となるように努めてまいります。

2点目の区未加入で支援の必要な方の対応についてであります。長野県民生委員児童委員選任基準に民生委員・児童委員としての適任の者という項目がありますが、その一つに個人の人格を尊

重し、人種、信条、性別、社会的門地によって差別的な取り扱いをすることなく職務を行なうことができる者という1文がございます。したがって、この1文が示すとおり民生委員の活動において、支援が必要な方については分け隔てなく対応することが求められており、行政区の加入・未加入やあるいは住所の有無等について支援が必要な方への対応が変わることは基本的にはないと考えています。

最後に、サポーター制度に対する村としての考え方についてであります。民生児童委員の活動は困難を抱えている住民の方々へ最初に救いの手を差し伸べ、必要な福祉サービスや機関につなぐ地域福祉の重要な柱であります。その一方、民生児童委員を取り巻く環境は福祉ニーズの多様化、複雑化に伴い一つ一つのケースへの対応が困難となり、負担も増大しております。

このたびの民生児童委員の改選でも、民生児童委員のなり手がなかなか見つからないということで、区の役員の皆さんには大変ご苦勞をいただいたというふうにお聞きをしております。

こうした状況の中で、民生児童委員活動を補助するサポーター制度として、例えば前任の民生児童委員さんにサポーターになっていただければ新任の民生委員さんも大変心強いと思いますし、負担軽減やなり手不足の解消にもつながるものではないかと思っておりますので、前向きに検討をさせていただきたいというふうに考えております。

田中榮一議員の2つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 6年前も私このように民生児童委員の改選のときに同じ質問をさせていただきました。それから6年たったわけでありまして、余り変わらない答弁だったのではなかったのではないかとこのように思います。

なぜもう一度今回やったかというようなところなんですけれども、何人か児童委員を経験された方の話を聞くと、当然その民生委員の方々には守秘義務が当然あるわけでありまして、個人情報提供というようなところがどうも不十分ではないかということをよくお聞きします。そのところはちょっと私も調べてみたんですけれども、個人情報保護法の施行以来、行政から民生委員・児童委員に対する情報提供がなされなくなり、民生委員の活動がやりにくくなったというような声が他の市町村でも聞こえてくるんですけれども、村の経験されたその児童委員さんの中にも、余り強くはないんですけれども、やりにくくなったというよりも情報提供っていうのは不十分ではないかというようなところを聞いております。そのようなところで今回一般質問をしたわけでありまして、

課長にお伺いしているんですけれども、厚生労働省の平成24年に出されている文書があるんですけれども、自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集というようなところが都道府県として都市中核市というんですか、そこに出されていると。村には、白馬村には多分来ていないんじゃないかと思っておりますけれども、こういう事例集というものが出されていて、その中に長野県の民生児童委員協議会、民生児童委員活動と個人情報の取り扱いに関するガイドラインとい

うものが長野県民生児童委員協議会から出されている。この事例集というのは非常に参考になるから全国の皆さん、この長野県のこの民生児童委員協議会のガイドラインというのを参考にしたらどうですかというのが出ているというところなんです、このところは課長はガイドラインのところは承知しているのでしょうか、どうでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えします。

長野県のほうから出されていますその個人情報取り扱いに関するガイドラインですか、手引きにつきましては、はっきり申し上げてちょっと見たことはございません。

ただ今回、田中議員のほうからこの関係の質問をいただくということでインターネットで検索をさせていただきました。検索結果には出るんですけど、そのページ開くとページが見当たりませんということで見つかりませんでしたので申し添えます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでそのガイドラインによりますと、先ほど言ったように民生児童委員は守秘義務があるというところが事前に皆さんも当然その就任に当たってはこういうことですよというふうに指導はされているというふうに思います。市町村からの民生委員に対する情報提供ということなんですけれども、どの程度その情報提供をされているのかということなんです。

それできのうの田中麻乃議員の質問の中で、災害時要配慮者の把握と避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の進捗状況について伺いますというところも質問されていたんですけども、これは災害時です。災害時以外のところでもってその個人情報ですね、例えば障がいを持っておられる方、独居老人の方とか、そういう支援が必要な方なんです、区に入っている方たちの情報っていうのは大体わかるんですけども、そういう情報、入っていないところのほうのそういう情報っていうものを担当エリアの民生児童委員の人たちに提供しているのかどうかっていうようなところをお聞きしたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 個人情報の民生委員・児童委員さんへの提供についてということでございますが、個人情報の保護というのは本当に非常に大切な部分でありまして、民生児童委員活動をやっていく上でも必要な個人情報というのは提供されないと活動のほうにも支障が出るようなことがあるかと思えます。

まず、お尋ねにはありませんけれども、個人からの民生児童委員さんに対する個人情報の提供というのは個人情報保護法にも適用除外とされているところでありまして、また地方公共団体からの個人情報の提供につきましては、民生児童委員さんの身分といいますのは特別職の地方公務員ということで、個人情報保護法第23条第1項第4号にある個人データの第三者提供の除外には該当すると考えられているということでございます。

また、民生児童委員さんは村の福祉委員のほうも兼ねてやっただいておりますが、村にございます個人情報保護条例におきまして、第10条第2項第4号の規定により、今議員さんから御質問がありましたような個人情報のデータというものは住基データをもとに毎年お渡しして、それを持って見守り活動等を行なっただいていただいているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでそのガイドラインをちょっと見てみますと、例えば区に入っていない人で独居老人というそういう情報があります。それは住民課なり健康福祉課なりで把握をしているんですけども、その情報を提供するに当たって、本人に確認をし、民生委員にあなたは独居老人でこれこれこうで、民生委員の方にこの情報を提供しますけれどもよろしいですかという、そういう了解のもとに提供をするという、そういう解釈になんですか、今ちょっとよく聞き取れなかったので、そういう解釈でよろしいんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。

まず、今の本人の同意の部分につきましては、きのうも質問ございましたけれども、災害時要支援者名簿の個別計画の部分について今同意をとりながら情報提供できるということでやらさせていただきます。

今の同意なき個人情報の提供につきましては、先ほど申し上げました個人情報保護法ですとか村の条例におきまして、同意を得ることによってその活動に支障が出るような場合については同意がなくても提供できることとして取り扱っているところでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでは次に質問をしますけれども、民生児童委員さんにどんな提供が欲しいかっていうことを聞きました。それで、そういう情報を場合によっては了解を得なくてもいいという答弁でしたけれども、特にその情報の種類というようなところで、ひとり暮らしの高齢者に関する情報、それから障がい者に関する情報、それから要援護者に関する施設に入所したのか、入所または退所をしたりするか、それに入退院ですか、そういう情報も特に欲しいと。それで、あるとき尋ねていたら今病院に入っていなかったとか、そういうようなところがまああるというようなところなんですけれども、できる限りそういう情報が欲しいって言っているんですけども、これは民生児童委員さんの要望に基づいてそれはやっただいくんですけども、できる限り速やかにその要望がなくても知ることができれば、速やかにその担当地区の民生児童委員の人たちに知らせていくというようなところが大事なのかなというふうに思います。

それで、これは先ほどの田中麻乃議員のほうの災害時の要支援者に対する台帳の整備を今しているということなんです、もう台帳整備は終わっているということなんです、どちらなんですよ

うか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 台帳ですか、災害時要支援者名簿についてはその村で持っている、きのうの多分村長の答弁にもあったと思うんですけども、情報をもとに障がいの情報ですか介護の認定の情報ですかを集計しまして、毎年2回ぐらい更新をしています。要支援者登録台帳ですね、個別計画に当たるものですが、そちらについては順次民生児童委員さんと区の役員に協力をお願いしまして、毎年災害時住民支え合いマップづくりの場で依頼をして更新しているところでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） それでその台帳は、区に入っている人たちはあれなんですけれど、入っていない人たちのその台帳というものは、民生児童委員さんたちにも災害時に配付されるというんじゃないで、もう事前に配付されているというそういう解釈でいいんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 毎年民生児童委員さんのほうに提供する情報は住基データをもとにいろんな分を作成しておりますので、そこには当然区に入っている、入っていないというのはこちらではわかりませんので、住所のある方は全てお渡ししているというところです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員。

第10番（田中榮一君） わかりました。

それでこの長野県のガイドラインなんですけれども、そのところではガイドラインには書いてあることでちょっと課長の答弁、かなり進んでいる答弁だというふうに思います。このガイドラインのところは、その災害時の情報提供というようなところは、本人確認をしなくても情報提供ができるというところの、その個人情報保護法の条例でそういうことができると、そういうところをちょっと整備をしていたほうがいいというようなところが書いてあるんですけれども、総務課長、その個人情報保護法の中の災害時におけるその情報提供のところは本人にも確認しなくてもいいという、そういうところは白馬村のその条例には書かれているのかどうかというところなんですけれども。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 個人情報保護法にというよりも災害対策基本法の中で、災害時にはこの情報を提供するというところが自治体の義務になりますので、それは法律が上位法になりますから条例での制定は不要というふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問議員はあと4分です。田中議員。

第10番（田中榮一君） わかりました。

サポーター制度というようなところで先ほど答弁がありましたように、民生委員の経験者がつい

ていただければ非常に新しくなった人も心強いのではないかとというようなところが答弁にありましたので、ぜひこれからどんどん我々の団塊の世代が75、85になってくると、民生児童委員さんの活動っていうのが非常に忙しくなるようなところで、そのようなサポーター制度をぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

ついては他の市町村もそうなんですけれども、当然民生委員と同じように守秘義務を課してそれをお願いをしていくというようなところでやっているようであります。高齢者に優しい村となるために、ぜひ区には加入してほしいんですけれども、そんな村になってほしいなど、ぜひ民生委員さんの活動に期待したいというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第10番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時58分

議長（北澤禎二郎君） 会議を開きます。

次に、第11番太田伸子君議員の一般質問を許します。第11番太田伸子議員。

第11番（太田伸子君） 11番、太田伸子でございます。定例会最後の一般質問で10人目というところ、1日5人目の村長のお疲れのところですが、もう少し頑張ってください、しっかりとした一般質問になりますようによろしくお願いいたします。

5月1日に元号が平成から令和に改元されました。この令和元年もあとわずかとなり、歳月の過ぎる早さを実感するこのごろです。村においても、この時期は多くの行政課題解決のための予算編成時であるかと思えます。

下川村長には、ときのたつ早さに果敢に挑んで、重要施策を着実に実現されるよう、大北農協経済部長として培った高い見識と村民から信託された2期目のご自身の公約の達成のために、強いリーダーシップを発揮してほしいものと、村民こぞって期待をしているところであります。

今回の質問は、以前にも伺っていますが、その後進展もなく、村民の皆様から寄せられる声も多く、その声をお届けしたく再度伺うところであります。

ぜひとも村民に寄り添った温かみのある政治手腕を発揮していただいて、今回は通告に従い、2つの質問を行ないたいと思います。

1番目に公共交通についてであります。

ことし3月に白馬村公共交通網形成計画が策定されました。中を見せていただくと、計画期間は平成31年度から令和6年までの6年間とされています。村長の任期はあと3年なのですが、これは、契約期間だけのことでしょうか。村長の実施に至るお考えを伺います。

2番目に、高齢者に運転免許証自主返納を推奨しています。自主返納をされた方の支援事業及び

返納状況を伺います。

3番目に、村は高齢者や自動車運転免許証を持たない移動制約者の買い物、通院などの交通確保と社会参加を図るため、デマンド型乗合タクシーを運行しています。現在の利用状況を伺います。

4番目に、村内2校の小学校PTAから、スクールバス運行の陳情書が提出されています。非常時は別として、村の考えを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員から公共交通について4つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の白馬村地域公共交通網形成計画の計画期間は、令和6年までの6年間とされており、村長の任期期間中に実施に至る考え方についてお答えをいたします。

白馬村地域公共交通網形成計画につきましては、今年度より計画に定められた施策について順次着手をしているところです。具体的には、デマンド型乗合タクシーの運行日、運行時間、利用状況の見直しやシャトルバスの統合運行、通年運行の検討、あわせて生活交通等について、関係する課や事業者が集まり検討を行なっております。今後、話がまとまった段階で、検討委員会を立ち上げていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、計画に沿うことは当然ですが、計画期間内であっても、スピード感を持つとともに、1つずつ丁寧に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の運転免許証自主返納事業についてですが、運転免許証を自主返納した方には、返納時に警察署で発行される申請による運転免許の取消通知書を健康福祉課の窓口を持ってきて申請をいただくと、乗合タクシーの利用券を33枚交付いたします。この支援は1回限りで、申請ができる期間は、取消通知書に記載されている日付から1年以内となります。取消通知書によるタクシー利用券の交付は、昨年度は23名、今年度は、11月末時点で28名の方に交付いたしました。

年代別に見ますと、90代の方が4名、80代の方が14名、70代の方が8名、60代の方が1名です。昨年度もそうですが、80代の方の返納が多くなっております。

また、継続的な支援といたしましては、今年度より、免許証を自主返納した折に、申請により交付される運転経歴証明書の提示により、乗合タクシー利用回数券がいつでも半額で購入できるようになりました。これまで、これにより半額での利用券購入は、延べ31名の方が購入をされております。

3点目のデマンド型乗合タクシーの現在の利用状況についてお答えをいたします。

10月末現在の登録者数は745名で、施設へ入所されている方などを除きますと、706名の方が登録をされております。年代別には、50代未満の方が23名、50代の方が14名、60代の方が72名、70代の方が189名、80代の方が284名、90代以上の方は124名となっ

ております。

また、この4月から10月までの乗客数は5,163名であり、昨年同期間に比べ900名ほど増加をしております。5月から10月の実証期間の土日、祝日便、17時便の増便を考慮いたしましても、500名余りが伸びている状況であります。年代別に見ますと、自主返納されている方の多い80代が2,549名と、乗客数の50%近くを占めており、続いて70代が847名、60代が795名、90代が720名となっております。

次に、目的地別に見ますと、病院関係を目的地とする乗客が851名と最多であります。このほか、買い物が607名と続き、村施設、福祉施設、金融機関、スポーツや浴場、理美容といったリフレッシュを目的とした外出、また通勤等、幅広い目的で利用をされております。

最後に、5月から10月に実施した実証期間の利用状況についてでありますけれども、土日、祝日便についての乗客数は、期間中の土曜日は165名、日曜日は92名、祝日は6日で53名の利用があり、増便した17時便につきましては、64名の方が利用されました。

最後に、スクールバス運行における村の考え方についてでありますけれども、昨日の加藤議員の質問に対する答弁と重複しますが、地域公共交通網形成計画における通学用公共交通の確保に関する事業スケジュールでは、本年から3カ年を検討期間とし、令和4年度以降に計画実施と定めたわけではありますが、白馬南小学校と北小学校の両PTAからの陳情書に記載がありましたとおり、少子化や核家族化、保護者の働き方などを背景として、登下校における防犯面のみならず、クマの出没への対応や冬季の路面状況や夏季の異常高温への対策など、児童生徒の安心安全な登下校には、スクールバスの運行が有効な手段であることと認識をしているところであります。

そこで、総務課と教育委員会では、まず、小学校児童の登下校に対して、通学用公共交通の確保に向けた具体的な検討を進めているところであります。新年度の予算編成は、現在進行中ではありますが、計画の前倒しも視野に入れて、事業の必要性や効果、優先度を厳密に判断をした上で、事業化にしていきたいと思いますというふうに考えております。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 今の答弁から、交通網計画、6年間となっているが、いろんなところで検討していった、できることから順番に試験運行なり何なりをやっていっていただけないというふうな解釈でよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

交通網全体を考えている中で先行する部分は出てくるのかもしれませんが、まずは全体の構築をどう考えるのかというところで着手しているということで考えますと、議員のご質問のとおり、できるところから始めるということも考えているということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） ぜひできることから、そういうふうにしていただかないと、一口に6年という、今、小学校の話が出ましたけれども、1年生の子供はもう6年生になるというふうな、そういうふうな時間になることになります。なので、なるべくできること、試験運行ができるようなものがあるようであれば、ぜひ進めていただきたいと思います。

ただ、公共交通というところで調べたところ、公共交通というものは、不特定多数の方が利用できる交通網というふうにならなっています。白馬村で今検討しているスクールバスとなると、私は、対象は不特定多数ではなく、小学生、子供だけになるというふうになるので、公共交通に当てはまらないのではないか、各学校の学校が運行するスクールバスでなければちょっと話が違うのではないかなというふうに思いますが、その辺のようにお考えになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 確かに公共交通の定義につきましては、議員のおっしゃるとおり、不特定多数の方が制限なく乗れるということになったんです。現在私ども考えているのは、これは一つの例ではありますが、仮にスクールバスが、スクールバスというのは、時間帯は登校と下校の時間帯に重なってくるというふうになります。それは、車両のことを考えますと、朝と夕方を抑えるということになります。それが、当然のことながら、事業者の関係もありますので、就業規則であったり、その車両がどういう形態で利用することが一番効率的なのか、ここら辺を考えますと、朝の使い方と日中の使い方、ここら辺がどういうふうにご利用できるのかというところが、現在の作業で少しいろいろと探っているという状況でございます。

当然のことながら、スクールに限らずデマンドに関しましても、これも、時間帯を含め、スクールとしての活用ができるかどうか、今現在も資源がありますので、そこら辺を現在いろいろと調整をし、意見交換をして作業を進めているという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） この質問事項の公共交通についてという中に、私が高齢者の自主返納された方の状況、それから、デマンドタクシー、それから、スクールバスを入れたのは、そういうところでありまして。1日のうちで、使う時間帯がいろいろ、子供たちにとっては登下校であるだろうし、それから、高齢者の方にとっては、日中に使われることが多いのであれば、ある程度、公共交通とした、いわゆるコミュニティバスのような時間帯を決めたバスを回していただければ、まだほかにも、通勤されている、デマンドでいう50以下の普通の皆様も村民の方も使えるというふうになるのではないかなというふうに考えているのですが、その辺のところ、どういうふうにお考えになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問ですけれども、まさにそのとおりでこちらのほうも考えております。ただ、車両の大きさ、人数による台数の確保、この辺というのも非常に大きな要素となってきます。それによって、ご質問でいくと、スクールでいきますとどこを回るのかという部分も車両の台数によって変わってきます。そこら辺を含めながら、日中の時間帯もどのように、例えば、一つのコミュニティバスができるかどうか、それは、当然のことながら経費のこともありますので、車両の配備できる数であったり、そこら辺をまさしく作業をしているということで、基本的な考えについては、議員おっしゃるとおりの作業を現在それぞれでいろんな意見を出し合いながら詰めているということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） デマンドの乗合タクシーなんですが、使われている利用者の方からの声を聞くと、始めの行きときは電話をして予約をすれば、10分、20分の差はあっても来てもらえる。ただ、行なった先で、用事が済んだときに足がないので、そこからデマンドにその予約をしなければいけないというところで、とても不便だと。それから来ていただけるかどうかもわからない。それで、行きも帰りも300円、結局600円要るところでとても不便だとおっしゃっています。

ただ、700人、今、745名の方が登録されているというふうにおっしゃっています。これを去年の決算書で見ますと、利用された方の利用料というのが200万余りです。それで、村費で1,000万補充してこのデマンドタクシーを運用している。それならば、これが50代以上の皆さんでこれだけの村費を投入するのであれば、村の村民が誰でも使えるコミュニティバスを運行できるようにして、もし、村費がもう少しかかっても、村民全体が利用したものに対しての利用できる交通網というものをつくるというところは、全然公平な行政にとっては、私は一番いい方法だと思います。その辺のところ、費用面のこともおっしゃいましたが、総務課長、どういうふうに捉えられますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいま収入の関係でのご質問でございますけれども、まず、料金体系をどういうふうにするのかという部分については、公共交通会議がありますので、そこでの合議というのがまず必要になってまいります。高くするのか安くするのかという部分ももちろんありますけれども、仮に一つの例でいきますと、安価にしてバスを走らせたときに、どこの事業者に影響が出るのかというと、既存のタクシー事業者にも影響が出てくるというふうなこともありますので、料金体系については、公共交通会議の合議というものが必要になってまいります。当然のことながら、費用的なものをどういうふうにするのかというのは、当然経費の中からどれだけの収入がある

のか、または、公共交通の中で、交付税、または内容によっては特別交付税で措置をされるという部分も実施には中にありますので、そこら辺をどう判断していくのかというところはもちろん考えなければいけないことだと思います。

ただ、運行するとなると、やはりどれだけのニーズがあって、どれだけ乗るのかという部分ももちろん調査しなければ、一度やはりあれば乗るかということでは、恐らく乗らない方が多いと思いますので、やる以上は、当然のことながら周知も必要となってきますし、それなりの収入も見込まなければいけないという作業も必要になってまいります。

先ほど支出の分のお話をしましたけども、当然のことながら、収入に関する部分についても、検討する段階では入っていくようになるかと思っておりますので、その点についてはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） もちろん検討していただくのは結構ですが、なるべく早くしていただきたい。いつも聞くのは、検討しています、まだまだ実証しなければいけない、やってみなければわからない。もちろんそうです。

先ほどからいろんなところで出ています、スノーピークさんの未来促進法も官民が一体になってやるというところで、民の方がいるからあれだけ早く、やはり皆さんのスピーディーな行動になっているんだと思います。もう少し早目に動いていただきたいなというふうには思います。

それで、私は、去年のときも、この高齢者の自主返納された方への支援事業というのをお聞きしました。そのときは、33枚の利用券を進呈して、これはデマンドタクシーのお試しを、これを利用していただいて、33枚使って、よければデマンドを使っていただきたいというところでやっているんですよというふうに聞きました。ことしは、さらに、この返納した証明証を持っていけば、ずっと半額で買えるというふうに支援していただいているみたいです。一見、それはよかったなと思ったんですけども、一つ考えてみたときに、今まで免許証を持っていなくて不便されていた方が、デマンドタクシーを利用している方は満額でこれずっと利用券300円で乗られているんですけども、この辺ちょっと不公平ではないかと思っておりますが、いかが、何も考えないでしょうか、議長お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 免許証返納事業でございますが、今おっしゃったとおり、今年度からさらにちょっと拡充させていただいて、半額で購入できるような形にさせていただいております。それまだ1年たたないんですけども、やってみて、やはりおっしゃられたように、免許をもともと持たない方、あるいは免許を流しちゃった方については、その半額の対象になりませんので、その辺がこれからずっとデマンドがある限り続くということであると、やはりちょっとその辺は検討し

ていかなければいけないかなというふうには考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） ぜひ公平な感じというか、高齢者の方、やっぱりデマンドしか今足がないので、ぜひいろんなところでご検討いただければいいかなというふうに思います。

一つお聞きしたいんですけども、今、自主返納を推奨しているといいながらも、どうしても車がなければ、白馬村動けないというところで、今、アクセルとブレーキの踏み間違いとか、今のところ、幸いにも白馬の中では事故がないように思っているんですけども、今新しくこういう制御装置というんですか、そういう安全装置のついている車の購入の補助については何かお考えになっていますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） ブレーキ、アクセルの踏み間違い、非常ことし春先から多発して、ほぼ連日のように、そういった痛ましい交通事故のお話があったということは重々承知しておりまして、私も興味あってちょっと聞いたところによると、そんな高いもんじゃないと、その制御装置自体は、それで、国のほうも、それに対する設置の補助も考えているみたいな記事を見ましたので、一応そこら辺を研究した上で対応できるかどうか、また、同じ言葉になりますが、検討させていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） どうしても検討していただいているものは検討中と言っていたかなければいけないので、ぜひ実行に移すような検討をお願いしたいと思います。

スクールバスなんですが、やはり子供さんたち、先日も道路飛び出しとかあったりしてちょっと危ないなというときもあったので、まずは、スクールバス、まだコミュニティバスがなかなか検討中であるならば、各学校なりのその安全に対するの指導というのをよろしくお聞きしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

村民に寄り添う村政についてお伺いいたします。

神城断層地震から5年が過ぎ、村長の最近のご挨拶にも、いつどこで何が自然災害が起きるかわからないという言葉をよくお聞きします。村民にとって、災害時のライフラインは重要です。村の水道事業について、現在の状況を伺います。

2番目に、近年、白馬村に外人による不動産の取引がふえています。白馬に住みたくても土地が高額で、家や部屋を借りるにも高くて手が出ないと、若い世代の方からのお言葉をお聞きします。前にもお伺いしましたが、民民の取引に立ち入ることはできませんが、村有地の確保や空き家バンク等の施策を立ち上げることから、移住定住の考えを伺います。

これも昨年お伺いしましたが、公営墓地公園について、墓地を持たない多数の村民、住民がいま

す。白馬の自然に思いをはせて移り住んだ住民の眠りにつく場所の確保、地震による墓石の倒壊の心配のない、管理された美しい墓地公園のお考えを再度伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2つ目の村民に寄り添う村政について、3つの項目について質問をいただいております。最後の質問でありますので、力強く答弁をさせていただきます。

1点目の水道事業の状況についてお答えをいたしますが、白馬村では、昭和49年から57年にかけて、観光人口や別荘の増加等による水需要の増加を予想し、各地区に当たった簡易水道を統合し、白馬村浄水場を創設をいたしました。他の事業体でも同様な傾向であります。水道を取り巻く状況は、老朽化の進行、耐震化の推進、経営基盤の脆弱さ、人材の減少や計画的な更新のための備えが不足をしていることが上げられます。村内の水道管管路の施設は約200キロメートルであります。法定耐用年数の40年を超えた管路が66キロを超え、今後も増加傾向にあります。これまで管路更新事業は、体に有害であるとされる石綿管の交換をする老朽管布設替え事業や下水道工事に伴う布設替え工事等で、約40%の更新が行なわれているものの、老朽に伴う大きな更新はなされていないのが現状であり、更新は大きな課題であります。

上下水道課では、平成27年度に基本方針である白馬村水道ビジョンを策定をし、将来像の設定、施設整備の検討、運営管理の検討、事業計画を定め、アセットマネジメント、資産管理を行ない、将来予測を行ない、具体的な更新計画の策定に取り組んでおります。

村がかねてから要望をしていた大町の建設事務所による無電柱化工事や国道148号通地区の道路改良、県道白馬美麻線等の大型道路改良事業が次々に着工されたことから、道路下に埋設をされた水道管路にも大幅な布設替え工事が必要となります。

来年度以降は、県の事業を順調に進める上でも、これらの布設替え工事を重要な更新事業と位置づけながら、最優先で取り組む予定です。また、基幹となる配水管の更新工事には補助事業がありますので、補助事業の採択にのせた更新計画を策定してまいります。

耐震化の推進につきましては、5年前の神城断層地震の際には、地震による断層変位が多数見られ、布設されていた水道管路にも多数の被害が生じました。森上、塩島地区で確認をされた大きな褶曲箇所村道下にも配水管は布設されており、この断層は約80センチの垂直変位及び約30センチの水平変位が確認をされました。

当時、明らかに被災をしているものと現地確認を行なったところ、平成8年より採用を始め、耐用性能があるとされていた水道配水用ポリエチレン管は、剪断することなく、給水を継続し続けました。その後の復旧工事で掘り上げ調査を行なったところ、水道管は緩やかに変形し、過度の断面変形は見られなかったことから、水道配水用ポリエチレン管は、断層変位にも柔軟に追従し、高い耐震性能が実証されたと考えております。

今後の更新工事の際にも、このような耐震性環境を整備することにより、村にとっても、最重要

施設への給水を強化していく予定であります。

経営の状況につきましては、水道事業の単年度決算は昨年度も黒字の決算であります。将来的には給水人口や観光人口の減少から、使用料料金収入の減少に見込まれていますが、新日本有限責任監査法人の調査によると、本村においては、近い将来値上げが必要であると推計をされており、今後の水道事業会計は、厳しい財政状況となることが予想されます。

現在の水道使用料金は、昭和59年の4月1日に値上げを行なって以来、35年間にわたり改定をされていないわけですが、老朽化した施設の更新や重要施設の改築、耐震化を計画的に進めるには、料金値上げの検討は、もはや避けられない状況であります。

水道は、住民にとってはあって当たり前のものであり、普段は余り意識をされない存在になっていますが、今後は水道事業の状況を知っていただき、事業内容を見える化していくことが大切だと考えています。積極的に水道事業の内容を知っていただく機会を設け、知らせるだけでなく、意識を向けていただけるよう取り組みます。

このため、まず、本定例会にも提出をさせていただきましたが、白馬村上下水道事業経営審議会を立ち上げ、皆様から、上下水道事業に関する重要な事項や料金、使用料に関することなどを審議をしていただく予定であります。

今後も安全安心の水道水を安定的に給水するサービスと、それを支える財政の両輪を健全化させるべく、住民とのコミュニケーションを継続しながら、官民連携の拡充にも取り組みつつ、なお一層の経営の効率化に努めてまいりたいと思います。

それから、2点目の近年、白馬村に外国人による不動産の取引がふえており、白馬に住みたくても土地が高額、家や部屋を借りるにも高く手が出ないといった若い世代の方からの言葉をお聞きすることから、村有地の確保や空き家バンク等の施策を立ち上げることから、移住定住の考えについてをお答えをいたします。

昨年12月の議会において、太田伸子議員から土地開発公社の活用による移住定住施策についてのご質問をいただきました。その答弁と同じ趣旨になりますが、空き家バンクの実態としては、不動産会社に手数料をお支払い委託する必要があります。村としては、住まいの手配は民間に任せたほうがよいという考えから、空き家バンクを実施をするという予定は考えておりません。移住定住施策に関しては、引き続き、移住相談、お試し移住、情報発信、ふるさとワーキングホリデー、操業支援や企業版のふるさと納税を活用した就業者支援等を中心に支援を続けていきたいというふう考えております。

最後になりますが、公営の墓地公園整備についてお答えをいたします。

昨年の12月の定例会の一般質問でも、同様のご質問をいただいておりますが、現在、大北管内で公営の墓地を整備しておりますのは、大町市、池田町、松川村の3市町村であります。現在の白馬村の財政状況であります。震災対応、広域のごみ処理施設の建設、給食センター建設、防災情

報システムと大型事業が引き続き厳しい状況となっており、実施計画に計上されていない新規事業である墓地公園の整備を行なうには困難な状況と認識をしております。

今後、財政の回復の状況及び住民からの要望の高まりぐあいによっては、整備事業に着手をする場合もあろうかと思いますが、現時点では、整備計画に着手できる状況にないことをご理解をいただきたいというふうに思います。

今回も村営の墓地公園整備につきましては、太田伸子議員からのご提案と受けとめさせていただきます。

以上、2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 今まで生活してきて、水がない生活というのは、今までに想像もしたこともなく、この近年、大きな災害起きるたびに、いろんなところで断水が長引いているというふうな話を聞いたときに、ああいうことが困るんだということが、今、白馬村では幸いに断水というのが長く続いていないので実感していませんが、とても身近に水が大事だなというふうを感じるようになってきました。

それで、9月の決算委員会ですか、決算を行なったときに、これ会計監査のほうからの報告書なんですけれども、この水道事業に関して、年間の総配水量というのが、これ285万立方メートルの配水量に対して、有収水量というのがちょっとわかりづらかったんですけど、結局、一般家庭なり何なり水道料として入ってくるそういう水の量が1万3,290立方メートルで、その配水している量に対して46.6%ぐらいがお金になっている。あとはどうなっているんですかといったら、お金にはなっていない水の量が配水されている。それはどういうことなんでしょうと聞いたときに、私も、すみません、この間表彰していただくほど議員やっていて、こんなに水道が出ているんなんということを今ごろ知ったというのは恥ずかしいんですけども、結局、半分以上の水が外に流れている。それはえらいことだねという話から、聞いたら、いろんな消防の方の訓練とか、そういうところでも水が出ている、そういうものも含まれているけれども、やっぱり水道管が古くなってきていて、いろんなところで漏水していても、少しずつ漏水していてもわからないんだと。それがどうということかということで聞いていくと、先ほど村長の答弁がいただいた、この水道管も古くなっているし、40年も過ぎている水道管がこんなにもある。じゃあこれをもう少し何とかしていただくように、いろんな事業を私たちも、先ほどからこの事業もやってくる、あの事業もやってくると言っているけれども、一番大事なこのライフラインの工事について、まず、やっていただくのがいいのではないかというふうに思いますが、まず、下水道課長のご意見聞きたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 今の太田議員の質問でございますけれども、有収水量が46%程度と、これは余りにも低過ぎないかということにつきまして、これは、監査のほうからも指摘されている事

実でございます。

私、3年ぶりに上下水道課長に戻ってきたわけですが、正直、私自身もこの数値を見てびっくりしているところでございます。5年前に上下水道課長をやっておったときは、66%ぐらいの有収率だったというふうに記憶しております。

これのやはり大きな原因というのは、やはり5年前の神城断層地震が非常に大きいというふうに私は分析しております。それと、当然のことながら老朽化というのも非常に大きいと思います。

実際のところ、流量は、配水池の出口に流量計がついております。ですので、それを全部総計したものが総配水量になりまして、有収水量というのは、先ほど太田議員おっしゃったとおりに、料金の対象となった水量でございますので、各それぞれの家に通っている水道メーターを通った量だというふうに考えていて、そのとおりで結構でございます。

先ほど言ったように、消防、それから、防災、それから、維持管理、水道の破損等の漏水等を差っ引いたにしても、やはり目標とする有収水量というのは、中小の市町村であればやっぱり80%以上あるべきであろうなというふうに、私自身も感じております。

特に、その中でも分析したところ、源太郎の水系が実は漏水量が多うございます。夜間流量はかりますと、やはり、夜間でもかなり配水されているということが出ております。恐らく推定でございますけれども、めいてつ、みそら野地区、これは、上水道にしましても、当時、開発業者が開発した水道だったものを、白馬村上水道に移管を受けたと、組み込んだというものでございまして、実際の施行年度も昭和43年、ピークは45年と、ほとんどの水道管が45年ということで、普通に計算するともう50年たっていると、耐用年数から10年以上たっているということで、また、当時の管種は塩ビ管ではございますけれども、やはり当時のちょっと50年前は、施工方法は現在に比べれば少々荒っぽい施工だったのかなというふうに思っております。やはり、そういったところで漏水が多いんであろうというふうに考えておりまして、上下水道課としても、この漏水は何とかしなきゃいけないという認識を今回の決算を見まして持ったところでございますが、正直申しまして、先ほど村長にも答弁にもありましたとおりに、来年度は建設事務所の関係で非常に大型の水道管布設替工事が目白押しということで、なかなか現在の体制では、それに対応するだけでも精いっぱいかなという部分もございます。ただ、この漏水を放っておくわけにはいきませんので、何らかの調査方式、また委託等も検討しながら、少しでも有収水量を向上させ、目標に向かって進めたいというふうに、現在は考えているところです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 大体の原因がわかっていて、そこまでわかっているのでありますので、災害がいつ来るかわからないというところで、なるべく早い手当をお願いしたいと思います。

めいてつ地区の皆さんは、急に、先ほどおっしゃったときは、別荘地として多分水道を引かれた

ので、水道管が細くて、たくさんの方の今、住民の方がいらっしゃるところで、水道管を太くしていただきたいというふうな話もお聞きしております。また、相談に乗ってあげていただければいいかなというふうに思います。

それから、去年にこの不動産の話、墓地の話させていただきましたが、ほかにやらなければいけないこともたくさんあるし、空き家バンクなどは、民間に任せる。民間に任せるのはいいんですけども、まず、この白馬に移住された方、移住していただく方に何か手当ををするというふうなものが全然出てこない。墓地にしてもそうですけれども、大町も移住された方、大町に住まわれた方には、何かの補助金がある。松川に至ってそうです。新しい家を建てたら補助金、もし借りても補助金、古いお家を借りられても補助金があるというふうに聞いています。若い皆さんが白馬に来られるために、そういう移住してくる支援制度というもののお考えというのは、村長やはりなかなかそちらのほうまでは、白馬村は手が回らないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） かねてから、そういった意見もあることは、私も十分承知をしているところがあります。何とか若い人たちがこの白馬に住んでいただける、そういったことが非常に重要だというふうに理解をしておりますし、特に白馬のアパートの家賃が非常に都会並みだと、こんな話も聞いているわけでありましてけれども、私としては、何とかできることなら支援をしたいなというふうには思っておりますけれども、今の、先ほど来の答弁でありますけれども、今そんな状況ではないということではありますが、今後検討はしてまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 私は、前には出産に対してのお祝い金ということも村長に提案させていただいたり、財政は厳しくてもすごい金額になることはないと思うんです。だから、ぜひ若い人たちのこの移住がふえて住民がふえたときに、白馬が活気して、この村が明るくなるということも考えていただきたい。わずかなお金というか、大きなお金ですけれども、村民のために使って、村民が潤っていくというところの生きたお金の使い方をぜひ考えていただきたい。

先ほどから、何かにつけて、何をやるにもきょう一般質問いろいろ聞きましたが、検討委員会を立ち上げました。何をします、策定委員会をします。みんな委員会を立ち上げているけれども、実現に向いてのことが、先ほどからお聞きするたびに、検討していますというふうになっている。策定委員会もただではできませんので、その辺のお金の使い道をしっかり考えていただきたいなというふうに思います。

村長が初日のご挨拶で気候非常事態宣言をされて、いろんな内外に反響を呼び、白馬村もすばらしいことをしている、評価を受けています。私たちも一生懸命、その村長についていて、この気候非常事態乗り切っていかなければいけないと思っています。白馬村が財政非常事態宣言などを出さないように、村長のさらなる前進を願って、私たちも村政にご一緒に考えていきたいと思いま

すので、よろしくお願ひいたします。

一般質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第11番太田伸子議員の一般質問を終了いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終了いたします。

これで本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から定例会日程予定表のとおり、各委員会等を行ない、12月13日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日から定例会日程予定表のとおり、各委員会等を行ない、12月13日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時51分

令和元年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和元年12月13日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

令和元年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和元年12月13日（金）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 2 発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書
- 日程第 3 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 5 議員派遣について

令和元年第4回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和元年12月13日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・室長	田中哲
建設課長	矢口俊樹	農政課長	下川啓一
税務課長	横川辰彦	上下水道課長	酒井洋
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	住民課長	山岸茂幸
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅	生涯学習スポーツ課長	関口久人

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

発委第9号（産業経済委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

5) 議員派遣について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和元年第4回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員長に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第67号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員会報告が終了した後に、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、常任委員会報告終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第2番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君） 令和元年第4回白馬村議会定例会総務社会委員会の審査報告をいたします。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は議案10件、請願1件、陳情1件と継続審査となっている陳情2件です。

審査の概要と結果を報告します。

議案第57号 工事変更請負契約の締結について、小中学校へのエアコン設置工事において増工するもので、北小の2教室において教室の利用形態からエアコンの馬力を落として2台から3台に、中学校では室外機架台の仕様変更、3校共通で室外機の転倒防止装置、北小のキュービクルは当初計画より小さくできることから減額するもので、増減合わせて工事費で80万円の増額に諸経費、消費税を入れて113万3,000円を増額するものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第57号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の規定に伴う関係条例の整備に関する条例について、法改正による特別職、非常勤職員の厳格化と、会計年度任用職員制度導入

により関係する11条例の所要の一部改正と、嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の廃止です。

質疑、意見に入り、執行機関の附属機関の設置等に関する条例改正では、地域公共交通会議と地域公共交通検討委員会との関係性、メンバー構成を問う質疑が相次いで出され、特に利用者をメンバーに入れるべきではないかとの質疑があり、検討委員会には入り、デマンドタクシー、ナイトシヤトルバスなども検討委員会で検討した後、事業者が入る公共交通会議で合意を得るという流れなので問題はないとの答弁がありました。

特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例改正では、鳥獣被害対策実施隊員の報酬は安過ぎないかとの質疑があり、3,000円は確かに安い気がする。今後、広域のほうで話してみたいとの答弁がありました。

同じ条例改正で、表から消えた区長、環境衛生委員等の職務はどんな形になっているかとの質疑があり、会計年度任用職員は地方公務員法の適用を受けるためかなりの制限がある。これからは有償ボランティアとし、別に規則で定めるとの答弁がありました。

討論に入り、反対、地域公共交通会議の委員の中に利用者を入れるべきとの討論がありました。採決したところ、議案第60号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第61号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の規定に伴う関係条例の整備に関する条例についてです。

関係法律の公布に伴い関係する条例について所要の改正をするもので、号ずれ改正や引用条文の削除です。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第61号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第62号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、期末手当の支給月額0.05月の引き上げる改正と支給率を6月と12月に均等に分ける改正で、前者の公布の日から施行、後者は令和2年4月1日から施行との説明がありました。

質疑では金額を問う質疑があり、今回の補正予算書にあるとおり19万1,000円の引き上げで1人当たり1万5,900円との答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第62号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第63号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について。これも議案第62号と同様、期末手当の支給月額0.05月の引き上げる改正と支給率を6月と12月に均等に割り振る改正です。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第62号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

令和元年人事院勧告に準拠し、給料表のうち若年層職員が在職する号俸を平均0.1%改定、初任給の2,000円引き上げ、勤勉手当を0.05月引き上げ、宿日直手当を200円アップし上限額を6,100円とする改正です。残っている部分は3月とのことでした。

質疑に入り3月議会に何をかけるかとの質疑があり、人事院勧告で残るのは住居手当になる。任意する部分があり、何を任意するかわからないので3月に上程するとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第64号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第65号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

フルタイム会計年度任用職員の給与表は、一般職給与表の1級と2級を使用するため改正するもの。9月上程時より号俸をふやし、公営塾の主任講師を該当させるとのことでした。

質疑では、パートタイムの人たちの給料表はこれを機にこれを参考にするのかとの質疑があり、フルタイムの給料が基準で勤務時間に応じて支給するとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第65号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第66号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

法改正により償還金の支払いを猶予する条項が新設されたことによる改正及び災害弔慰金等の支給審査委員会の新設をうたうものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第66号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第67号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第4号）についてです。

これは、歳入決算予算の総額に歳入歳出それぞれ5,136万2,000円を追加し、予算総額を64億7,786万4,000円とするものです。

全般を通じて、人件費に人事院勧告に基づく給料、手当の補正額と説明がありました。

次に、所管する課ごとに主なものを報告します。

初めに総務課関係です。

ふるさと納税5,520万円は、業務委託料とクレジット決済の手数料です。

防災事業1億3,022万7,000円の減額は新防災情報システム事業の2カ年での事業費が固まり減額、これに合わせて事業債1億2,960万円を減額、第2表の債務負担行為を改め、今年度事業は電波の許可申請と親局5局の製作、戸別受信機は2,000台の製作を発注した。ふるさと納

税寄附金は増額に伴い1億1,000万円を積み立てするもの、ふるさと白馬人づくり基金は新たに40万円寄附する企業があり、一般財源40万円とで計80万円を積み立てるとの説明がありました。

ふるさと納税は10月末現在、対前年20%アップとのことであるが、対策を講じたのか。今後の見通しはどの質疑があり、SNSを活用してのPR、イベントでの取り組みもし、返礼品も見直した。ミルククイーンに人気があった。見込みは昨年並み以上は期待するが、台風災害により他に流れることも予想されるとの答弁がありました。

今回の補正予算の大方5,500万円増がふるさと納税の返礼品、今後ますますふえていくとき、一般財源でいいのかとの質疑があり、今後条例改正をし、返礼品のさわり分は財源充当できるようにしていくとの答弁がありました。

屋外子局が15局到達範囲を考え、新たな場所での用地交渉が必要かとの質疑があり、基本的にはないが許可のワット数で現地に入り、また建柱工事を確認してみて、場合によっては用地交渉の可能性もあるとの答弁がありました。

教育課関係には、南小修繕費59万9,000円は落雷による火災感知器交換、北小修繕費47万2,000円はプールのろ過ポンプ交換と除雪機の修繕です。

子育て支援課関係では、人勧による人件費計上と幼児教育・保育無償化の施設等利用費補助金は計上誤りであり、同額2,022万8,000円を扶助費に組み替えるものです。

生涯学習スポーツ課関係は、スポーツ振興事業500万円増額のうち、77万円は聖火リレーボランティア警備のウェア代、423万円はミニセレブレーションの式典委託、告知の3看板、懸垂幕を委託するのを委託料して一括計上する。

ウイング21、維持管理事業93万2,000円は、初日に議決した高屋根工書の増額補正と光熱水費25万円は消防施設のスプリンクラーポンプの誤作動による漏水が発生している、今原因究明をしているとの説明がありました。質疑で、ミニセレブレーションは組織委員会とはならないのかとの質疑があり、聖火リレーは組織委員会、沿道警備は県、それ以外は村、警備のボランティアは村となるとの答弁がありました。423万円は一括委託かとの質疑があり、一括委託、既に県が行っており、ながのアド・ビューロに委託するとの答弁がありました。

税務課関係は、総務課計上の人件費のみです。

住民課関係は、国保特別会計繰出金212万4,000円は保険基盤安定繰入金の国、県、村の各負担金の確定によるもの、北アルプス広域連合負担金94万2,000円はリサイクルセンター計画再開で設計単価の見直しによる負担金増が主なものです。

健康福祉課関係では、心身障害者福祉事業で自立支援給付復帰555万6,000円の減額は施設利用者の志望提出によるもの、児童福祉給付費710万8,000円の増額は児童発達支援の小谷村の施設利用児童と放課後デイサービスの利用の増加によるもの、国庫負担返還金342万2,000円

は30年度の自立支援給付費の返還金です。

各課審査が終わり、全体討論はなく、採決したところ、議案第67号所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第68号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてです。

これは、歳入決算予算の総額に歳入歳出それぞれ109万5,000円を減額し、予算総額を11億1,037万4,000円とするものです。

歳入では一般会計補正予算にもあった保険基盤安定繰入金の国、県、村各負担金の確定による一般会計繰入金を増額とそれによる財政調整基金繰入金の減額。

歳出では、国保制度改正に伴うシステム改修委託料を次年度で県下一斉に改修する費用分について減額、そのほかは保険基盤安定繰入金の増額に伴う財源組み替えです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第68号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

請願第8号 幼児教育・保育の無償化の対象から除外される給食の副食費について、白馬村として保護者の負担を免除するための請願。請願者は新日本婦人の会白馬支部長、高橋英子さんです。請願者より趣旨説明があり、消費税増税に伴い幼児教育・保育の保育料が無償化になったが、副食費は保護者が負担している。61市町村は独自の減免をし、白馬村は減免しない16の市町村に入っている。近隣の町村は減免している。子育て支援を大事と考えるなら、本村においても手厚い施策をお願いしたいというものです。請願者への質疑で、請願事項の認可保育施設には幼稚園が含まれないが、理解し、幼稚園も入れてほしいとの答弁がありました。

質疑、意見に入り、国の無償化制度が10月にスタートし、副食費だけが実費負担でしたが、既に財源が不足し、100億円単位の補正をしなければいけないとある。村へは今年度は特別交付税で来年度は通常の交付税かと思うが情報は、に対し、今年度に限って臨時交付金、国の制度と同様としているので、独自にやるとなるとそれ以外は持ち出しとなるとの答弁がありました。もし全て無償化すれば、年間の負担はどのぐらいかに対し、副食費も保育園で44%、幼稚園で46%は既に減免をしているが、それ以外全てとなると、保育園、幼稚園合わせれば約460万円が必要との答弁がありました。

小谷村からの幼稚園児は副食費をとっているの、幼稚園からは無償化すると困ると言われた。小谷の子供と格差が生じると言っていたに対し、白馬幼稚園は新制度に移行していない幼稚園だが、白馬村では幼稚園のほうの保育料も減免しているとの答弁がありました。

保育料無償化導入に当たり、近隣市町村を参考にされたと思う。白馬村が徴収することについて不満が出るという考えはなかったかに対し、当然、近隣の確認はしている。本村の考えは小中学校の給食は自己負担、支援ルームの一時預かりの子供も自己負担、自宅で育てている方も当然実費、

どちらが公平かわからないが、本村は国の制度に従い徴収はしていく。経済的負担が大きな世帯のフォローはできていると思う。近隣は政策的部分が入っているとの答弁がありました。5歳児未満の人口はどんどん減っている、460万円で子育て支援が充実するならそっちをとるべきと思うという意見。また、議会は文書主義なので、公文書で判断すべきと思う。請願事項の認可保育施設だけを取り上げ、採択すれば、支援も保育園だけになってしまうとの意見がありました。

討論に入り、請願は認可保育施設の副食費となっていて幼稚園は入らない、それでは不公平感が出てしまうので採択すべきではない。請願は文書主義では間違いがあることはある。しかし、そこを唱えては冷たい、他の自治体並みにしてほしいという小さな要望、議会として当然のことと思ひ採択すべき。なぜ、9月議会に意見を出さなかったのか。また、まだ始まって2カ月、小谷村の問題もあり、少なくとも半年や1年はやっていただきたい、今回は否決でいいのではとの討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員少数の賛成により請願第8号は不採択にすべきものと決定しました。

陳情第14号 スクールバスの運行を求める陳情書、これは継続審査です。

陳情第15号 通園バスの運行とこの冬からの試験運行に関する陳情書、これも継続審査です。第3回定例会からの継続審査であり、同じ内容の陳情であること。閉会中に各陳情者との懇談会、学校関係者との懇談会を行って、各委員とも考えを深めてきていることから一括で審議すること、採決は別です。また、議会改革で実施を模索している自由討議を行うことを委員長発議し、異議はありませんでした。

まず、執行部の質疑として村バスの会との懇談時に教育委員会に要望を出したときに機関決定していると言っていた。機関決定とはどういう意味なのか、決定したとするといつなのかに対し、地方教育行政の組織と運営に関する法律で村長の権限と教育委員会の権限は区別されている。我々の機関決定は、教育委員会の中でスクールバスが有効な手段と決定した。川崎の事件や村内で犬にかまれたということがあり、総合教育会議で村長にスクールバス運行を早期に実現してほしいというのが機関決定です。機関決定して村長に予算づけを求める行為を行ったのかに対し、教育委員会単独実施ではなく、公共交通網形成計画、以下は網計画と略させていただきます。にのっとしてということを考えている。議会法の取り上げ方では網計画があるから進まないという書き方になっている。そこはどう思うかに対し、各それぞれが計画を立てばばらに進んでいた。今回は村の公共交通を見直そうということで網計画がつけられた。教育委員会として独自で行うことはない、網計画に沿って進めていく。PTAと教育委員とのやりとりはどのぐらいしているかに対し、運行エリアはおおむね3キロメートルでたたき台をつくっているが、網計画もあり、保護者への問い合わせやアクションは起こしていない。スクールバスについては、先行実施する機運が高まりつつあった。来年からではなく、令和4年までずれ込んだのはどういう考えかに対し、公共交通のあり方を考える

ことを大前提にデマンドなどを整備している。スクールバスは車両確保、対象児童数、ルートなどを考えたとき、登校以外の時間帯をどのような使い方ができるか庁内検討に入っている、公共交通の全体のあり方をまず考えている。その中で先行できるものは先行するが、現時点での予算計上は確約できないが、考え方は庁内でまとまりつつあるので、進捗状況と考え方を理事者に示し判断していただく。目論見としての予算の積算はに対し、ある程度の想定は必要、白ナンバーでの運行ではなく緑ナンバーでやる、路線バスが走っていない本村からすると、一般貸切旅客自動車運動事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者が考えられる。地区によってバスとタクシーを使い分ける。単純見積もりでは4,000万円はかかるが、スクールバス単独ではなく、間に村民の足とすれば単価は下がるので一概には言えない。スクールバスだけで頼むとすればそのくらいの金額になる。

自由討議に入り継続審査に賛成したが、緊急性があると思っていて、PTAが意見をまとめてきて聞く場を持ったほうがいいと思い、継続審査とした。現状を理解していただきたい、せっぱ詰まった陳情と理解してほしい。4,000万から5,000万円かかり、財源はどうするのかと心配している。何か事業を1つやめないとできない。現実的にはとても難しいと思っている。2年前に村のアンケートでは、65%以上で通学バスが欲しい、保護者負担感があることを六十数%であった。今回のアンケートも同じ。とりあえずスクールバスを先行し、その後に循環バスや定時定路線バスに移行するとなるかもしれないが、とりあえず運行してほしい。継続の理由は、PTAからの聞き取りでは内容が二転三転し総論では固まっていなかった。村バスの会のほうスクールバスより公共交通を早期にということ立ち上がった。必要性は感じるが、子供の数が減ることは目に見えている。学校統合の問題を先に考えた方がよく、そうなったときにスクールバスを走らせ、今は拙速に走らせる必要はないかと思った。趣旨は理解するが、内容はしっかり詰めて慎重に考えるべきと思う。とりあえずやってみようは無責任、制度設計が大事、運行しても乗らなくなるのは前例があり、保育園の通園バスは誰も乗らなくなった。PTA、村バスの会とも路線バス方式で乗っても乗らなくても親の自由と言ったが、小学生のスクールバスとはそういうものではないと思う。制度設計をしっかりとって保護者の役割、財政的裏づけをしっかりとらせてからやってもらいたい。執行部では既に検討に入っているので、議会としては趣旨採択が相当かと思う。保護者の意見をしっかりと聞いた中での制度設計をしていくべきと思う。

討論に入りまして、必要性は感じている、趣旨採択においても要望に関して行政が検討に入っている、冬に間に合わせるのはハードルが高い。

採択です。村づくりの基本は、村民要望の強い事業を事業化することが行政の基本と思う。早く運行するように。せっぱ詰まった中で陳情してきているPTAの陳情は採択。PTAは当事者であり、アンケートを集計して出してきたが、村バスの会のほうは当事者でない人たちが裏づけなく出してきているので趣旨採択。議会としてはPTAをバックしたいのが行政と話していないということ。行政も一般質問答弁では、令和4年度以降で計画、児童生徒の安心安全の登下校には有効な手

段と認識しているとしている。現在、行政と詰めることが進まないとなると趣旨採択でよいのではないかなどの討論がありました。

陳情第14号を、採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により趣旨採択にすべきものと決定しました。

続いて、陳情第15号を採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により趣旨採択にすべきものと決定しました。

陳情第17号 白馬村役場庁舎改修に関する陳情書です。陳情者は白馬建設業組合組合長、池田昌彦さん。役場庁舎、多目的施設の劣化が激しく、雨漏りが発生している。改修時期が来ているので計画を立て改修を。その際は村内事業者の指名を望むとの陳情です。

質疑、意見として、改修時期が来ているのかいないのか、改修計画を立てているのかとの質疑があり、改修時期は来ている。改修は個別計画に盛り込んでいる。屋根の防水やエレベーター交換など順次予算化していくとの答弁がありました。庁舎全体での改修計画の説明が欲しい。全体計画とは別に行うのかとの質疑があり、緊急性がある屋上の防水は予算化していきたい。全体改修だとかかなりの金額になるので、財政と相談しながらになるとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、陳情第17号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

以上で総務社会委員会の報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第57号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第57号 工事変更請負契約の締結については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号の討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許可します。第7番加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 7番加藤亮輔です。議案60号に反対の立場で意見を述べます。

この条例整備の中に白馬村執行機関の附属機関の設置に関する条例の2条に、白馬村地域公共交通会議を通過し、その構成メンバーが決められています。メンバーを15名以内とし、肩書を省略

しますが、1番、副村長、2番、長野県の交通政策課長、3、北アルプス地域振興局長、4、大町建設事務所長、5、白馬村交番署長、6、一般乗合旅客自動車運送事業団体の代表、7、公募による村民、8、北信越運輸局の交通企画課長、9、北信越運輸局長野運輸支局長、10、一般旅客自動車運送事業の運転手団体の代表、11、白馬村観光局事務局長となっています。今述べたようにメンバーは、行政関係者と運輸・運送関係者ばかり、公共交通を利用する側の高齢者、婦人、子供を見守る学校関係者や保護者がメンバーに指定されていません。私は、公共交通を整備し利用を待ち望んでいる交通弱者とそれらの関係団体の代表を構成メンバーに加えよと提案しましたが、原案を可決しました。公共交通はまちづくりの基本インフラであり、児童生徒の教育と安全の確保、高齢者の移動の確保、地域コミュニティーの確保など、住民が地域で生きていく土台です。そこに住む住民の声が反映され、利用しやすい制度をつくらねば長続きしません。担当課の説明では、課題が出れば公共交通検討委員会を設置するから問題はないとのことでしたが、しかし、10年前の平成21年8月の公共交通検討委員会で中学校及び高校生の保護者アンケートの結果を協議し、通学の利用要望が高く、交通会議へ通学・交通システムの構築を要請しましたが、通学バスの運行は10年間見送られています。10年前の交通会議に公共交通を利用する側の高齢者、婦人、学校関係者や保護者が構成メンバーに加わっていれば、10年間の塩漬け状態にはならず済んだと思います。このような経験を大切に、利用者、当事者を構成メンバーに加えることは、村づくりを進める上でも重要なことです。また、長続きする利用率の高い運行を図る面からも必須条件と思います。よって、利用者が除外された条例改正には反対します。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の規定に伴う関係条例の整備に関する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手多数です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第61号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の規定に伴う関係条例の整備に関する条例については、委員長報告のとおり決定する

に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第62号の討論に入ります。討論はありませんか。第5番伊藤まゆみ議員、議案に対してどちらですか。

第5番（伊藤まゆみ君） 賛成です。

議長（北澤禎二郎君） 賛成討論。

第5番（伊藤まゆみ君） 5番伊藤まゆみです。議案第62号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論を行います。

私は、過去5年にわたり、人事院勧告に基づく議員報酬、特別職の給与及び一般職の給与の引き上げに反対してまいりました。しかし、議員の任期もあと1年4カ月余りを残すところとなり、新たに議員を目指す、特に若い人たちにとって議員報酬が足かせとなり、出馬を断念することがないようになりたいとの思いが一つであります。

また、63号、64号についても賛成する立場で、ここで討論をさせていただきます。

これから少子高齢化、雇用の不安定な時代に入り、地方が生き残っていくには厳しい状況に追い込まれるのは必至であります。公約無視のTTP参加に始まり、公共事業費の削減、電力、水道の自由化、働き方改革を含む労働規制の体制・緩和、競争原理に基づいた教育、大学改革、漁業法や農協法の改正、種子法の廃止、国有林野管理経営法改革、外国人による土地取得の無規制、そして、国家百年の計を完全に台無しにする移民法の受け入れ拡大と、デフレ状況下の中での消費増税、これらの国の政策は我々の生活を直撃し、経済的にも精神的にも追い込まれていくことが予想され、我が村の住民も田畑を売り、あるいは土地、家屋まで手放し生活費に充てる状況がさらに加速するのではないかと。これからの20年、30年どう自治体が生き残るかはここ数年の政策立案次第であり、非常に重要な局面であることは間違いありません。

折しも来年度の予算編成に向けて全職員を対象に予算編成会議を行い、村の財政状況を確認し、課ごとに一般財源を配分する一般財源の枠配分方式に10年以上ぶりに方向転換したと本定例会の村長挨拶にて説明がありました。

これにより、今までコンサル等に出していた委託料などは大幅に削減されるのではないかと。特に、第5次総合計画の後期計画の策定は職員が頭を悩ませて計画してくれると大いに期待をしております。理事者側には借り物のエリートに頼るのではなく、職員を信頼し、彼らを育てることでこの村がよくなる、そう信じ、住民に近い現場の声がしっかりと政策に結びつく体制を構築していただきたい。オリンピックをやった、震災を乗り越えた、その自信を糧にこの難局を乗り越えていただきたい。理事者、職員の皆さんの士気が高まるよう、給与改定に賛成いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第62号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第63号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第65号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第65号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第66号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第66号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第68号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第68号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第8号の討論に入ります。まず、原案に賛成の方の発言を許可します。第5番伊藤まゆみ議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 5番伊藤まゆみです。幼児教育・保育の無償化の対象から除外される給食の副食費について、白馬村として保護者の負担を免除するための請願に賛成の立場で討論を行います。

「政治は、今まで頑張ってきたお年寄りこれから頑張っていく子供たちのためにある」、これはTBSの冠ニュース番組、NEWS23で長年キャスターを務めた故筑紫哲也さんの言葉であります。先ほどの議案62号で申しましたとおり、これから私たちの生活はいろんな場面で追い込まれていく方向に向かっています。

そんな中、唯一の希望は、村に子供たちの声がこだまし、明るい未来があるのではないかと思います。子供たちを大切にしない村に未来はないと思っています。「高々460万なら私が出してやりたいくらいだ」。こんな請願の傍聴に来られた住民の方が言っていました。そんなことを住民に言わせる村でいいんですか。そんな村に希望が持てますか」と問いたい。副食費の保護者負担を免除し、子供たちの行く末を大きな心で見守る村であってほしいと願い、この請願を採択することに賛成いたします。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 次に、原案に反対する方の発言を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番(津滝俊幸君) 第8番津滝俊幸です。私は、この請願に対して反対する立場で討論をさせて

いただきます。

委員会において請願者より説明を受けた際、請願事項に認可保育施設には幼稚園が含まれていないがという質問に、幼稚園も入れてほしいという答弁がありました。議会においては請願は文書主義であるので、この要望事項については間違いがあり、認可保育施設だけを取り上げて採択することを認めてしまえば、しろうま保育園だけが補助対象となってしまう。文書に書いてあるものを取り上げていくことはできない。さらに、保育料の無償化が始まってまだ2カ月足らずで、今後、この制度の進捗状況を十分に精査していくことが重要である。白馬幼稚園には小谷村からも児童が入園していることや他の請願との公平性を保つことを踏まえ、この請願は不採択とすべきである。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。第7番加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 7番加藤亮輔です。私は、請願8号 副食費の保護者負担を免除するための請願に賛成の立場で発言します。

この請願は、消費税10%値上げ反対の世論が多数だったため、選挙対策も絡んで政府が幼児教育の無償化を持ち上げた上、審議途中から副食費を除外すると言い始めるなど、制度設計が未熟でふぐあいを自治体に押しつけたことに端を発します。無償化といえば、当然、無料になると考えます。今まで保育料に給食費も含まれていましたが、今回の改定で副食費、つまりおかず代の4,500円は保護者負担にするというみみっちいことを国が言い始めたために、保護者に失望感が起こったと考えます。

長野県でも少子化が深刻化する中、子育て支援策に力を入れている自治体を初め、61市町村が副食費の独自減免を実施しています。大北管内でも小谷村はゼロ歳から5歳児の全て、池田町、松川村は3歳から5歳児の全ての副食費を無料にしています。しかし、白馬村は国が決めた基準の年収360万未満世帯及び第3子以降の免除しか認めていませんから、約半数の園児の保護者は副食費を支払うことになり、このような自治体格差、負担格差が生じました。

この格差を解消するには、副食費の全面無償化を国に要請しながら、当面は村独自の減免政策で子育てに自治体格差が生じないように、池田町、松川村と同じ3歳から5歳児までの全ての園児の副食費を白馬村も免除すべきと考えます。

また、不採択の理由として、認可保育施設だけで幼稚園を含めていないのは問題だとの意見がありました。そのことについては、私も表記上は不十分だと思います。しかし、議会として請願の趣旨を尊重し、まずは採択し、理事者、村民に熱意を伝えるべきではないでしょうか。担当課が事業を整備し準備する中で、幼稚園児も含めた全ての3歳児、5歳児までは免除になれば、保護者にとって大きな負担軽減になり、子育てしやすい村になると思います。よって、この請願は採択すべきと考えます。よろしく申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

請願第8号 幼児教育・保育の無償化の対象から除外される給食の副食費について、白馬村として保護者の負担を免除するための請願を原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手少数です。よって、請願第8号は不採択とすることに決定いたしました。

継続審査となっております陳情第14号の討論に入ります。討論はありませんか。第3番田中麻乃議員。原案に対してどちらですか。

第3番（田中麻乃君） 賛成です。

議長（北澤禎二郎君） 賛成。

第3番（田中麻乃君） 3番田中麻乃です。陳情第14号の採択に賛成の立場で討論いたします。

この陳情は、子供たちの安心安全な登下校を望む北小、南小両PTAが保護者にスクールバス運行についてのアンケートを実施し、約8割が運行を希望しているという結果に基づき提出されたものです。

近年、川崎殺傷事件、新潟小児女子殺害事件や登下校中の子供の列に車が突っ込むなど、登下校中の子供が犠牲になる事件が全国で発生しています。観光地であるがゆえ、国内外かかわらず村外から人の流入が多い白馬村だからこそこういった事件が起こる可能性が十分にあります。

通学路は、冬季は日照時間が短く十分な街灯が確保されていないため、子供たちは薄暗い中、雪が降った場合は除雪も間に合わず、歩道もない中を登下校しており、生徒数の減少と遠距離通学により1人で徒歩通学している見守りの空白地帯も多く生じています。

さらに、エコーランドなど外国人観光客が多い繁華街では下校時から飲酒した観光客が路上を歩き来し、雪道になれない村外の車両の交通量も非常に多く、治安と事故の両面から子供たちは危険にさらされています。

また、ことし頻発した熊の出没や夏季における異常な暑さや豪雨や豪雪など、自然環境がもたらす危険も鑑みると、登下校における保護者の心配は日々耐えません。現状3割を超える家庭が無理をしながら毎日送迎しています。ことしの熊の出没に至っては、保護者の送迎が必須になる地区もありました。共働き家庭においては、送迎のため仕事や勤務先の調整に苦労したとも聞いています。保護者が子育てする上で経済的にもしっかりと活動でき、安心安全が確保された子供たちの登下校を1日も早く実施すべきです。何か起こってからでは遅いのに、村は子供が犠牲にならないと動かないのか、そういった声も聞こえます。子供たちが朝元気に「行ってきます」と学校へ行き、「ただ

いま」と無事に帰ってくる日常を心から願っています。

このことから、緊急性のあるこの陳情を採択し、保護者の意見を十分に反映した上で早急に実施すべきと考え、賛成討論といたします。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。第7番加藤亮輔議員。原案に対してどちらですか。

第7番（加藤亮輔君） 賛成です。7番加藤亮輔。陳情14号に賛成する立場で意見を述べたいと思います。

さて、皆さん、テレビを見ている村民の皆さん、それから北小、南小の保護者の皆さん、PTAから提出された陳情について私の意見を述べます。

この陳情については9月議会に提出されましたが、関係団体との意見交換及び議員間の議論は不十分だ、もっと議論が必要だとのことから継続審査になった陳情です。付託された総務社会委員会では、委員長を除く5人中2人の委員が賛成、3人が趣旨採択に挙手し、僅差で趣旨採択に決まりました。この本会議では、産業経済委員会の6名も加わり、議長を除く11名の判断で議会の態度は決定します。採決の方法は、賛成の採択か反対の否決かまたは趣旨採択か、三種類から取捨選択して多数決で決まります。最後までごらんください。

陳情の内容は、一つ、来年度から通年のスクールバスを運行すること、一つ、2020年の冬季シーズンに試し運行をすること、一つ、運行に当たっては、対象児童生徒の通学距離、バス停など保護者の意見を反映することの3項目です。私は至極当然な願いだと思います。教育委員会はスクールバスは通学に有効な手段であると決定し、スクールバス運行についての課題と実施する前に解決しなければ、問題の整備を始めています。そして、スクールバス運行の前倒しを村長にも要望しています。あとは村長が予算づけを担当課に指示するかどうかにかかっています。その後はスクールバスを運行事業の予算案を議会が認めれば白馬村でも運行されることとなります。村の交通事情、道路事情、治安状況、遠距離通学、そして、少子化から来るひとりぼっち通学など、10年、20年前とは比較にならない通学事情です。村長に早い決断をするように後押しするためにも、議会として陳情の趣旨は理解したという消極的な趣旨採択ではなく、陳情内容全てをきちんと採択し、子育てしやすい白馬村にすべきと思います。議員の皆さんの賛成を期待して意見を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は趣旨採択です。陳情第14号 スクールバスの運行を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり趣旨採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手多数です。よって、陳情第14号は趣旨採択とすることに決定いたしま

した。

継続審査となっておりました陳情第15号の討論に入ります。討論はありませんか。第7番加藤亮輔議員。原案に対してどちらですか。

第7番（加藤亮輔君） 賛成の立場で。

議長（北澤禎二郎君） 賛成の。

第7番（加藤亮輔君） はい。陳情15の通園バスの運行とこの冬からの試験運行に関する陳情に賛成の立場で意見を述べます。

陳情15号は、ただいま審議した14号と同じ通学バスの運行を求めるものです。大きな違いは、小学生だけでなく中学生も含めた通学バスの運行を求めている点です。中学生のほうについての意見を述べたいと思います。

ご存じのように、中学生から自転車通学が認められていますが、気象状況、遠距離、部活動などの事情から保護者の車での送迎が村民アンケートによりますと28%あります。送迎の理由は、ほかに手段がないからが29%、送迎の保護者負担度については、「感じる」「非常に感じる」が68%に上ります。今後の公共交通については、スクールバスが34%、循環バスが30%と集計されています。その上、積雪期になれば、頼みの自転車通学が禁止になります。先ほどのアンケートでは34%が自転車通学です。冬季は危険だと考え、車送迎が54%に増加します。このような状況を考えれば、小学生だけでなく中学生も必要です。

また、村は観光に特化したバス事業には予算を使っています。昨年度のナイトシャトルバスの事業に1,509万円、アルペンライナー事業に338万円、グリーン期の白馬シャトルバスに889万円です。白馬村の宝である子供たちの通学バスや移動手段の予算はゼロ円です。このような状況は本末転倒ではないでしょうか。早急に対応するためにもこの陳情を採択すべきと考えます。議員の皆さんも一緒に賛成いただけることをお願いしまして、意見を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は趣旨採択です。陳情第15号 通学バスの運行とこの冬からの試験運行に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり趣旨採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手多数です。よって、陳情第15号は趣旨採択することに決定いたしました。

陳情第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第17号 白馬村役場庁舎改修に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、陳情第17号は採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第5番伊藤まゆみ産業経済委員長。

産業経済委員長（伊藤まゆみ君） 令和元年度第4回白馬村議会定例会産業経済委員会の審査報告をいたします。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は議案5件、請願2件、陳情1件であります。

付託されました議案について、審査の概要と結果をご報告いたします。

議案第58号 工事委託に関する変更協定の締結について。白馬村公共下水道、白馬村浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の協定金額を248万円減額し、契約金額を1億2,752万円にするもの。変更内容は、仮設工の精算による減免であります。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第58号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第59号 白馬村上下水道事業経営審議会条例の制定についてであります。

円滑な上下水道事業推進のために村長の諮問機関として設置するもので、水道料金、下水道、農業集落排水使用料や、その他上下水道事業に関する重要な事項を審議会の任務とし、使用者、受益者、学識経験者や公募による者を15人以内の委員構成を予定しております。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第59号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定いたしました。

議案第67号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第4号）所管事項であります。

まず初めに観光課関係です。

主なものは、条例改正に応じた観光総務費の給与の増額とナイトシャトルバスのバス停の名称変更と期間を延長する海外観光客受皿整備事業の業務委託料129万4,000円の増額であります。

質疑、意見では、運行期間に対する質疑があり、期間は12月21日から3月4日までで昨年の運行日数には変わらない、当初、予算では2月までとしたが、交通会議の検討により3月上旬までとしたもの。1台4,200円で1日4台、7日分を増額、運行会社を株式会社白馬交通とのことです。

討論はありませんでした。

建設課関係であります。

主なものは、村道維持補修工事費60万円を冬季の風倒木に備え、道路等維持作業委託料に予算を組み替えるもの。また、村道改良国庫補助事業の実施設等委託料の1,170万円を工事請負費に組み替え、橋梁修繕の進捗を図りたいものであります。

災害復旧費153万8,000円は、査定が行われた工事費が決定したことにより、工事費と設計額を増額するものであります。

質疑、意見に入り、設計委託料を橋梁修繕費へ組み替えたのはどの場所か、災害復旧の工事箇所と工事の内容はとの問いに、橋梁の設計を3つの会社に委託、姫川通橋ほか十数カ所あり、3つに分けているとリストが提出されました。災害は2カ所、野平のグラウンド南斜面、中込と分かれ、菅に入る道を南側の斜面の法面保護の工事とのことでした。

討論はありませんでした。

続いて、農政課関係です。

主なものは、多面的機能支払交付金の66万6,000円で今年度より新たな5年がスタートし、それに伴い面積がふえたことによる増額であります。

質疑、討論はありませんでした。

続いて、上下水道関係です。

環境衛生費合併処理浄化槽整備事業の323万3,000円の減額は、国庫補助要綱が改正となり、営業施設が対象外となったための減額であります。

質疑、意見では今後の補助の考えはとの問いがあり、増額の予算編成としたいが国庫補助と県費補助がかかわっており、制度の見直しにより国は営業施設を補助対象外とし、県は今のところ確約ができないということで県には相談している。総務課では、枠内方式によりこの事業も含まれるとの答えでした。大型のところの補助は要らないのではとの問いに、大型で予算をとってしまうと家庭用に回らないので来年に向けて対応したいとの答えでした。

討論はありませんでした。

各課の審査終了後、全体を通した討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第67号 令和元年度白馬村一般会計補正予算（第4号）所管事項は可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第69号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）であります。

主なものは、加入分担金の1,240万円、水道使用料の300万円を含む水道事業収益の収入1,670万円の増額、県道白馬美麻線の改良工事が延期されたことに伴う工事負担金、企業債などで資本的収入が3,561万1,000円の減額、排水設備工事費の委託料、工事請負費などの資本的支出が3,232万4,000円の減額であります。

質疑、討論では、加入分担金は何件かとの問いに、10月末までで89口との答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第69号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきも

のと決定いたしました。

続いて、議案第70号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）であります。

主なものは、水道事業会計と同じく県道白馬美麻線の布設工事の延期に伴う企業債、県補助金等で、資本的収入が3,044万7,000円の減額、区域外流入分担金814万9,000円、受益者負担金137万1,000円の増額、同じく県道白馬美麻線の工事延期により、工事請負費等で資本的支出が3,958万7,000円の減額であります。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第70号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、請願第7号 白馬駅前東側整備に関する請願書であります。

提出者は、白馬駅前を考える会会長、太田勝氏。紹介議員は太谷修助議員であります。提出者より趣旨説明の申し出があったため、当日、白馬町区長の太田豊茂氏より説明を受けました。

請願内容は、国道148号線沿い1.7キロメートルに850人の住民が住み、大型トラックの振動に悩まされている。駅東側に高規格道路を早期に建設し、大型トラック等による騒音、振動の解消と駅東側に駐車場を設け、駅西側の駐車場不足の解消、同時に駐車場に隣接する図書館等の公共施設を建設することで、無電柱化とともに白馬町の活性化を検討してもらいたいというものであります。

説明者に対する質疑では、東側に駐車場を造成した場合、西へのルートはどう考えるか、JRと協議がなされているかとの問いに、JRにお願いしたが、動きが見えていない、406号線と148号線がマッチング使用になればいいと思うとの回答でした。東側に駐車場を設けても商店街に来るお客さんは少ないと思う。駐車場不足解消のため、広島木材店跡地を駐車場にと提案したが、検討したのかとの問いに、区としての協議はしていない、高規格道路ができれば道路と直結するので、東側に設けたほうがいいのかと思うとの答えでした。商店は東側で異論ないのかとの問いに、白馬町の署名が370名くらいあり、理解していると考えているとの答えでした。大出集落と線路の間を通ることを想定化、示されているルートは神城断層地震もあり、難しいのではないかと問いに、近隣の区には一緒に請願する旨の投げかけはした。白馬町の安心安全を守るために東側に通してもらいたい。地盤強化は今の技術では可能と思う。危険なら調べていただき、早く建設してほしい。住所を白馬町から動かしたいという人も何人かいるとの回答でした。過去にルートを決める際、駅のすぐ東側を走るのには景観や湧水もあり、問題が出てきている。他地区との調整が必要ではないかと問いに、難しい質問でそこまでは考えていなかったとの答えです。

また、白馬駅前には観光地白馬の顔、駅前の無電柱化はお客様を迎えるのにあたり、村の意気込みが見えてこなければいけない場なので大切な事業。白馬町の若い人たちの考えはとの問いに、当然論議し、請願項目の2番目に意見が入っているとの答えです。無電柱化になった町並みをどうするのか。町並みをつくるどころの案を出してほしいと県議や関係者が要望していた。そこが請願に入

っていないがとの問いに、町並みのデザインは我々にはできないので、無電柱化に関する第三者委員会の立ち上げが区で了承されたばかり。専門家の意見を聞きながらやっていきたいとの答えでした。

討論に入り、賛成討論では、活断層の心配はあるが、白馬の産業は西側に高い傾向、東側に道路建設の請願は重いものとする。住民からの署名もあり、安曇野市などの南部住民に訴えるよいタイミングであり、賛成する。

また、同じく賛成討論では、請願項目の2つ目に関しては検討委員会を設置し、検討を予定している。賛成して流れをつくりたいとのこと。

趣旨採択討論では、松糸道路の早期着工は望んでいることであり、村内の議論を盛り上げるためにも提起されたことは歓迎するが、無電柱化が決まり、駅を降りた際に白馬の顔ということで西側を重要視してほしい。1と2の両方に賛成できかねるので趣旨採択。松糸道路は早期を希望するが、無電柱化に伴うまちづくりの案がないと整合性がとれない。趣旨には賛同できるため趣旨採択。駅前から八方はアウトドアの商業施設が集まっており、八方から駅に流れるのが自然。東側に新たなハードを展開するのではなく、無電柱化というハードに伴い住民がソフトを展開することが重要と考えるため趣旨採択とのこと。

採決したところ、請願第7号は委員長を除く委員多数の賛成により趣旨採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第9号 免税軽油制度の継続を求める請願書であります。

提出者は、白馬村索道事業者協議会会長、倉田保緒氏。紹介議員は、加藤亮輔議員であります。

請願内容は、軽油取引税の課税免除の特例措置が令和3年3月末に廃止されるに当たり、それ以降も免税軽油制度の継続を求める意見書を政府各機関に提出することを求めるものであります。

質疑、意見では、令和3年3月末以降の継続を求めるものだが、来年も同じ意見書提出の請願が出されるのかとの質疑があり、3年前も同じ時期に出ている。税制大綱が閣議決定されるのが12月ごろで、決定されれば令和3年の4月1日に継続になる。だからこの時期なのではないかと思われるとの事務局からの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、請願第9号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定いたしました。

これにより、委員会として意見書を提出いたします。

続きまして、陳情第16号 リフォーム支援事業補助金制度策定に関する陳情書であります。

提出者は、白馬建築業組合組合長、池田昌彦氏。

陳情内容は、以前、当村で策定された白馬村リフォーム補助金制度を個人住宅のみならず、営業施設まで拡大した内容で策定するよう求めるものであります。

なお、同じ提出者で平成30年第1回定例会にて、白馬村の産業育成建築業界の活性化のための

建築リフォーム補助金創設の陳情が出されており、賛成多数で採択されています。今回は長い不況で資金不足のため改修に踏み切れない個人経営の営業施設に広げてほしいというものであります。質疑、意見はありませんでした。

討論に入り、以前にも建築業の活性化でやった経緯がある。村は気候異常事態宣言をしており、化石燃料を使わないよう窓を二重三重にすることや老朽化している多くの建物も修繕が必要だ。気候非常事態宣言と合わせてリフォーム補助をすることに賛成するというもの。賛成討論でした。

採決したところ、陳情第16号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定いたしました。

以上で産業経済委員会の報告を終わります。

すいません、一般会計補正予算所管事項の観光課関係の質疑、意見の中で、1台4,200円と報告いたしましたが、そうですが、4万2,000円の誤りですので訂正させていただきます。運行期間等です、運行期間は12月21日から3月4日までと報告いたしましたが、3月8日に訂正させていただきます。まことに申しわけありませんでした。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第58号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第58号 工事委託に関する変更協定の締結については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第59号 白馬村上下水道事業経営審議会条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第69号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第69号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算(第2号)については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第70号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第70号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算(第3号)については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第7号の討論に入ります。討論はありませんか。第9番横田孝穂議員。原案に対してどちらです。

第9番(横田孝穂君) 賛成です。

議長(北澤禎二郎君) 賛成。

第9番(横田孝穂君) 第9番横田孝穂です。請願第7号 白馬駅前東側整備に関する請願書に対する賛成の討論を行います。

ただいまの委員長報告は趣旨採択です。私は趣旨採択には反対であります。白馬駅東側整備に関する請願書については、地域高規格道路、松糸道路早期実現に向けた請願書でもあります。松本市を初めとする安曇平地域住民の皆様や、そして、北安曇地域全域に及ぼす影響は非常に重大であり、また喫緊の課題でもあります。

そこで、賛成の立場で賛成の討論を行います。また、この請願書においては、既に新聞報道もされ、松糸道路、村内東側ルート of 早期実現要望が含まれております。

また、今回は関係地域住民の署名活動もされ、多くの理解が得られている点は大きく評価されます。白馬、小谷両村民の命をつなぐ道路としての多くの願いと南部地域である安曇平地域住民へのこの建設への早期実現に向けて訴えるタイミングといたしましては今が非常にいい機会であり、大変重要であると考えます。

また、図書館建設においても白馬村が予定している多目的図書館建設に対しましても、非常に協力的、前向きな面がうかがわれ、大きく評価されます。

そしてまた、白馬駅前無電柱化実施計画では工事実施期間中における6年間にも及ぶ国道148号線及び県道白馬岳線における道路の片側通行が実施されます。それに伴う国道148号線及び県道白馬岳線の道路の大渋滞も非常に懸念される場所でもあります。それにかわる村内の東側道路の確保についても必須の検討課題と判断される場所でもあります。

以上ことから、白馬村地域における将来を見据えた長い目での白馬村の末永い発展が述べられています。この請願書であると判断されます。

よって、以上の理由により、請願第7号 白馬駅東側整備に関する請願書に対する賛成討論いたします。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は趣旨採択です。

採決いたします。

請願第7号 白馬駅前東側整備に関する請願書の件は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手多数です。よって、請願第7号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

請願第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

請願第9号 免税軽油制度の継続を求める請願書の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、請願第9号は採択することに決定いたしました。

陳情第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

陳情第16号 リフォーム支援事業補助金制度策定に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり

採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手多数です。よって、陳情第16号は採択することに決定いたしました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第67号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第67号 令和元年度白馬村一般会計補正予算(第4号)は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

産業経済委員長より発議の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。

よって、会議規則第22条の規定により議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

△日程第2 発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書

議長(北澤禎二郎君) お諮りいたします。

日程第2 発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第5番伊藤まゆみ産業経済委員長。

産業経済委員長(伊藤まゆみ君) 発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書、請願第9号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。意見書は別紙のとおりであります。

内容は、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響を鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要望するものであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、

経済産業大臣、国土交通大臣であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、発委第9号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第5 議員派遣について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長（下川正剛君） 令和元年第4回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には今月4日に開会して本日までの10日間にわたり、提出をいたしました全ての案件につきまして原案どおりお認めいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会の開会時に白馬村気候異常事態宣言を宣言させていただきました。この宣言以降、多くの村民や白馬ファンの方々から今後の取り組みに対する期待の声が寄せられております。気候変動対策を進めていくためには一人一人の気候変動問題に対する理解を深め、行動を起こすよう促すことが重要であります。

行政としても持続可能で環境負荷の少ないまちづくりを進めるため、環境教育、環境学習の充実や環境情報の提供などにより、環境に配慮したライフスタイル及びビジネススタイルへの転換を促し、特に家庭や事業者における温室効果ガスの排出削減を図り、これに取り組む住民や事業者等がその効果を実感できるような環境示唆と今後において展開しなければなりません。私といたしましても、令和の時代が気候変動対策の時代となるように具体的な取り組みを定め、推進をしまいたいと考えております。

さて、来年はいよいよ2020年東京オリンピック・パラリンピックイヤーとなります。これに伴い、国民の祝日に関する法律の一部改正により、2020年限定で一部の休日の変更されます。7月の第3月曜日と定められている海の日がオリンピックの開会式が7月24日に予定されているため、前日の23日に移動になります。通常、10月の第1月曜日と定められている体育の日が開会式の当日である7月24日にスポーツの日として移動されます。また、8月11日と定められている山の日ですが、オリンピックの開会式が8月9日でありますので、その翌日である10日に持ってくる決まっております。これらの休日の変更に伴い、村内でも令和2年度における各種行事日程がこれまで慣例としていた日程と変更となることが既に発生をしており、村といたしましても日程調整を含めて調整をするなどにより、村民の皆様への早目の周知に心がけたいというふうに思います。

これから年末年始に向かう折、寒さも一層増してまいります。議員各位におかれましても健康に留意をされ、ますますご活躍をいただきますとともに、よい年を迎えられ、令和2年もご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、村民の皆様にとってもよりよき年になりますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） これをもちまして、令和元年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時31分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月13日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員